



平成26年第4回
本別町議会定例会会議録

自 平成26年12月 3日
至 平成26年12月11日

本別町議会

平成26年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

平成26年12月3日（水曜日） 午後 1時30分開議

議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 | 平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 | 平成25年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 | 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 | 平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 | 平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 | 平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7 号 | 平成25年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 8 号 | 平成25年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第 9 号 | 平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(平成25年度各会計決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | | 諸般の報告 |
| 日程第 6 | | 行政報告 |
| 日程第 7 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算（第15回）〕 |
| 日程第 8 | 議案第 78 号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算（第16回）について |
| 日程第 9 | 議案第 79 号 | 平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 10 | 議案第 80 号 | 平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第 11 | 議案第 81 号 | 平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について |

- 日程第 1 2 議案第 8 2 号 平成 2 6 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 1 3 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 1 4 議案第 8 4 号 平成 2 6 年度本別町水道事業会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 1 5 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 3 回)について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 認定第 1 号 平成 2 5 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 5 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 5 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 5 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 5 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 5 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 2 5 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 2 5 年度本別町水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 平成 2 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- (平成 2 5 年度各会計決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求める件〔平成 2 6 年度本別町一般会計補正予算(第 1 5 回)〕
- 日程第 8 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度本別町一般会計補正予算(第 1 6 回)について

- 日程第 9 議案第 79 号 平成 26 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 回)について
- 日程第 10 議案第 80 号 平成 26 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 回)について
- 日程第 11 議案第 81 号 平成 26 年度本別町介護サービス事業特別会計補正
予算(第 6 回)について
- 日程第 12 議案第 82 号 平成 26 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 2
回)について
- 日程第 13 議案第 83 号 平成 26 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第
3 回)について
- 日程第 14 議案第 84 号 平成 26 年度本別町水道事業会計補正予算(第 1 回)
について
- 日程第 15 議案第 85 号 平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正
予算(第 3 回)について

出席議員(12名)

議 長	12 番	方 川 一 郎 君	副議長	11 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		10 番	阿 保 静 夫 君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大 和 田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	吉 井 勝 彦 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	子 ども 未 来 課 長	井 上 松 子 君
建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君	企 画 振 興 課 長	川 本 秀 二 君
老 人 ホ ー ム 所 長	岩 城 幸 宏 君	国 保 病 院 事 務 長	毛 利 俊 夫 君
総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君	建 設 水 道 課 長 補 佐	高 橋 優 君
教 育 委 員 長	水 谷 令 子 君	教 育 長	中 野 博 文 君
教 育 次 長	佐 々 木 基 裕 君	社 会 教 育 課 長	安 藤 修 一 君

農委事務局長 山本光明君
選管事務局長 大和田 収君

代表監査委員 畑山一洋君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺巣正樹君
総務担当主任 塚谷直人君

総務担当主査 松本 恵君

開会宣告（午後 1時30分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成26年第4回本別町議会定例会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、黒山久男君及び矢部隆之君を指名いたします。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長、小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成26年9月19日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日12月3日から12月12日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月5日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに10件の提出がありました。国民健康保険に関する国保負担の増額を求める意見書採択を求める陳情書、ゆきとどいた教育の前進を求める陳情、新たな高校教育に関する指針の見直しを求める陳情、高校、大学教育の無償化を求める陳情、再任用教員が培った力を活かし少人数学級の実現、教育条件整備に向けた必要な交付制度措置を国に求める意見書採択を要請する陳情、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書採択を求める陳情書、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見の採択を求める陳情書、安全、安心の医療、介護実現、医療、介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情書、北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する陳情、以上については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻回覧に供することといたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月3日から12月12日までの10日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月3日から12月12日までの10日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、12月4日から9日までの6日間を休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月4日から9日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 認定第1号ないし認定第9号

議長（方川一郎君） 日程第4 認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件についてを一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

平成25年度各会計決算審査特別委員長高橋利勝君、御登壇ください。

平成25年度各会計決算審査特別委員会委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、平成26年9月19日第3回定例会において付託を受けた下記事件に

ついて、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件、
、認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、
、認定第2号平成25年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第4号平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第5号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第6号平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第7号平成25年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、
、認定第8号平成25年度本別町水道事業会計決算認定について、
、認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、平成26年9月30日、10月1日。

3、審査の結果、認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定であります。

4、意見、
、違法と認める事項、特に認められなかった。
、不当と認める事項、特に認められなかった。
、特に留意すべき事項、特に認められなかった。
、監査委員の意見に対する意見、なし。
、その他、なし。

以上で、委員会審査報告といたします。

議長（方川一郎君）これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君）質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕平成25年度の各会計の決算中、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定にかかわる反対討論を行いたいと思います。

本別の現状では、保険料の徴収、平成25年度の実績は、特別徴収がいわゆる年金天引きが72.19パーセントです。本人希望による口座振替が20.72パーセント、窓口での支払いが7.10パーセントということになっているそうです。このような支払い状況なのですが、反対理由は、次の3点です。

まず、第1に後期高齢者医療制度は、75歳以上の医療として年齢で医療に差別を持ち込んでいる世界にも類いまれを見る制度だということです。

二つ目に、特に保険料は主に、先ほど申し上げたように年金天引きで国民年金など

で生活する高齢者世帯に重くのしかかっている制度だと考えます。消費税増税とも合わせ、高齢者の生活はますます厳しくなっていると考えます。

三つ目に、私は、これが一番問題だと思いますが、市町村は保険料の徴収業務が主な仕事とされ、高齢者の実態等について、制度に対する改善要求など、現実的になかなか国に届けることは難しい状況だというふうに考えます。

以上の理由から、本決算認定に反対するものです。

皆様の同意のほどをよろしくお願いをいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号平成25年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号平成25年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号平成25年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号平成25年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号平成25年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定に

については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号平成25年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第7号平成25年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第8号平成25年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第8号平成25年度本別町水道事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第5 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第5 諸般の報告を行います。

報告第17号本別町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について、報告を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 報告第17号本別町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり本別町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、同条第6項の規定により報告いたします。

本件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、国が策定した政府行動計画及び北海道の行動計画との整合性を図り、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示した行動計画を策定し、報告するものであります。

計画書につきましては、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護することと合わせ、町民生活及び本町経済に及ぼす影響が最小となることを目的としております。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針としましては、一つ目に、新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略、二つ目に、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方、三つ目に、新型インフルエンザ等対策実施上の留意点、四つ目に、新型インフルエンザ等発生時の被害想定等、五つ目に、町行動計画の主要6項目、六つ目には、対策推進のための役割分担について、国、北海道、町、医療機関、事業者等、それぞれの役割について定めております。

対策としましては、各段階における対策として、発生する前の未発生期から、海外発生期、道内未発生期、道内発生早期、道内感染期、感染が落ち着いた状況とみなす小康期まで段階に応じた対応策について定め、関係機関と連携、協力し総合的な対策を推進するものであります。

内容につきましては、議員協議会で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

以上、本別町新型インフルエンザ等対策行動計画についての報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、平成26年度定期監査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、平成26年10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、行政視察調査結果報告書について、総務、産業厚生各常任委員長、及び議会運営委員長より提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、

御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成26年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成26年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議長の動静について、平成26年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配付のとおり報告いたしますので、御了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成26年度各会計の予算執行状況について、行政報告させていただきます。

10月末現在の一般会計の執行状況につきまして、予算額70億4,842万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は34億6,689万2,000円で、49.2パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は34億9,397万3,000円で、49.6パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度3.9パーセント減、額にいたしまして1億1,868万7,000円減の28億9,055万7,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしております。臨時財政対策債は、前年度比7.2パーセント、1,872万9,000円減の2億4,143万7,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を4.2パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。平成25年度では3億5,877万5,000円で、前年度比5.2パーセントの減となりました。

平成26年度につきましては、災害等の大きな要因がないことから地方財政計画の1.0パーセントを下回ることが予想をされております。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額13億3,868万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億7,486万8,000円で、42.9パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は6億281万7,000円で、45.0パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億2,508万円に対しまして、歳入の収入済額は4,721万8,000円で、37.8パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は4,011万8,000円で、32.1パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額8億9,083万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億1,303万3,000円で、46.4パーセントの執行率となっております。このうち介護保険料につきましては、調定額1億3,546万4,000円に対し、収納額6,571万6,000円で、48.5パーセントの収納率となっております。

歳出の支出済額は4億6,066万5,000円で、51.7パーセントの執行率となっており、このうち保険給付費につきましては4億2,324万円で、支出済額の91.9パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額2億7,307万円に対しまして、歳入の収入済額は1億984万2,000円で、40.2パーセントの執行率となっております。このうちサービス収入につきましては、調定額9,978万4,000円に対し、収納額9,947万5,000円で、99.7パーセントの収納率となっております。

歳出の支出済額は1億3,297万6,000円で、48.7パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億1,390万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は3,368万3,000円で、29.6パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は4,665万円で、41.0パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額5億4,128万1,000円に対しまして、歳入の収入済額は2億263万2,000円で、37.4パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は2億1,648万8,000円で、40.0パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収支につきましては、予算額1億6,110万円に対しまして、水道事業収益の決算額は7,255万円で、前年度対比681万9,000円、10.4パーセント増となり、予算に対する執行率は45.0パーセントとなっております。水道事業費の決算額は7,694万9,000円で、前年度対比776万7,000円、11.2パーセント増となり、予算に対する執行率は47.8パーセントとなっております。

資本的収支につきましては、資本的収入の予算額8,677万円に対しまして、決算額は0円となっております。資本的支出の予算額1億3,162万7,000円に対しまして、決算額は4,070万8,000円で、30.9パーセントの執行率となっております。

おります。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。まず、収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の予算額 12 億 9,875 万 8,000 円に対しまして、決算額 6 億 5,984 万 1,000 円、前年度比 787 万 4,000 円、1.2 パーセントの減となり、50.8 パーセントの執行率となっております。このうち入院収益は 2 億 2,362 万 2,000 円、前年度比 624 万円、2.7 パーセントの減、外来収益は 1 億 7,174 万 7,000 円、前年度比 2,346 万 4,000 円、12.0 パーセントの減となっております。

病院事業費用につきましては、予算額 14 億 5,991 万 1,000 円に対しまして、決算額 6 億 5,166 万 6,000 円、前年度比 2,852 万 5,000 円、4.6 パーセントの増で、執行率は 44.6 パーセントとなっております。

事業収益から事業費用を差し引きました上期の純利益は 817 万 5,000 円となったところであります。

医業収益における外来収益の減につきましては、透析及び外科収益の減少が主なもので、事業費用の増につきましては、修繕費における屋上防水補修を執行したことが主な要因となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額 7,176 万 5,000 円に対しまして、決算額 5,812 万 7,000 円で、執行率 81.0 パーセントとなっております。資本的支出の予算額 1 億 235 万 7,000 円に対しまして、決算額 5,270 万 4,000 円で、執行率 51.5 パーセントとなっております。

次に、患者数の動向であります。4 月から 9 月までの上期の入院患者数は 8,852 人で、1 日平均 48.4 人となり、前年同期と比較しますと 492 人、1 日平均で 2.7 人の減、外来患者数は 2 万 6,502 人で、1 日平均 212.0 人、前年同期と比較しますと 2,177 人、1 日平均 17.4 人の減となっております。患者数の減につきましては透析及び外科が主なものであります。

以上、平成 26 年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、平成 27 年度予算編成方針について報告をいたします。

平成 27 年度の予算編成方針につきましては、11 月 26 日に職員によります予算編成会議を開催し方針を示したところであります。

国の平成 27 年度予算編成につきましては、政府の経済財政諮問会議の議論を経て 12 月前半に予算編成の基本方針が閣議決定される予定でありましたが、衆議院の解散によりまして来年 1 月中に先延ばしになる予定であります。

このような中、6 月 24 日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針では、リーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進め、歳入について地方税の増収を図るとともに、歳出におきましては、国の取り組みと基調を合わせた地方財政計画の見直しを行いつつ、必要な財源を確保するなど、メリハリ

をきかせて重点化、効率化を図ることとしております。

また、地方財政をめぐる状況につきましては、8月に公表されました総務省の概算予算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額は平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされましたが、地方交付税の要求額は出口ベースで16兆円と今年度当初予算から8,405億円、5.0パーセント減少となっております。

財務省は、地方交付税の別枠加算について総務省に廃止を求める方針を固め、地方自治体の雇用対策として設けました歳出特別枠につきましても大幅な縮小などの見直しを求める考えを示しているところであります。

さらに、政府は新たな課題として人口減少や少子高齢化など地方が直面する課題に対する取り組みとして、まち・ひと・しごと創生法を成立し、地方が自由に使える新たな交付金制度について、平成27年度からの導入を目指す方針を明らかにしたところであります。

このような状況の中、本町にとりましても歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になるものと考えております。

財政試算の歳入ですが、予算編成に大きな影響を与えます地方交付税は、このような厳しい状況を踏まえて、普通交付税を前年度決算見込額に対し6.8パーセント減で試算をしているところであります。

町税につきましては、景気の回復はいまだ厳しい状況でありまして、評価がえによります固定資産税への影響も考え前年度決算見込額に対して1.3パーセントの減を見込んでおります。

また、基金からの繰り入れにつきましても、引き続き依存度を下げる体制を目標にしているところであります。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費の減額によりまして前年度決算見込額に対し3.8パーセントの減、物件費、維持補修費は0.2パーセントの増、補助費等は4.1パーセントの減、繰出金は3.9パーセントの減、投資的経費は17.2パーセントの減を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価の確実な実施及び前倒しを指示しているところでもあります。

一般会計の予算規模といたしましては、65億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になってくるものと考えております。

以上のように、平成27年度の予算編成につきましても、相当厳しい状況となり、さらなる行政改革に取り組みますとともに、第6次本別町総合計画に掲げます主要課題である新たな仕事づくりの創造、少子高齢化、過疎化対策の取り組み、高速自動車道路網、高速通信網の利活用、循環型社会の構築、地産地消の取り組みについて、戦略的な視点と行動力をもって、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢を持てる施

策の展開を推進するとしたところでもあります。さらに、私の5期目のまちづくりの基軸であります六つの柱と48の施策実現に向けて、ともに学び、支え合い活力あるまちづくりを進めていくものとしております。

また、地方分権時代にふさわしい、自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進するため、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう創造力と知恵を結集し、最大限の行政効果が得られるよう町民と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解をよろしく願いますところでもあります。

次に、土砂災害警戒区域等の指定について報告いたします。

本町の土砂災害警戒区域等の指定につきましては、振興局から第1次として平成20年10月に町内48カ所の危険箇所のうち、14カ所について当該地域の地形や地質などの現地調査を行った基礎調査の結果通知がありまして、平成22年12月に全体の住民説明会、翌年の2月からは地域説明会を開催してきております。

その後、住民の皆さんからいただいた御意見を反映させた意見書を作成し、平成23年2月に北海道へ提出し、平成24年9月に北海道から警戒区域等の指定を受けたところであります。

このたび、第2次として本年6月、新たな8カ所の基礎調査の結果通知がありまして、11月28日に関係住民の皆さんを対象として土砂災害警戒区域等指定に向けた住民説明会を開催したところであります。

対象地域は錦町、向陽町、東町、朝日町、チエトイの5自治会となっておりまして、対象者は町内外の土地所有者及び居住者40名で、うち24名の方の出席をいただいたところであります。今後、自治会と協議しながら地域説明会を開催し、御意見、御質問に対しお答えしていきたいと考えておりますし、特にレッドゾーンにかかる方に対しましては、十分な御理解をいただくことが必要でありますので、時間をかけて丁寧な説明も行ってまいります。

なお、参加されなかった対象者の方につきましては、会議資料、会議結果報告書を郵送することとしておりまして、今後は、関係住民の皆様のご最終確認を経て北海道に意見書を提出し、北海道はこの意見書を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定が行われるものと考えております。

今後も町といたしましても、さらなる防災体制の充実を図りながら、住民の皆様のご安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給について報告をさせていただきます。

国では、本年4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、所得の低い方や子育て世帯に与える負担の影響を緩和するため、今年度限りの暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の二つの給付金を創設いたしました。

本給付金の支給につきましては、受給対象者の申請に基づいて行われるものでありますことから、本町におきましては、制度の概要等の記事を町広報紙や町ホームページに掲載するほか、チラシの全戸配布、公共施設等へのポスター掲示、各自治会におけます班毎の回覧、各单位老人クラブの集会時やゲートボール大会等各種イベントの際におきましての説明、さらには、関係課とも連携を取りながら、対象となる可能性のある方々に申請の案内を送付するなど、多様な手段により町民の皆様へ周知をはかりながら、7月1日から10月1日までの3カ月間、申請の受け付けを行ったところ
です。

給付の結果といたしましては、所得の低い方の負担緩和を目的とします臨時福祉給付金につきましては1,413人に支給決定し、総額1,954万円の支給を10月30日までに終えていたところであり
ます。また、子育て世帯の負担緩和を目的とします子育て世帯臨時特例給付金につきましては429人に支給決定し、総額747万円の支給を10月21日までに終えたところ
であります。

以上、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給についての報告とさせていただきます。

つづきまして、十勝圏における消防広域化に向けた検討経過及び状況について報告をいたします。

消防の広域化につきましては、9月定例議会におけます議員協議会におきまして、とかち広域消防事務組合規約の概要及び災害出動計画案についての説明をさせていただきましたが、その後、11月4日に開催されました市町村長会議におきまして、とかち広域消防事務組合規約案について最終的な確認が行われましたほか、運営計画に定めます市町村の管轄区域に捉われない災害出動計画に基づく、災害出動に関する基本的な考え方となるとかち広域消防局災害出動基本計画案並びに消防救急無線デジタル化整備や高機能指令センター整備につきまして確認されたところ
であります。

本町といたしましては、今12月定例会におきまして、とかち広域消防事務組合の設立及び池北三町行政事務組合規約の変更について議会提案をさせていただいたところ
であります。

今後、本別町ほか18市町村におきまして議会議決が整いましたら、新たな広域消防組合の設置につきまして北海道に許可申請を行い、予定では、来年5月ごろに知事からの許可を受ける見込み
であります。広域消防事務組合を設立しますとともに、あわせて広域消防準備室を設置し、引き続き平成28年4月の運用開始に向けて、各種事務の統一など準備を進める予定として
おります。

次に、とかち広域消防局災害出動基本計画案についてですが、現行の出動区域を基本とし、現場到着時間の短縮となる直近署所からの出動を図りつつ、消防団との連携につきま
しては現行どおり維持するものとして
おります。

今回、十勝全域で38区域が見直され、本町につきましても10自治会が見直しを

されたところであります。

住民への周知であります。本別消防団各分団幹部及び団員、及び本別町自治会連合会役員会、対象となります自治会の一部に対しましては説明を終了しているところであります。今後とも、対象となる自治会と日程を調整しながら順次説明会を開催し、さらに、町民の皆様には、町広報紙において出動計画案についての御理解と御協力を賜りますよう周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成28年4月の運用開始に向けました消防救急無線デジタル化整備及び高機能指令センター整備につきましては、整備の工期や職員の教育訓練に係ります期間を確保するために、有利な国の緊急防災、減債事業債を活用しながら、今定例議会におきまして補正予算を提案させていただき、繰越明許によりまして平成27年度の工事を予定しております。

以上、消防広域化に向けました取り組み状況についてであります。本町といたしましては、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかりと見据えながら、協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、現段階での経過報告とさせていただきます。

なお、行政報告に係ります詳細な資料等の説明は、議員協議会で予定をしておりますのでよろしく御理解をお願いいたします。

以上、第4回本別町定例議会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第7 承認第4号

議長（方川一郎君） 日程第7 承認第4号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算（第15回）〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第4号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成26年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴うもので、早急の対応が必要であり、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ895万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,191万5,000円とする内容であります。

それでは、5ページ、6ページをお願いいたします。

2、歳出であります。2款総務費4項選挙費5目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費のうち、主なものを説明させていただきます。

1節報酬75万6,000円の補正は、選挙管理委員4人分及び投開票立会人68人分の報酬、3節職員手当等123万円の補正は、投開票事務に係る職員の超過勤務手当等であります。

7節賃金56万5,000円の補正は、臨時職員2名の臨時雇賃金であります。

13節委託料中、ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料192万1,000円の補正は、衆議院議員総選挙63カ所及び最高裁判所裁判官国民審査13カ所であります。

1番下の18節備品購入費中、最高裁判所国民審査投票読取集計機178万2,000円の補正は、老朽化による更新、移動式スロープ32万9,000円の補正は、仙美里地区公民館に1台を設置するものであります。

3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入であります。15款道支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金895万4,000円の補正は、この選挙費用等の全額が委託金で賄われるため計上いたしました。

なお、7ページ以降の給与費明細書の説明は、省略をさせていただきます。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算(第15回)の専決処分報告とさせていただきます。

御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

高橋利勝君。

9番(高橋利勝君) 6ページの18節備品購入費で、仙美里公民館に移動式のスロープが今回、整備されるわけですが、これは当然、今回の選挙費用で備品購入しますけども、一般的にも日常的に今後、使用できるということで受け止めていいのかということと、移動式スロープですから、必要なときにスロープを置くということになると思うのですが、それは誰か担当がいなくても、そのとき使う人たちがそれを持って行って移動できるというような、そういう仕組みなのかどうか確認したいと思います。

議長(方川一郎君) 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） ただいまの御質問ですが、このスロープにつきましては移動式となっております。選挙のほかにも大きなイベント、行事等については自由に使っていただけるようにしております。申し込みのときには管理人等もいますので、それから、そこに出張所の職員もおりますので、使うときには申し出ればすぐに出るように対応していきたいと思っております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算（第15回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算（第15回）〕については、報告のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時24分）

再開宣告（午後 2時40分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第78号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第78号平成26年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第78号平成26年度本別町一般会計補正予算（第16回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告等の人件費の調整、地域づくり総合交付金による福祉灯油事業、消防緊急無線デジタル化事業及び高機能指令センター整備事業の追加、地方道路整備事業の区域変更及び執行残、その他執行済み事務

事業に係る計数整理が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,306万5,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

各科目にわたります2節給料3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、46ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料60万3,000円の補正は、条例、規則等改正増に伴います例規整備によるものであります。

次の6目財産造成費13節委託料350万4,000円の減額は、町有林造林事業として、新年度において苗木の確保が困難なため本年度実施予定の事業を先送りするものであります。

一番下段にあります8目企画費9節旅費39万5,000円の増額は、国のまち・ひと・しごと創生法により人口減少対策に係るセミナー及び各種説明会等出席によるものであります。

次のページをお願いいたします。

上から4段目にあります19節負担金補助及び交付金525万1,000円の補正は、地方バス路線運行維持対策費として、帯広陸別線運行に係る国庫補助金の減及び経常費等の増による負担金の増額であります。

中ほどの10目電算事務処理費19節負担金補助及び交付金66万3,000円の補正は、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金として、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度整備に伴うものであります。

下段の13目情報通信費11節需用費136万2,000円の補正は、電柱移設に伴います光ケーブル移転件数の増加によるものであります。

一番下の段、14目基金費25節積立金、次のページの一番上にあります財政調整積立金2,350万8,000円の補正は、歳入歳出調整分として基金に積み立てるものであります。

なお、財政調整基金は、平成26年度末で14億3,281万9,000円となる見込みであります。

飛びまして24ページ、25ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費本別町福祉灯油事業210万円の増額は、灯油価格の高止まり及び電気料再値上げにより深刻な影響を受

けております町民の生活を支援する本別町福祉灯油事業として助成するもので、対象世帯につきましては、所得要件では市町村民税の非課税であり、1人世帯は収入額の合計が80万円以下、2人以上の世帯の場合は、1人世帯の80万円以下に、世帯1人当たり40万円を加算した額以下であること及び生活保護世帯としており、対象者は210世帯を見込んでいます。

なお、今年度は灯油のほか薪やオール電化住宅世帯など幅広く対象としたところであります。支給額は、1世帯当たり1万円分の本別ポイントカードの商品券を支給することとしております。

次の4目臨時福祉給付費12節役務費38万円、13節委託料7万9,000円、14節使用料及び賃借料2万8,000円、19節負担金補助及び交付金1,000万円の減額補正は、臨時福祉給付事業の確定見込みで、支給対象者が見込みより少なかったことによるものです。

次の段、2項老人福祉費1目老人福祉総務費20節扶助費45万円の減額は、敬老祝い金支給対象者の減によるものであります。

次のページ、上段にあります7節賃金中、準職員賃金414万8,000円の減額は、準職員1名の退職によるものであります。

下から2列目、3項児童福祉費2目児童福祉施設費8節報償費19万7,000円の補正は、勇足放課後子ども教室教育活動推進員を冬休み、春休みに対応するためあります。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金中、帯広高等看護学院31万5,000円の補正は、帯広高等看護学院への普通交付税が減額に伴う負担増、次の救命救急医療対策費18万6,000円の減額は、今年度から負担金廃止によるもの。次の不妊治療費助成事業費15万円の補正は、申請者増によるものです。

次の帯広厚生病院運営費452万円の補正は、十勝圏の地方センター病院である帯広厚生病院の不採算部門に対する運営費補助として支出するものですが、財源は、特別交付税措置されることになっております。

次のページをお願いいたします。

7目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金1,006万円の補正は、後期高齢者医療療養給付費の平成25年度精算額確定によるものであります。

一番下段の4款衛生費4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金5,000万円の補正は、いずれも繰入基準に基づく収支決算見込みによるものであります。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金150

万円の補正は、青年就農給付金として対象者1名がふえたことによるものです。

次の5目農地費13節委託料中農業基盤整備促進事業206万4,000円の減額、その下、15節工事請負費1,626万円の減額補正は、受益者の事業辞退による面積が減になったことによるものであります。

一番下段の6目営農用水管理費19節負担金補助及び交付金399万9,000円の減額補正は、美蘭別地区営農用水事業の負担割合が国と北海道に変更されたため町負担がなくなったことによるものです。

次のページをお願いいたします。

7款1項商工費2目商工業振興費13節委託料中、業務委託料農地転用申請書作成66万4,000円の補正は、南4丁目の工業団地拡張に伴うもの。二つ下の木工新製品調査事業62万9,000円の補正は、地域づくり総合交付金等の事業内容の見直しによるものであります。

次の段、19節負担金補助及び交付金336万6,000円の補正は、企業誘致奨励事業として、新規企業1社に対するものであります。

38ページ、39ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料1,658万2,000円、15節工事請負費5,441万8,000円、17節公有財産購入費225万円、22節補償補填及び賠償金1,096万9,000円の減額は、地方道路整備事業の事業費確定によるもので、別添予算説明資料の1ページをお願いいたします。

右側の事業種別ですが、町道美蘭別活込横断道路、補正前事業費1,500万円、道路改良、延長110メートルを補正後事業費1,200万円、66メートルに。町道東中西中間道路、補正前事業費6,500万円、道路改良、延長200メートルを補正後事業費405万円、舗装延長50メートルに変更し、調査設計委託費、用地買収及び補償は、次年度以降に繰り延べをしております。

町道山手朝日線通り、補正前事業費6,800万円を補正後事業費7,142万4,000円に増額するもので、次の町道共栄通り、補正前事業費1,700万円、道路改良、延長144メートル、道路舗装、延長237メートルを補正後事業費1,112万5,000円、道路改良、延長55メートルに、町道美里別川沿道路、補正前事業費2,000万円、道路改良、延長70メートルを補正後事業費3,394万円、340メートルに。町道栄町2号通り、補正前事業費3,000万円、道路改良、延長120メートル、用地買収を補正後事業費1,650万円、道路改良128メートルに。町道勇足元町5号通り、補正前事業費2,000万円、道路改良、延長100メートルを補正後事業費799万2,000円、161メートルに、公共サイン整備事業、補正前事業費900万円、サイン看板10基を補正後事業費275万円、5基に。事務費、補正前180万7,000円を補正後124万2,000円に変更するものです。

左側の事業費、補正額8,478万4,000円の減額、財源内訳は、国庫支出金

5,474万5,000円、地方債2,700万円、一般財源303万9,000円の減額であります。

以下、この資料での説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、40ページをお願いいたします。

中ほどにあります9款1項消防費1目消防事務処理費19節負担金補助及び交付金中、池北三町行政事務組合、本別分7,070万4,000円の増額は、消防緊急無線デジタル化整備事業及び高機能指令センター整備事業の増額分に伴う本町工事分7,103万1,000円、人件費の調整分及び執行残によるものであります。

本町工事分は、平成27年度に繰り越しとなります。

なお、消防緊急無線デジタル化整備工事は、平成24年度の基本設計、平成25年度実施設計を踏まえ、平成25年度から2カ年計画で整備を行っておりますが、昨年度は緊急事業として、局舎、鉄塔、無線機器及び車載型無線機等の整備を実施し、本年度は一般事業分として、事業費3,713万円で、アンテナ整備、サイレン吹鳴装置等の整備を行うものであります。

また、高機能指令センターは、事業費3,420万3,000円で、帯広市1カ所に通信機能を集約するものですが、いずれも、有利な国の緊急防災・減債事業債を活用しながら整備するものであります。

なお、消防広域化における整備事業に係る工事等は、今回をもって終了する見込みになっております。

また、十勝圏における本年度整備事業の12月補正予算資料を別冊の平成26年度池北三町行政事務組合負担金に関する説明書に添付しておりますので、後ほど御覧になっていただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。

10款教育費3項中学校費1目学校管理費11節需用費129万6,000円の補正は、本別中学校のオートロック及びインターホンの整備によるもの、次の2目教育振興費18節備品購入費217万1,000円の補正は、本別中学校用のビブラフォン1台、銅鑼1台、ストレートマシン1台、跳び箱3台、各種マット4枚、ロイター板1台を購入するもので、いずれも学校林売払い収入をあてるものでございます。

45ページをお願いいたします。

5項保健体育費4目学校給食費11節需用費中、電気料387万6,000円の補正は、本年4月から運用開始しております新学校給食共同調理場の電気料ですが、オール電化方式をとっているため、今までの実績、電気料の再値上げ及び本別高校への給食提供開始など今後見込によるものであります。

4列下の賄材料費学校給食91万4,000円は、来年1月から開始します本別高校対応によるものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を説明いたします。

8 ページ、9 ページにお戻りください。

1 2 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目農林水産業費分担金 1 節農業費分担金 4 8 2 万 4,000 円の減額補正は、歳出で説明いたしました農業基盤整備促進事業で、受益者の辞退によるものであります。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 6 目土木使用料 2 節都市計画使用料 5 5 万 7,000 円の増額は、本別公園ゴーカート及びボート利用の増加によるものであります。
1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 1 節総務費補助金 6 6 万 3,000 円の増額は、歳出で説明いたしました社会保障、税番号制度システム整備に対する補助金であります。

次の 2 目民生費国庫補助金 1 節社会福祉費補助金 1,048 万 7,000 円の補正は、臨時福祉給付事業の決算見込みによるものであります。

次の 4 目土木費国庫補助金 1 節道路橋りょう費補助金 5,474 万 5,000 円の減額は、歳出で説明いたしましたが、事業費の確定によるものであります。

次の 6 目農林水産業費国庫補助金 1 節農業費補助金 1,350 万円の減額は、歳出で説明いたしました農業基盤整備促進事業で、受益者の事業辞退によります面積が減になったことによるものであります。

次のページをお願いいたします。

1 5 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 1 節社会福祉費補助金 70 万円の増額は、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、福祉灯油事業に対して限度額 150 万円以内、生活保護世帯を除く 2 分の 1 が補助されるものであります。

二つ下の 5 目農林水産業費道補助金 1 節農業費補助金 150 万円の増額補正は、これも歳出で説明いたしました青年就農給付金事業の対象者 1 名増によるものであります。

その下の 2 目林業費補助金 153 万 1,000 円の減額補正は、これも歳出で説明いたしましたが森林環境保全整備事業です。準備地ごしらを平成 27 年度へ先送りしたため減額するものであります。

下から 3 段目、1 6 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 2 節その他不動産売払収入 8 7 4 万 2,000 円の増額補正は、本別中学校学校林の売り払いによるものです。

次の 2 目物品売払収入 1 節物品売払収入 1 8 5 万 7,000 円の増額補正は、旧学校給食センター解体に伴います売り払いによるものであります。

次の 1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

2 1 款 1 項町債 4 目土木債 1 節道路橋りょう債 2,700 万円の減額、次の 5 目 1 節消防債 7,080 万円の増額は、いずれも事業費の確定によるものです。

以上で、歳入を終わりました。次に 5 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費であります。9 款 1 項消防費池北三町行政事務組合負担金

消防救急無線デジタル化整備事業、一般分3,713万円、次の十勝圏高機能指令センター整備事業3,390万1,000円は、歳出で説明しました本町工事分に係るもので、年度内では施工期間の確保ができないため、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表、債務負担行為補正は、1、変更。事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入補正前限度額1,102万9,000円を補正後限度額920万2,000円に変更するもので、購入額が確定したことによる限度額を変更するものでございます。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正であります。1、追加。起債の目的、辺地対策事業、限度額1,740万円、緊急防災・減災事業、限度額7,130万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりで、現行と変わりありません。

次のページ。

2、変更。これは、事業量、事業費の変更等により限度額を変更する内容であります。

起債の目的。過疎対策事業、限度額2億4,270万円を2億390万円に、公共事業等、限度額2,030万円を1,420万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算（第16回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び繰越明許費等一括とします。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 15ページになります。6目財産造成費中の13節委託料になるかと思えます。平成27年度へ繰り越すという説明だったと思えますけども、その理由が苗木の確保が困難だというような話しだったというふうに思えます。御承知のように木材工場も誘致され、山をつくらなければならないということで、本町独自の対策も強化してきた経過があるというふうに認識していますけども、来年度の苗木の確保の見通しはどうか。この間、林活議連ですっと見学させていただいて、結構あちこちから材を集めているという実態があることで、それから目標の処理量に達していないということも数字的にわかって、ちょっと驚きました。当初のとおり、本町の材が有効に活用されることを最大の期待と目的を持っているところなので、まず、山を育てなければならないということで本町としては独自対策をやったという結果の中で今回のこういう中身なので、苗木の確保というのは非常に難しいというのは理解しているつもりですけれども、見通しについて伺いたいと思えます。

それから、45ページですが、新規の学校給食センターの電気料にかかわる説明で、

この間、給食をいただくということでみんなで行ってきたのですが、太陽光が稼働していたと思うのです。ですからここにかかる電気料の関係の中で、あそこの太陽光は当然施設に使っているということで、ここに出されている電気料関係は、そういうものを全部、加算あるいは加えて残った増額補正分かどうか。それから、太陽光で、途中から始まっているので、今どれくらいの計算になっているかわかりませんが、どの程度の電気料が、パーセントでもいいです、金額でもいいです。どの程度賄われているかを伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 答弁、工藤農林課長。

農林課長（工藤 朗君） 阿保議員からの御質問について、お答えをいたします。

準備地ごしらえにつきましては、26年度に中止いたしまして、27年度に先送りをしたいというようなことで提案をさせていただいております。これは、先般の議会等でも答弁をさせていただいているところでございますが、最近、2号苗が不足しているというようなことで、苗木不足が今回のこの事業を変更したというようなことであります。この理由につきましては、近年の気象の変動が激しいということで、なかなか2号苗の確保が難しいというようなことで、そのようなことが今回の理由でございます。今後の見通しというようなことで、カラマツの植栽の関係につきましては、今までは1号、2号という苗がございまして、通常、2号苗という苗をカラマツの山行2号苗木というものを使用して造林をしているところでございますが、2号苗が、今御説明したように、気象状況により不足しているというようなことで、今回、この事業を先送りしたということでございます。これからの見通しということではございますが、準備地ごしらえ、通常であれば、ことし準備地ごしらえをしまして28年度の春に植えつけるといったようなことなのですが、事業、27年度に繰り延べするというので、28年度までに苗木を確保しなければならないというような問題がございます。他町村の状況をみますと、ことし3号苗を植えた町村もございまして、非常にリスクが大きいということで、例えば植えつけの年、初年度につきましては、下刈を通常は1回で終わらすところなのですが、苗木が小さいというようなことで2回刈りをする必要があると。なおかつ、その下刈のときに苗木が小さいというようなことで、苗木を誤って切ってしまうというようなことで補植の経費もかかるというようなことで、相当、その補植分の経費等を考えると、やはり少し3号苗よりも大きな2号苗を植える方がいいのではないかというようなことで、私どものほうでは、そのような判断をしているところです。見通しというようなことで、これは、苗木不足というようなことは、全道的な傾向でございますので、できれば今年度中から苗木業者のほうに連絡をとって、また苗木提供をいただいている森林組合のほうに、普通は大体依頼をしているのですが、私どものほうも直接苗木業者のほうに連絡を取りながら確保に努めたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 答弁、佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） 学校給食の電気料について、お答えをしたいと思います。

阿保議員さんのほうから、太陽光発電のほうはどうなっているということでございますが、太陽光発電につきましては、まだ装置が稼働したばかりでございます。それで、私どもが算定しておりますのは、平成26年10月2日からということで、これから5カ月間、本年度あります、5カ月分で9,330キロワットアワー、金額にいたしまして14万8,521円を見込んでございます。今回の補正につきましては、その14万8,521円を見込んだ補正額となっております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 同じく45ページの需用費の中で賄材料費ということで91万4,000円の計上がされておりますけれども、これは高校生への給食対応ということでございました。この件につきましては、給食センターをつくる段階で検討がされていたのですけれども、生徒さんがあまり希望しないとか、親御さんは希望しているというようなことがありまして、やっと皆さん方の努力が報われて、ここで高校への給食が供用されるのかというふうに判断をさせていただいております。それで、先日、給食センターでの試食会が我々議員がさせていただいたのですが、その折でも若干説明をいただきましたけれども、改めまして、どのくらいの生徒さんが希望することになったのかということと、それからお一人当たりの給食費がいくらに設定されるかということについてお尋ねをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） お答えしたいと思います。

まず、1点目でございますが、本別高等学校の生徒さんの給食提供の生徒数ということでございますけれども1月から給食を提供するのは本年度につきましては一、二年生ということでございまして、実際、給食を食べる方が79名、教職員が8名、総体で87名の希望者がおります。現在、本別高等学校の一年生につきましては62名、二年生につきましては36名の計98名おりますので、生徒の割合で言いますと80.6パーセントの生徒が給食を希望しているということになってございます。

続きまして、給食費の算定でございます。

給食費につきましては、今、中学生の給食費が279円ということになってございます。高校生につきましては、牛乳を提供しないということで、今、牛乳代として43円がかかっておりますが、その279円から牛乳代の43円を差し引きまして、さらに、小中学校は義務教育ですから、光熱水費は負担していただいておりますが、高校生のほうにつきましては、光熱水費の全体の1割程度を負担していただくということで、その負担額が19円ということで、合わせて1食当たり255円ということに設定をさせていただきます。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 15ページの企画費の旅費でございますが、先ほど、課長の説明でありましたのですが、セミナー云々という説明があったかと思えます。当初予算の17万何がしより20万円ほどふえてございますので、詳細をお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答をさせていただきます。

先ほど、総務課長のほうから御説明があったかと思えますけども、現在、国のほうで、まち・ひと・しごと地域創生ということで法律が決まりまして、このあと、それに基づいて国のほうで動き出しますけども、それに合わせて地方のほうもさまざまな取り組みを進めていくこととなります。衆議院選挙が入りましたので、具体的な部分については年明けになるというふうに説明を受けてございますけども、それまでにこれに係る説明会、セミナーと申し上げておりますけども、国における東京での説明会を今後、1月なり3月ということで予定をさせていただきますし、これは北海道庁経由でも動き出しておりますので、札幌での説明会等々含めまして、この時期ではございますけどもそれにかかわる職員の旅費について計上をさせていただいたということでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 39ページの町の道路整備事業で、予算説明資料で細かく説明をいただいたのですが、事業量の変更に伴って金額も交付金も変わっていますが、ただ、町道勇足元町5号通りはですね、調査設計委託料なのですが、延長が161メートルとふえているのに、交付金が799万2,000円と従来から見ると3分の1近くになっているわけですけども、この辺の理由についてお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） お答をさせていただきます。

町道勇足元町5号通りにつきましては、計画断面が9メートルの道路でございますが、これは今、現状の道路は、両側歩道1メートル50、1メートル50両側でございますが、今後は、計画といたしましては、帯広側に2メートル50の歩道をつけるということで、本別側のほうにつきましては歩道をとるということでございます。これは161メートルの実施延長でございますが、これにつきましては、今年度につきましては、歩道の分の延長を実施をしております、全断面完成ということでございませぬので、事業費的には減ってございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） もう一度、確認のためも含めてお聞きしたいのですが、補正前より事業の内容が変更して、今回161メートルというのは、歩道の分だけということで委託料が減ったというふうに受け止めてよろしいですか。

議長（方川一郎君） 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） そのとおりでございます。もともと完成断面を100メートル施工しようと思っていたのですが、事業費等が国に申請した事業よりもかなり国からの補助の内示が少なかったということで、各種、路線につきまして、いろいろ調整をさせていただいた結果、ここの勇足元町5号通りにつきましては、歩道のみを161メートル施工をしております。今後また、車道だとか、その部分が施工するというのでございまして、完成断面ということではございません。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

林武君。

11番（林武君） 歳入歳出、一緒でよろしいですね。

歳入の立木の売り払い代金874万1,000円という収入があるわけですが、43ページ、中学校費の中の備品購入費、11節、18節、これが先ほど説明ありましたとおり、立木代金のうちから充当するというので説明がありましたけども、これで、両方合わせても340万円、合計874万1,000円の売り上げに対して530万円ほど、これは2,300万円強の財調の積立金に充当しているということで、まず、よろしいのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、学校林の切った跡地は、町有地だと思うのですが、これらの今後の切ったあとの跡地の植林等について計画を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 学校林の伐採後の植林の計画の部分でございますが、過程と申すでしょうか、どのような経過でというようなことだと思うのですが、それと、どのような経過で植えていくのかという計画の部分だと思うのですが、学校林、伐採跡はですね、まず、総務課のほうに普通財産として戻ってくると。そのあと、私ども農林課のほうで管理をして町有林として管理をしたいというふうな考えを持ってございます。先ほどの阿保議員の質問にもあったようにですね、苗木がちょっと不足しているということで、年間、町の財政的な部分も考慮しますと、年間10町から15町程度ぐらいが毎年の造林のマックスと申すでしょうか、それぐらいの量を計画して植えていきたいというふうに考えていますが、その部分も苗木不足というような部分もございますので、なるべく私どもの思っている年間10町から15町は造林を確保して造林をして行きたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） お答えしたいと思います。

歳入歳出の調整分を今回、そのまま一般財源化しております。その部分が入っているかと言われたら入っているかもしれませんが、そういう予算の調整の中で入れております。以上です。

議長（方川一郎君） 答弁、佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） お答をしたいと思います。

学校林につきましては、学校経営に必要な基本財産を形成するとともに、青少年の林業教育の向上、及び森林資源の培養に資することを目的に設置されたものでありまして、売却した場合は、児童、生徒及びPTA、当該学校等と協議しながら売払い金から今後の植栽等にかかる経費を差し引いた収益金をもって当該学校施設整備あるいは教材、備品整備に充てることとしてございます。今回の補正につきましては、売払い収入金を計上するとともに、その売払い金を活用して、当該学校の施設修繕及び教育振興備品を購入するもので、これらの部分につきましては、PTA及び学校と協議済みでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林武君） 言うことはよくわかるのですよね。それで、私、再度お聞きしようかと思ったのは、今、次長が説明したことなのですが、50年以上たっていますよね、そうしたら50年前以上の教育委員会、町と、それからPTAとの契約があるはずなのです。これを売り払ったら、今言われたとおりなのです。そういう学校教育振興に充てるという、一部ね。残りは町に入ると。その割合が50、50という当初の話なのですが、その契約書というのはもうないはずなのです。恐らく存在していないと思うのです。どこへいったのかわからないけども。ですから、今、私が聞いたのは、売り上げが八百七十万円ありあって、それで、中学校に、これずっとやってきたのは子どもたちとPTAが間伐、その他の事業で育ててきた山ですから、だから町ももちろん関係していますけどもね、ですから、分収育林ですから、早く言えば。町有地に民間で借りて、そこに植えて育てて、結果お互いに分けるといふ、その分け方が何パーセントか教育委員会で把握しているかどうか含めて、今度の今の財調に二千三百何ぼの収支のバランスを調整した結果、そこに入っているかどうか、五百何十万が入っていると言え入っているし、入っていないと言え入っていないというような総務課長の答弁ですけども、やはりそこをはっきりしてもらわないと。この五百何十万円という差額がどこへ行ってしまったのかということになりませんか。だから、財調の積み立てに、これが歳入歳出の調整の中で、その差額入っていますということであれば問題ではないと思うのです。それを入っていると言え入っているし、入っていないと言え入っていないしということだから。だって総額ですから、これ。歳入歳出総額ですよ。ですから、歳入歳出の差額は二千三百何ぼ出ましたと、80万3,000円ですか。これを財調に積み立てたということですから。そうすると今の補正の増減を相殺して、そうなったことだから。余ったお金、早く言えば。ですから、これに五百何ぼ入っていなければならない、当然。歳入に八百何ぼ載っているわけですから。数字ってそんなものですよ。ですから、そこら辺、教育委員会もしっかりと部局と打ち合わせをしてこういう数字が出てきたのか、そのお金

がどうなったのかということ再度お聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 3時31分）

再開宣告（午後 3時45分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの林武君の質問の答弁からとします。

答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） それでは、お答をしたいと思います。

収入で874万2,000円、支出のほうで346万7,000円、差額527万5,000円、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり財調のほうに、1回基金として入れる予定となっております。その後につきましては、山の造林、保育等もあります。今後、教育委員会と協議をしながら年度末の補正予算、さらには新年度予算のほうで協議、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第78号平成26年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号平成26年度本別町一般会計補正予算（第16回）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第79号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第79号平成26年度本別町国民健康保険特別会計

補正予算（第2回）について、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費につきましては人事院勧告及び人事異動によるもの、準職員賃金は職員の人事院勧告に基づき給料表を改定することに伴うもので、その他のものにつきましては額の確定及び執行残によるものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,780万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

細節のうち、2節給料3節職員手当等4節共済費の人件費につきましては、先ほど申しましたとおり人事院勧告人事異動等によるもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、歳出です。

1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費19節負担金補助及び交付金2,000円の増額は、十勝市町村税滞納整理機構運営費負担金で、その負担額が確定したことによるものです。滞納整理機構には本年度、全部で6名の方を引き継いでおりますけども、そのうち国保分は3名となっております。

8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費11節需用費のうち電気料2万8,000円の増額は、電気料金の値上げによるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金88万2,000円の減額は、歳出分について一般会計の繰入金で調整するものでございます。

以上で、議案79号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第79号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号平成26年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号

議長（方川一郎君） 日程第10 議案第80号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第80号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費と過年度分の精算償還金による調整が主な内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,129万1,000円とするものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費7万9,000円、及び下段、2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費35万6,000円は、給与改定等による人件費の調整によるもの、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金1万6,000円、及び下段、2項操出金1目一般会計操出金6,000円は、過年度分の精算償還金であります。

なお、7ページ以降の給与費明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

ページを戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金37万4,000円は、地域支援事業限度額超過分による調整、2目介護サービス事業特別会計繰入金6万1,000円は、介護予防支援事業費執行見込みによる調整、下段、2項基金繰入金

1目介護保険基金繰入金2万2,000円は、過年度分の精算償還金を基金から繰り入れるものであります。基金繰入により、現在残高は2,343万9,000円になる見込みであります。

以上、平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号平成26年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号

議長(方川一郎君) 日程第11 議案第81号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長(岩城幸宏君) 議案第81号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整、修繕料の増額と執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,255万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節給料540万6,000円の減額、3節職員手当等241万8,000円の減額は、人事異動等及び給与改定によるもので、4節共済費113万7,000円の減額は、人事異動等及び負担金率改定により調整するものです。

9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

7節賃金819万7,000円の増額は、人事異動等と執行見込みにより調整するものです。

11節需用費28万7,000円の増額は、施設の給水加圧ポンプの修繕16万2,000円と車両及び施設等修繕のため増額するものであります。

続きまして、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料19万1,000円の減額、3節職員手当等4,000円の増額は、人事異動等及び給与改定によるもので、4節共済費9万1,000円の減額は、人事異動等及び負担金率改定により調整するものです。

9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。

11節需用費2万1,000円の増額は、公用車の燃料使用見込みによるものです。

2目介護予防支援事業費28節繰入金6万1,000円の増額は、前年度繰越金に伴う補正であります。

次に、3ページ、4ページにお戻りください。

歳入ですが、1、歳入。

1款サービス収入1項介護給付費収入2目自己負担金収入3節過年度負担金収入3万7,000円の増額は、平成25年度分の一部が本年6月に納入されたものであります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金644万8,000円の減額は、事業執行見込みにより調整するものです。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金569万1,000円の増額は、平成25年度決算の確定によるものです。

6款諸収入1項1目1節雑入6,000円の増額は、町議会議員選挙不在者投票特別経費であります。

以上で、平成26年度介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第81号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号

議長(方川一郎君) 日程第12 議案第82号平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長(能祖豊君) 議案第82号平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ987万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億403万5,000円とするものであります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費1目一般管理費の2節給料3節職員手当等4節共済費の増額補

正は、給与改定によるものです。

11節需用費107万8,000円の増額補正は、電気料金の値上げによるものです。

その他の補正は、執行予定及び事業費確定による調整であります。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入ですが、下段の5款1項繰越金1目前年度繰越金は、前年度からの繰越額が確定したことから155万2,000円の増額補正をするものです。

そのほかの補正は執行予定及び事業費確定によるものです。

以上、平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第82号平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号平成26年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号

議長(方川一郎君) 日程第13 議案第83号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長(能祖豊君) 議案第83号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)について、説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,026万1,000円とする内容であります。

事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

中段、1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費3万1,000円の増額補正は、電気料金の値上げによるものです。

そのほかの補正は、執行予定及び事業費確定による調整であります。

戻りまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入ですが、上段、1款分担金及び負担金1項分担金1目個別排水処理事業分担金40万円の増額補正は分担金の一括納入の増によるものです。

5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越額が確定したことから359万4,000円の増額補正をするものです。

そのほかの補正は、執行予定及び事業費確定によるものです。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更。

起債の目的。個別排水処理施設整備事業、限度額1,400万円を1,380万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第83号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号平成26年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第84号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第84号平成26年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第84号平成26年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成26年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する内容であります。

収入の1款水道事業収益1項営業収益では、水道使用料の減により47万3,000円減額補正し、収入の総額を1億6,062万7,000円とするものです。

支出の1款水道事業費1項営業費用では、人事異動等による職員給与費の減及び事業費確定により47万3,000円減額補正し、支出の総額を1億6,062万7,000円とするものであります。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「4,485万7,000円」を「4,344万7,000円」に、「3,759万4,000円」を「3,648万5,000円」に、「726万3,000円」を「696万2,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の1款資本的収入では、事業費確定により1項企業債で200万円、2項工事負担金で80万9,000円減額補正し、収入の総額を8,396万1,000円とするものであります。

支出の1款資本的支出1項建設改良費は、人事異動及び事業費確定により421万9,000円減額補正し支出の総額を1億2,740万8,000円とするものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

第4条、企業債であります。事業費が確定したことにより、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的。配水施設整備改良事業、限度額4,890万円を4,690万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

2 ページをお願いいたします。

第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第 10 条に定めた職員給与費を人事異動等により 40 万 3,000 円減額補正し 3,873 万 4,000 円に改めるものであります。

以上、平成 26 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 84 号平成 26 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号平成 26 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）については、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 85 号

議長（方川一郎君） 日程第 15 議案第 85 号平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利国保病院事務長。

国保病院事務長（毛利俊夫君） 議案第 85 号平成 26 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、上期実績に基づく入院及び外来収益の決算見込み、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整、並びに経費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を5,470万1,000円減額、第2項医業外収益を1,500万円増額し、収益の合計を12億5,905万7,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を3,686万3,000円減額し、費用の合計を14億2,304万8,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は1億6,399万1,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差し引きますと単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を696万円減額し7億6,616万8,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金ですが、屋上防水補修経費を1,500万円増額し4,000万円とするものであります。

第5条、たな卸資産の購入限度額ですが2億1,835万6,000円を1億9,209万4,000円に改めるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益4,513万1,000円の減額、及び2目外来収益4,457万円の減額につきましては、行政報告でも申し上げましたが、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と比較いたしますと、入院は、1日平均患者数で約3人減の50.6人、外来の1日平均患者数は約19人減の215.7人と予算見込みを下回る状況から、今回減額補正するものであります。今回の補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院では453万円の増、外来では3,275万6,000円の減で、入院、外来収益を合わせた減収見込み額は2,822万6,000円となり、入院、外来収益の決算見込み総額は8億851万1,000円となる見込みでございます。

外来収益の減少は、主に外科及び透析患者数の減少が影響しているものと考えているところでございます。

その下、3目その他医業収益3節一般会計負担金3,500万円の増額及び2項医業外収益2目他会計補助金1節一般会計補助金1,500万円の増は、入院、外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰り入れを行うものであります。

収益収支における繰入基準額は3億7,280万7,000円ですが、今回の補正により実質繰入額は3億5,800万円となり、前年度と比較いたしますと4,124万6,000円、13パーセント増の繰入額となりましたが、本年度増の要因として、屋上防水補修経費4,000万円を含んでおり、これを除いた繰入金総額は前年度とほぼ同額となっているところでございます。

次に、収益的支出。次のページになります。

1 款病院事業費用 1 項医業費用 1 目給与費 6 9 6 万円の減額ですが、1 節給料から 5 節法定福利費までにかけては、7 ページから 9 ページに給与費明細書を添付しておりますが、給与改定及び人事異動などに伴う調整で、増減等の説明は省略させていただきます。

2 目材料費 1 節薬品費 1, 3 8 3 万 3, 0 0 0 円の減額、及び下段の 2 節診療材料費 1, 0 2 1 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては患者数減が主なものでございます。

3 目経費 2 節報償費 4 0 1 万 1, 0 0 0 円の減は、9 月定例会でも行政報告いたしました。小児科診療体制の縮小に伴うものが主で、7 節光熱水費 3 7 万円の増ですが、電気料 1 2 0 万 9, 0 0 0 円の増額は、電気料の単価改正に伴うもの、下段の水道料、下水道料、及び 8 節、燃料費 2 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、決算見込みによるものでございます。

以上、平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、収益的収入及び支出等一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 8 5 号平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号平成 2 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日12月4日から9日までの6日間は休会であり、12月10日午前10時再開
であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、12月5日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切りの時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時20分）

平成26年本別町議会第4回定例会会議録(第2号)

平成26年12月10日(水曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1号 議会運営委員長報告
日程第 2号 一般質問

会議に付した事件

日程第 1号 議会運営委員長報告
日程第 2号 一般質問

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当主査	松本恵君
------	-------	--------	------

総務担当主任 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 3 件の提出がありました。

労働者保護ルールの改正反対を求める意見書、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書、安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書、以上につきましては、11 日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

9 番高橋利勝君。

9 番（高橋利勝君） 議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました 1 問について質問をさせていただきます。

第 6 期介護保険事業計画の策定に当たってでございますが、本年度は第 6 期介護保険事業計画の策定の年であり、平成 27 年度からの介護保険事業の見直しが行われていると思います。

また、さきの定例会でも質問いたしました、介護保険法が改正され、制度の見直しが行われています。

今回の計画に当たって、政府の方針としては、団塊の世代が 65 歳を終える第 6 期の計画は、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年を見据えた上での計画の策定を行うよう求めています。

そこで、以下、3 点についてお伺いします。

1 点目でございますが、第 5 期計画の中では、第 6 期の期間まで、被保険者数の推計、認定者の推計が掲載されています。平成 25 年度の決算資料によりますと、高齢化率は

36.4パーセント、要介護者認定率17.1パーセントとなっています。改めて第6期の計画策定に当たって、高齢化率、認定率の推計値はどのようになると考えているのか、まずお伺いします。

次に、2点目でありますが、介護保険事業計画策定に当たって、町民の皆さんが関心を持っていることの一つは、介護保険料が幾らになるかということだと思います。

第1号被保険者の保険料基準額は、全国的に見ても引き上げなければならない状況にあります。本町の第6期の計画では、保険料基準額についてどのように現在考えておられるか、伺います。

また、介護保険料は所得段階別保険料となっており、保険料段階の設定は原則6段階ですが、被保険者の負担能力に応じて、よりきめ細かな保険料段階を設定できるよう、保険者の裁量により、課税分の細分化による多段階化、7段階以上の認定が可能となっております。

本町においては、第5期の計画で、負担能力に応じた負担をするため、第3段階においては、公的年金収入と合計所得額120万円以下の場合には新たな所得段階を設け、保険料の引き下げを行っています。また、第4期において設けられた特例第4段階を継続しているわけですが、第6期においてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

3点目でありますがけれども、平成27年度の介護保険制度の見直しによって、一定以上所得者の利用者負担の見直しにより、個人負担が2割となる方がいます。ただし、月額に上限がありますから、全ての人が倍の負担となるわけではありませんが、2点目の質問にありましたように、例えば所得段階別保険料での軽減措置を考えるなど、軽減措置を考える必要はないのかどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の第6期の介護保険事業計画策定に当たってについての御質問に答弁をさせていただきます。

まず最初に、介護保険事業計画策定に当たりましては、保険料算定の基礎となります介護給付費の見込み、保険料負担割合の検討などを勘案して計画の策定を進めることとなり、現在、そのための作業を鋭意進めているところであります。

まず、質問の1点目の、第6期の介護保険事業計画の高齢化率、認定率の推計につきましてですが、介護保険事業計画では、10月末を基準日として、人口や高齢化率などの推計値を示しております。

また、高齢者人口は、団塊の世代と言われます年代が平成24年から65歳に到達し始めて、今後3年間で毎年平均150人が65歳に達するという推計であります。平成29年をピークに増加が見込まれるところでありますが、高齢化率は平成26年10月末の実績値が36.3パーセントで、平成29年には39.7パーセントと推計をしてい

ます。

認定率ですが、後期高齢者と言われる75歳以上が90パーセントを占めておりまして、平成26年9月末の実績値は17.4パーセントで、この年代は今後も増加傾向を示しております。平成29年には18パーセントを超えると推計をして、高齢化率、認定率とも増加が見込まれるところでございます。

2点目の、第1号被保険者の保険料の基準額についてですが、本町における介護保険給付費について申し上げます。

23年度の給付費は7億1,600万円、24年度は7億7,900万円、そして25年度ですが、8億300万円と、給付費が年々増加をしております。今後も高齢者や後期高齢者人口の推移などから、給付の増加が見込まれるわけでありまして、さらに、第1号被保険者の保険料は負担率が21パーセントから22パーセントに引き上げられることとなりますから、本町でも国の推計と同様の傾向にあると考えておりまして、現在の基準の保険料月額4,370円からは、給付費の伸びなどを推計しますと、引き上げが必要と考えているところであります。

また、第6期の計画の第1号被保険者の保険料の段階等の設定ですが、今回の改正では、国の基準の保険料の段階が6段階から9段階に見直され、第1段階から第4段階を軽減分、第5段階を基準、そして第6段階から第9段階を課税層に設定され、より負担能力に合わせた所得段階区分になることと、低所得者層に対する軽減強化の取り組みといたしましては、負担率の軽減措置が行われることになっております。

本町では、既に国の新基準の多段階設定のほかに、保険料率の弾力化も行っているところでありまして、現行の所得段階区分と考えておりますが、今後、介護報酬改正や地域支援事業費の限度額、さらに保険料の算出に係る補正係数などはこれから国から示されますので、これらを踏まえて判断をさせていただきたいと考えているところであります。

3点目の、利用者の2割負担についての御質問ですが、今後も高齢化の進展に伴いまして介護費用が増大していく中で、制度の持続性を高めるため、これまで一律1割に据え置いた利用者負担については、負担能力のある方には2割負担をしていただく必要があるというふうに改正が行われるというところであります。

2割負担とする新基準につきましては、単身世帯の場合で合計所得金額が160万円、年金収入のみで年280万円以上となっております。今回の改正では、基準に該当する方が一律2割負担ではなくて、合計所得金額が160万円以上あって、年金収入と他の合計所得金額が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担になり、また、1カ月間に支払った利用者の負担額が一定の上限を超えた額は、これまでどおり高額介護サービス費として、その超えた分が申請により払い戻しされる制度も従来どおり適用されるところであります。

改正の基本的な考え方といたしましては、現役世代、40歳から65歳ですが、これ

らの負担を抑えること、また、高齢者世代の公平化を図ることとされておりまして、今後、制度への理解を求めながらとり進めていくことが必要であると考えています。

来年3月の計画策定に当たりましては、これから健康長寿のまちづくり会議において素案を示し、審議をいただき、地域説明会も予定しておりますので、計画の概要や今後の方向性を町民の皆様にお示しをし、町民の皆様からの御意見を反映していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、平成29年に向けて、それぞれ高齢化率、介護認定率というのが上昇するというところでございますが、特に高齢化率につきましては、この推計というか、実績も見てみますと、高齢者の人数がそう極端にふえているわけではないのです。やっぱり一方で分母の人口減というようなこともあって、高齢化率というのは上がっていくのだろうと思うのですが、特に既に推計値と実績も含めて出されておりますけれども、これから介護保険の議論をしていく上で、75歳以上の高齢化率というのが、大変私は重要だというふうに思っています。従来から言われておりますように、75歳以上になる、あるいはきょうのラジオでも言っていましたが、85歳以上になると4人に1人が認知症になるとか、介護度が重度になってくるという意味からも、先ほど言いましたように、介護給付費がふえるとか、そういう状況になってくるわけですが、その辺の75歳以上の推計率というのがもしわかればお聞きしたいのと、この推計率が上がることによって、介護度が重度になっていくことをどういうふうに受けとめているのか。さらには、認知症の発症について、今現状、どのように受けとめているのかをまずお伺いをしたいと思います。

2点目、3点目ですが、基本的な考え方としては、高齢者の方は多くの方が年金収入なわけです。それで、既に言われていたように、一方で年金の引き下げがある中で、今の答弁にもありましたが、介護保険料が引き上げられる。さらには、一応負担能力がある云々といいますが、個人負担が2割ということで、単純に言えば、先ほど言ったように上限がありますから、そう多額にはなりませんけれども、人によっては今まで払っていた倍を払わなければならないという、そういうような状況になっていくということを考えますと、この介護保険に対する高齢者の皆さんの生活が厳しいという状況からすると、どうなっていくのかなという思いがあるわけですが、2点目の、当然、介護保険制度が今言われたような制度になっていますから、給付費とか個人負担費とか、個人負担の引き上げがあるようですが、そういったことを換算して保険料を決めるというのは当然のことなのですが、ただ、気になることが、一時的に介護保険料が安くなったこともありますが、それ以降は常に介護保険料が上がっている。さらには、個人負担が、3番目にあるように、ふえていくということの一方で、収入の年金そのものが下がって

いる。そういうようなことを考えると、先ほども言いましたように、高齢者の生活が非常に厳しくなるのではないか。また、介護保険を受ける場合に、介護保険料なり個人負担がなかなか思うように払えないということで、介護控えなどが起こるのではないかと、保険料の所得別である程度もう少し突っ込んだ話というのを検討はできないのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

と申しますのは、この段階というのは、それぞれ所得に応じてあるわけですが、この所得の段階というのは、それぞれの自治体である程度、190万円以上とか、80万円以上とか、そういうふうに決定できるのかどうか。あくまでも段階が多くても基準があって、その基準に合わせてやらなければいけないのかどうかということもありますから、その辺も含めて、軽減のあり方というものをもう一度お伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 後期高齢者と言われる75歳以上の推計であります。先ほども言いましたけれども、26年の高齢化率が36.3パーセント、2,822人なのですが、そのうちの75歳以上は1,523人。27年、来年の10月末の予想でありますけれども、37.5パーセントの高齢化率で、2,852人のうち、余り変わらないのですが、そのうちの1,525人が75歳以上。28年が38.6パーセントで、2,872人のうち1,531人。29年の10月末では39.7パーセントで、2,882人のうちの後期高齢者が1,548人ということで、微増でありますけれども、右肩上がりです上がっていくということであります。

そんな中で、やっぱり一番心配されるのは保険料の問題だと思うのですが、今御質問ありましたように、この介護保険制度というのは、スタート時から、第2の国保にさせないということで、国もきちっと基準を決めて、わかりやすく言えば一般会計から持ち出しはしないということで、あくまでも基金、借り入れなどなどの方法で、あくまでも独立した給付の中での介護保険料ということになるものですから、段階別というのは、先ほど申し上げたとおりでありまして、6段階から9段階にするのですけれども、どこかを軽減すると、わかりやすく言えば、一つの風船の中にあるようなものですから、どこかをぐっと引っ込めると、ほかぐっと膨らむということですから、誰かがもし軽減になるとしたら、誰かが、どこかの層で負担をしなければならないということで、トータルでそういうことなのですから、横から、外部から資金を投入するということになる制度でないものですから、そうなります。

そう言いながらも、介護保険というのは実に使い勝手がいいものですから、いろいろなものの中に、介護保険に包括される。ですから、この介護保険そのものは、スタートして、本当に支える保険としては、制度としてはかなり認知をされる制度なのですが、そこにいろいろなものが入ってくるものですから、これを継続できるかということところが今一番心配なのです。ですから、サービスがどんどんどんどん拡大をしていく。拡

大すればするほど保険料が高くなるというのは、これは当たり前のことなのですが、ですから、うちのまちは保険料高いよねとか、あそこは安いよねとか、前回の基準のときもそうだったのですが、北海道で6,000円になったところが1カ所とか何とかというのがありましたけれども、何回も言いますけれども、本当にサービスが行き届けば行き届くほど保険料が高くなるという制度ですから、これは本当に自治体でどうこうするという段階のものではやっぱりないということなのですから、かといって、国の中でもということなのですから、国としてもそこら辺についてはまだまだ明確な方針と申しますか、この介護保険を継続するためにどのような方式をとった方がいいのかということが余り明確にされていないということでありまして、今、御質問ありますように、そういうことで年金は毎年下がっている、着実に下がっていっていますから、年金は。そしてまた、こういう地方の賃金もそうですよね。民間も公共もそうですけれども、賃金もどんどん下がっていっている。この中で、保険料だけがこういうぐあいに上がっていくということですから、非常に暮らしとしても大変なことになりますし、また、賃金だとか年金は、それだけで暮らしになりませんから、もちろん日常の暮らしから、医療費からいろいろ含めてたくさんあるわけです。また、現役世代は教育から含めて、それこそ子育て、たくさんのもちろん生活する上での費用。そういった実態の中ですから、非常に私どもも、介護保険を担う自治体の役割としては非常に頭の痛い状況にあります。

かといって、頑張っていた世代の方々が安心して暮らすためには絶対に欠かすことのできない制度ですから、何としても継続していきたい。継続するためには、やはり本当に無理のない負担でなければ、これは継続していけないということですから、ここら辺について、本当にこの見直しを含めて、国として継続できる、また持続できる制度にするために、しっかりと要請をしていくということの行動を今一生懸命しているところでありますが、これからの計画については、本当に非常に厳しい計画になっていくのだろうなというふうに思っております。

大体このようなことで申し上げて、これを踏まえて、今、計画の策定を進めているところであります。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今言われているように、制度の問題があって、一方で高齢者の厳しいそういう状況があるにもかかわらず、なかなかそういった保険料とか、そういうことでは対応できないということでもありますから、それはそれとして、ぜひ国の制度の議論の中で、ぜひ報告というか意見を述べていただきたいと思いますけれども、できればそういったことで、今、答弁にもありましたように、高齢者の方は大変厳しい状況になるわけですから、介護保険全体で取り組む中で、それは事業を含めて、その中で、やはり高齢者の人が、今言われているように、少しでも安心してこのまちで暮らせるような配慮について、それらも検討していくべきだと思うのですが、その点についてもう一

度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 国も今、先ほど答弁したような中で、保険料がどんどん高額になっていくと、そういうことを含めて、国が示してきたのは、要支援 1、2、3 は介護保険から抜いて、別に自治体が責任を持って別メニューでやりなさいと、こういうことなのです。結局は自治体に丸投げしてくるのです。でも、国としての姿勢はそういう姿勢ですから、そして、特別養護老人ホームは介護度 3 以下はだめですよと、それ以上でなければだめと、こういう基準ですから、これが本当に福祉でもないし介護でもないし、安心して暮らせる国づくりということでは決してないのですけれども、でもそれを投げってしまうという言い方はあれですけれども、丸投げというような形になって、自治体に任せますよと。自治体に任すのはいいのだけれども、任すだけの財源などはどうするのですか。手ぶらではできませんからね。特に本当に地方に来れば来るほど、住みなれたところで住み続けたいという、そういう願いの方が多いですから、それを支える担い手も必要ですし、そのためには、やっぱり一定の規模の財源というのは必要になってくるのですが、これらもありません。

だから今、私どもも声高に、それぞれのいろいろな研究会だとか、また、全国的な組織の中で言っているのは、まずこのことをしっかりと国が責任持って、地方自治体が運営できるような、そういう財源政策も含めてしっかりやると。あとは人材の育成だとか、そのようなこと。受けるのはもちろん自治体で、それはしっかりと地域の暮らしのために頑張ると、こういうことでありますから、御質問ありますように、これは保険料も特養も 3 以上なければだめだなどということではなくて、それぞれ生活実態だとか、それこそ暮らしの実態でいろいろなケースがあるわけですから、そういうところも少しでも幅広く認めてもらえるような、そういう方法を今やっていますし、また、最適な裁量は、やっぱり自治体に、保険者に任せてもらわなければならないということでもありますから、その暮らしがわかるのは、やっぱりその地域の関係しているところが一番実態がわかるわけですから、そういう実態も含めて、しっかり国には要請していくということでありまして、それでなければ地域での暮らしは成り立たないということですから、そんなことを含めて、大変この介護保険、本当に使い勝手のいい制度ということでスタートしましたけれども、逆にそれが今、弊害になって、大変保険料を含めて苦悩するというような状況でありますから、決してこれが途中で破綻したり継続不可能などということにならないように、しっかり地域の福祉を支えるために、この制度がきちっと継続できるように全力を尽くして、我々も要請活動をしながら国に求めていく、そして地域でしっかりと支えていくと、こういう態勢をつくりたいと思います。

以上であります。

9 番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、3 番篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 議長の許可が出ましたので、質問させていただきます。

まず、農業の振興と農家経営の安定について御質問させていただきたいと思います。

今日の農業経営は、酪農、畜産業、畑作ともに、生産資材、肥料、飼料の高騰により、また、ことしになりまして、北電の電気の値上がり等もございまして、非常に農家の経営は厳しい状況になっています。町として対応策を講じるべきと思いますが、今後の進め方について町長の考え方を伺いたいと思います。

まず1点目に、乳量の推移は、平成20年の4万5,000トンピークに年々減少し、平成25年、昨年度でございまして、4万1,000トンにまで落ち込んでいます。搾乳家の戸数も、平成20年は96戸、昨年度は76戸と、年々減少しているところでございまして。家族経営の多い本町では、今の状況での増産は非常に難しいと思います。大規模化に伴い、ふえる労働力を軽減するため、コントラクターの充実、TMRセンター、哺育センター、さらには家畜ふん尿によるバイオマスプラントの誘致により、乳量の増産に集中できる環境づくりに、町としても組織づくりに後押しすべきではないかと思っております。考え方を伺います。

二つ目に、畑作についてでございますけれども、コスト軽減のために、農地の集積を進め、大型機械の効率利用を行い、経営の安定を図るべきだと思っております。

さらに、本町には約3,200ヘクタールの借地畑があります。これは大体3割に達するかと思っております。現状では、基盤整備事業、特に暗渠排水などを行う場合に大きな障害となっております。借地畑の解消を進め、安定した農業生産を維持するために、農業振興基金等の活用も含め、何らかの施策が必要と思っておりますが、町長の考え方をお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 篠原議員からの農業振興についての御質問について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の乳量の増産に集中できる環境づくりの後押しであります。御質問にありますように、本町も例外でなくて、どんどん搾乳家が減っていているというのが現状でありまして、北海道は年間に200軒以上減っていると。本町もこのような状況でありまして、私どももずっと農協の総会、総代会に出させていただいて20年以上になるのですけれども、ここまで減ってくるとは本当に予想もしていなかったのですが、いつも申し上げるのですが、特に搾乳するという仕事は、365日、生き物を飼って、まさに24時間態勢で、本当に朝から晩まで牛舎の中でという、そういうイメージで、本当に頑張っただいて、そういう生産現場ですから、これを少しでも軽減できるような、また、今御質問ありましたようないろいろな環境整備だとか、その後押しができないかということをお私どももそれぞれ提案をさせていただいて、また、何度か具体的な検討に入ったということがありますが、残念ながら今、そういうことも具体的な実現を見ないままにこういう状況になっておりますが、特に本別町は、酪農、畜産の、特に搾乳

の件に関しましては、明治乳業がしっかりと支えていただく大事な工場がありますから、そういう意味では、少なくとも本町だけは絶対に乳量は減少させないというような、そういう決意が私どもも必要だなと、いつも農協の幹部なり、また、酪農振興会の皆さん方とは話をしておるところですが、今問題となっている、御質問にありますとおり、近年、特に少しずつ、昔は家族の数だけ搾乳牛がいれば何とか暮らせるというような時代だったのですが、どんどんどんどん時代の変化とともに機械化になり、また、フリーストールなどを含めて、非常に1軒の飼う頭数がふえてきたというのが現状でありまして、現状でふえてきたということは、それだけのスケールメリットを出さなければなかなか経営が成り立たないということが背景にあるのだと思うので、それに伴って、牧草、飼料の確保などを含めても、本当に地元の粗飼料だけではなかなか賄いきれないと。結果的には輸入した飼料にも頼らなければならない。また、飼料分などを含めたり、また、たくさんの条件が重なりますから、非常にコストも高くなる。また、御質問にありますように、電気料も非常に勢いで値上げされましたし、また、燃料だとか、それぞれ資材も大変なことになっていますから、経営そのものが非常に圧迫されているというようなことも含めて、さらにまた、今のTPPの先行き不安を含めて、これから牛舎を建てかえて子供たちを育てようといっても、なかなかそのような展望が開けないというようなことは、たくさんの不安を抱えている現場でありますから、何とか、そういう現状であるけれども、やっぱり食糧をつくるという大事な仕事でありますし、また、本町の産業をしっかりと支えるという意味も含めて、何としても継続していただきたいというのが私どもの願いでありますから、それらも含めて、今、御質問のあった部分については、特にこれは農業団体が主体となって意見を集約して頑張ってくださいということになりますので、そこがしっかりと議論させていただいて、計画が上がってきたものについては、私どもは、今までも申し上げていますが、1回もそれについて拒否したこともありませんし、全面的にそれは協力させていただくということを常に農協の常勤幹部との政策懇談の中でもお話をさせていただいていますから、それは中期計画の中でも示してありますし、また、農協内部での検討もそれぞれしていただいていることでもありますから、それらを具体的にしっかりと提案いただいたときには、我々としても連携をしっかりと取りながら進めていきたいと、こう思っております。

2点目の基盤整備のことですが、これもずっと政策懇談の中で話してきているのですよ。ここ四、五年前からの高温多雨、このときに顕著にあらわれたのです。作況調査へ行っても、同じ地帯でも、基盤整備のできているところと、まだ進んでいないところというのは、作物が全く、片方は根腐れしてひどい状況ですが、片方は青々として、ふだんよりもとれているような状況があったのですけれども、やっぱりああいう現場を見たときに、基盤整備というのはいかに大切かなというのは、当たり前のことですが、なかなか。さらにまた、最近、大型機械ですから、どうしても離底盤ができて、疎水性が低くなると。そんなことを含めて、てん菜の対策なども含めて、できればサブソイラ

を入れて、きちっと透水を高くして、とにかく基盤整備と土づくりを徹底して、やっぱり土の中から宝が生まれてくると、こういう意識も含めて取り組んでいこうということで取り組みをさせていただいていますから、これらも、特に今、御質問にありますように、3分の1が賃貸ですからね。賃貸のところになかなか、言ってみれば貸し手側、借り手側が、それぞれ自分のところでないというところが非常に事業を取り入れづらいというのがあったのですが、その現状も踏まえて、補助事業だとか、畑総事業ではなかなか取り入れられなかったものを、近年の交付金事業でかなり進みました、おかげさまで。まだまだ手を挙げていただけないところも現実にありますけれども、今まで賃貸でなかなか取り組めなかった事業もかなり進んできましたので、とにかく持ち物が誰であろうが、最終的には本町の大事な耕作地ですから、その辺も含めて意識を持って、いろいろなメニューの事業を入れたりしながら、本当にしっかりとした基盤整備、また、そういう基盤の整備したところでない賃貸もできないということになりますから、そういうことも含めて、今、農協ともしっかりと協議して、これらを押し進めていくということをして事業として進めさせていただいていますので、今後とも、貸し手、借り手側ですから、私どもがそこに介入してどうこうするということは、個人のそれぞれの考え方ですから、できることではありませんけれども、可能な限り相談にものりながら整備を進めていきたいなと思っています。

また、農業基盤整備促進法ということで、これはやっぱり認定農業者が受け皿になって、特別控除の拡大を国に要請しているところであります。できれば、本来であれば、一定、頑張ってもらって、現役を引退するときは、次の担い手の人たちがそれを財産としてまたしっかり営農できる体制になればいいのですが、なかなか賃貸という形で残るといいますから、これらも含めて、国もいろいろな制度でそこら辺を後押ししよう。失礼な言い方になるかなとうちの担当もよく言ったのですが、地帯へ行って、例えば誰々さん、あと何年やるのですかと、このような調査もしなければならぬと。そして、それは本当になしてそんなことを言われるのだというかもしれませんが、これは本音としては大事なところで、それであれば、次の担い手の人をどういうことでそこにしっかりと対応してもらうかなどなど含めて、そういう先々の要望なども含めてあるのですが、これらも含めて、まださらにしっかりと態勢をとりながら、耕作放棄地などが出ないようにしっかりとした態勢をつくるために頑張っていかなければならぬなと思っています。

いずれにいたしましても、個人の財産と言いながらも、大事な圃場ですから、御質問のありますように、しっかりとこれは農業団体ともさらにスクラムを組んで、これらの対応をしっかりしていきたいなと思っています。JA、農協側もきちとした方針を出しておりますので、農協の方針にしたがって、農業者とも十分協議しながら、生産体制がさらにまた充実できるような体制をとっていきたいなと思っています。

以上申し上げて、答弁といたします。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 一つだけ再質問させていただきます。

乳量の増産でございますけれども、数年前から初妊牛の導入にJAと町からと助成金をいただいております。私もこの制度は利用させていただきました。非常にありがたい制度でございます。

現在、この初妊牛の導入に関しては、町が5,000円、それからJAが1万5,000円と、年間通しての改正になったように聞いております。近々の乳量の増産の対策として、町の補助金を幾らかでも値上げできればと考えております。単に値上げするのではなくて、本町に日本一の育成組合がございます。その乳牛は北市場に出ていっても相当ほかの農協よりも高くなっております。そういう基礎牛を購入することに限定して、幾ばくかの補助金の上積みができないか、お伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問にあります、本別に来たらいい牛がいるよと、こういうまちにしたいというのが、私がまだ本当に30歳ちょっとぐらいですかね、同年代の酪農家がそういう卵をとって、わかりやすく言えば、それをきちっと大きく育てたいと、そういう同士会ができて、しっかりそれをやってきました。おかげさまでそういうだけの牛を持っている人がたくさん出ましたし、また、和牛のほうも、非常に取り組みは実は遅かったのです。私どもが和牛をやったらいかがですかねと提案させてもらったけれども、いや、まだこれから短角牛とヘレフォードをやるということでしたから、それはそれとして大事なところで、放牧しても十分できるというのはヘレフォードの特性でありましたから、和牛はおくれたのですけれども、でも本当にここ10年ちょっとぐらいですかね、特にメスの和牛などはものすごくレベルが高くなっていますし、また、ホルスタインF1などもそうですが、非常に本別の市場での評価が高いということで、どこどこ牧場といったら、ぼーんと黙っていても数十万円高くなるというぐらいの家もあるそうでありまして、また、それら育成含めても非常に頑張っていて、優秀な、それぞれまた技術も競い合いながら、展示会、品評会含めてみんなで底上げしていますから、それらについては、これはいろいろな対策がありますから、それは特に毎年農協とも、また、それぞれの生産団体とも協議していますので、町としてはできる限りの応援をしていくということでありまして、せっかくの御質問ですが、ここで何ぼ上げますということになりませんが、それはホルスタインの初妊牛の導入のときもそうでしたけれども、現状を見たときに、やっぱり頑張っていて、そこは少しでも応援させていただければというのは、もちろん金額は高いほうがいいかもしれないけれども、そうもいかないということもありますけれども、ただ、本当に常にそういう同じ方向を向いて、行政も農業団体も含めて、やっぱりしっかりと応援させていただくということも大事だと思いますので、それはこれからまた予算を含めて、いろいろな団体、今、たくさんの農業変化の中でもいろいろなメニューがありますので、それもトータルで含めて、しっ

かりと応援するところは応援させていただいて、また、一定の成果が出たところは自立してやっていくなどなど含めて、メリハリをつけて、その応援体制をつくっていきたいと思っています。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3問について質問をいたします。

それでは、1問目の難病への対策と考え方について伺います。

本別町においては、現在、約80名の方々が難病と向き合っているものと認識しております。これまでの対応と今後の対策について、考え方を伺います。

難病については、本年、法律が成立いたしました。難病法には、難病患者の方々が地域で尊厳を持って生きられる共生社会へと向かうという対策の基本理念がうたわれております。

難病患者の皆さんにとって住みよい社会は、高齢者の方にも、障がい者の方にも、子供たちにも、全ての人たちにとって住みよい社会です。

本別町においても、難病患者の皆さんから交流の場を設けてほしいとの声があることから、公共施設や民間の施設で現在使われていない施設を再利用するなど、積極的に進めるべきと思いますが、町長の考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の難病への対策と考え方についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、難病につきましては、これまでの障害者自立支援法が、平成25年4月1日から障害者総合支援法として施行されまして、医療から福祉のサービスも今度は使えることになりました。障がい者の範囲がこのように見直され、制度の谷間を埋めるべく、障がい福祉サービスの対象として難病患者が追加をされたところでもあります。

御質問の、難病患者の皆さんの交流の場ということではありますが、尊厳を持って生きていく共生社会の実現ということは、これは難病患者の皆さんだけではなくて、高齢者や障がいを持たれている方全ての方々の共通理念になっているということでもあります。

まず、使われていない施設の再利用により積極的に進めるべきとの考え方ではありますが、現在、地域のお年寄りや障がい者が交流する場としては、ことし、活動10周年を迎えました銀河サロンがまずあります。このサロンは、平成17年10月から、まちなかに集いの場所を求める高齢者や障がいを持たれた方々の支援活動として発足したものでありまして、現在、町商工活性化センター、アースホールに活動拠点をもちながら、現在は月3回、カラオケやダンスや、また、食事会が行われ、さらにまた、生活のもろ

もろ相談を含めて、本当にきめ細やかにサポート体制をとっていただいています。

特に食事会では、高齢者や特別支援学級の児童のほかに、障がいのあるなしにかかわらず、世代を超えて毎回50人前後が集う交流の場となっておりますので、ぜひ難病者の皆さんも、友人同士、お誘いをいただきながら参加をいただければなというふうに思っておりますし、さらにそのことが、交流の輪が広がり、有意義な場になるものと考えております。

また、新たに民間の有志の団体が、北1丁目にあります建設会社の空き事務所を改修をし、障がいを持たれている方々の集いとして、就労の場の創設に向けて活動していただいておりますし、この団体は、現在、NPO法人の認定の申請中でありまして、食のつながりを大切にした地域食堂というスタイルで、障がい者や難病患者、地域住民の皆さんとの交流を主体に、集いや生活に関する相談などを行う場として開設をするものでありまして、来年の1月のオープンに向けて現在準備を進めているところであります。今後、さらに交流促進が図られ、本町の地域福祉の充実のために大きな推進力となるものと期待をしております。

このように、町民有志の自主的な活動により、障がいを持たれている方、難病患者の方や家族の皆さん、そして、地域の誰もが気軽に集い、交流をして、さらに雇用に向けた取り組みの輪が広がりつつあります。確かに一歩ずつ確実に支援の輪が広がっているということでもあります。

本町といたしましても、これからも民間の方々、まさに町民力による関係団体の活動や運営の支援に努めますとともに、誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力させていただきましますので、以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から今、答弁をいただきました。

常々町長がお話しされている内容かと思えますし、私もアースホール等々の存在も、また、北1丁目の事務所だったところの存在も承知してございます。

ただ、難病で苦しんでいる方、本別町で特定疾患と称する部分で、要するに保健所といますか、そちらのほうで承知している方の人数が約70数名、80名弱ということでございます。池北三町合わせましても150人、160人からの方々がいると。そういう病気をお持ちの方は、なかなか障がいをお持ちの方だとか、理念は理解しているようでございますけれども、なかなかきょうから行ってみようかとか、あしたから行ってみようかというのはなかなかかなりづらい部分があるのが実態だと思っております。

私もいろいろな方と話してみますと、確かにそういう施設もあり、総合ケアセンターのほうに出向いていくのもやぶさかではないのですが、なかなか行く手段、足がないという部分、それから、なかなか新しく入っていくといますと、なかなかなじみがないという部分もございますので、その辺を考えますと、なかなか一歩が進めないというよ

うな状況でございます。それらを含めて、新たにということではございませんけれども、もしそういう施設等々があれば、就労の話も今町長の答弁をいただきましたけれども、その辺も含めて進めていけばいいのかなと思っております。

今、12月の頭に、高齢者の住宅云々ということで、マスコミにも相当載ってございますし、そういう会合が、高齢者等の住まい・生活支援検討委員会というのも発足されたようでございます。これとは趣が違ふかもしれませんが、この機会に町民の皆さんに、こういうこともあるので、その中でこういう難病の方だとか障がいのある方々、高齢者の方々、冒頭、私も質問させていただきましたが、そういう方々となじみを深くし、また、子供たちとの交流を含めて、本町の福祉介護がより一層盛んになっていくことを思っているものですから、質問する次第でございます。

それと、難病については、今までの国の政策等々でなかなか発見しづらいという表現は妥当でないかもしれませんが、そういうことがなかった。ことしの春に法律が制定されまして、年明けから実施されていくというようなことでございますけれども、なかなか難病については全額本人負担ということでございまして、経済的にも大変な思いをしているところでございます。これら法律もできたことでございますので、北海道、国との連携も深めていかなければならないということございまして、本町の当初予算では衛生費の中で9,000円の難病連の負担をしているところでございますけれども、予算編成の時期でもございますので、それら、来年度に向けて、そういうまだ団体の組織はなってございませんけれども、どのようにお考えになるのか、何点が質問させていただいてございますけれども、町長のほうに答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 難病が新しく法改正で指定をされたということですから、そういう意味では、医療費から、また、福祉サービスも受けられるようになったと、こういうことでありますが、ただ、難病というのは、御質問にありますように、認定されただけで110なのです。まだまだ全国的というか、今までもいろいろな難病連の皆さん方、私も長い間北海道の、いろいろ年末になったら難病連の物資のあっせんだとか、そういうのがずっとありましたから、自治会の皆さんも当然昔からやっていたところですが、そのようにつながりの中でありまして、本当に非常に難病の認定をされてまでいないということを含めて、いろいろ今まで話を聞くと、300から500ぐらいの病気があるのではないかと。もっと言えば、原因がわからないから難病だと、膠原病だとか、昔よく言われましたけれども、そういうようなくくりの中で、そういう厚生労働省含めての対応ということになっておりますから、それが今回、110のはっきりとした病名ごとというか症状ごとの認定がされて、それが今度新しい法律の中でいくということですから、そういう意味では、本町も約80名という、しっかりどうこうというのはどうか分かりませんが、そういう人たちの中ではいろいろな症状があるのです。私どもの身近でも、本当にパーキンソンの方がいたり、リウマチの方がいたり、たくさんい

ますから、それぞれの症状がありますから、本当にこれは基本的には保健所というか、北海道がきちとした窓口で対応するということになっておりますが、それらも含めて、例えば今もうちの保健所の事業としても、それぞれ精神の部分だとか、または障がいだとか、いろいろ含めて、役場などもそうですし、また民間などもそうですが、やっぱりそれぞれの障害者分会だとか、それぞれの組織をつくっていただいたり、また、グループをつくっていただいたりしてそれぞれ対応するということですから、例えば難病の方全部が、難病だといって、それを一つのグループとして、団体としてもなかなか難しい現実があるのかなと思うのです。

そういうものを含めて、ぜひ有志の方でも結構ですから、そういうような思いと、また、そういうサークル的なものでも十分でないかと思うので、できればそういう必要なことを、保健所も含めて北海道の指導もいただきながら、そういうグループだとか団体の中でつくっていただいて、そして今、なかなか参加できづらいということも現実としてあるかもしれませんが、その中を超えて、そういうサークル、またグループの中で、保健所だとか、もちろん町も支援するのは何もやぶさかではありませんから、そういう中で参加していただいたり、また、より一層交流の輪を広げていくと。さらにまたそれが大きくなっていくと、またそれぞれ独自のそういう交流だとか、そういう場が必要だということになれば、またその中で段階的に考えていくことも必要でないかと思えますが、当面はそういう中で、ぜひまず組織化というより、グループでもいいし、サークルでもいいですから、ぜひそういう相集えるような、そういう体制の中で一つまた一歩進めていくと、そういうことも含めて、新しくまた1月からできるNPOも含めて、そういう受け皿として、協議だとか相談だとか、また集いの場としてしっかりサポートしていただけるようでもありますし、また、今の銀河サロンもそうであります。もう10年も続いて、本当にたくさんの方が、私もちょこちょこ邪魔させていただきましても、たくさんの方が集って、それぞれ楽しく交流をしながら、またそれぞれのあすからの元気をいただきながらやっているということでもありますので、ぜひそのような体制の中でまた頑張っていたいただければ、我々もしっかり努力させていただきたいと思えます。

北海道難病連に対する負担金、それをやっていますけれども、もちろんこれはどこから要請されたということではなくて、そういう組織の中で少しでも私どものまちを含め、役割としてそういう負担金を出すということは当然やっていくことでもありますから、これらも含めて、今後また難病連の方も一生懸命いろいろな活動、それぞれの病気の立場がありますけれども、一生懸命頑張っておられるところはもちろん同じですから、先ほど言いましたように、障害者自立支援法でみんな包括されて、みんなが一緒に相集いながら、みんな支え合って頑張っていくと、そういう新たな法律もできた中ですから、その理念も含めてしっかり応援させていただくと、こういうことで我々は考えていきたいと思えます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） この部分、難病の方々に対する参加していただくという考え方については、私も、答弁いただいている町長も、そんなにかわりはないのかなと思っております。銀河サロンの活動も敬意を表しますし、いろいろな部分で民間の方々が行っていただいている部分には本当に頭が下がる思いでございます。

ただ、今、町長も答弁で言っていただきましたように、なかなか難病の方というのは、特定疾患に保健所の関係でこういう形だよという部分やら、病気のただけれども、なかなかみんなの前に出ていけないとか、いろいろな部分があるかと思えます。そういう部分を、何とか行政の窓口の中で、こういうふうに参加したらいいのでないですかとか、例えばこういう部分でちょっと出向いていきますから、何人かお友達というか知り合いの方々と、こういうような障がいのある方々もこういうサロンでお話していますので、そこに行ったらどうですかとか、そういうような直接的なサポートを、スタートの部分でございますので、やっていけたらいいのかなと私は思っているところでございます。

なかなか行政というのは、そんなにそんなにきょう言ってあしたからなるということではできないという部分も私は理解してございますけれども、こと国の法律ができたからということではなくて、これを機会に、本別の難病で苦しんでいる方々に少しでも光が当たって、皆さんと、先ほどの質問の中でも申ささせていただきましたように、高齢者の方々や障がいのある方々とも本当に手を取り合って進めていける部分があれば本当にいいのかなと思っているところでございます。

冒頭、質問の中で私もお話しさせていただきました。民間の施設であれ、町の施設であれ、そういう施設があって、例えばですけども、つつじの園も集会所と併用しているような形になってございます。これは町長のほうもそちらに造詣が深い方ですから、進めていると思えますけれども、例えばですけども、営林署の寮あたりも結構広い面積を持ってございますので、その辺で作業所的な、こういう方々も入っていただいてやっていける方法がないのか。使えないということ云々だけでなく、そういう考え方としてどうなのかということをお聞きしたいと思えます。

それと、難病連の理事さんが7月に本別町に見えております。これは町長、お会いになって、お話を当然しているかと思うのですが、どんな話だったか、差し支えない程度で、お会いになっていればお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） サポートするとかどうこうというのは、それは例えばつつじの園に通いたいとか、いろいろなところを願えば、それは別に何も心配ありませんから、先ほど言いましたように、銀河サロンでも結構ですし、また、新しくできるところでも結構ですし、また、現実に行っている方も当然いますから、それは何も構わないこと。ただ、組織をしてそういう体制をしっかりとするというのは、これはやっぱり難病連だと

か、保健所、要するに北海道を飛び越えて我々がやるということになりませんから、その辺はしっかり段階を踏んでといたしますか、その機関と十分協議していただいて、それで団体組織として必要があれば、それは行政はどのような体制をとるか、どのような方向をとるかというのは、それは何も一向にやぶさかではありませんので、そういうことはぜひそういう形で、今もそうなのです。精神の方もみんなそうですけれども、そういう保健所とのきちとした連携の中で、また北海道との連携の中で、そういう体制がとれますから、そういうことを含めて、町としてどのようなかわりを持つかということをやっているわけですから、それは同じことであります。それはぜひそんなことで進めていただければなというふうに思っております。

また、個人で相談するとか、サポートするというのは、それは町民の間ですから、それはやぶさかではありませんから、いつでも相談にあずかるということは、しっかりその相談体制はとらせていただく、こういうことは間違いなくやれると思いますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

理事が7月に来るということですが、実はこれ、経過がありまして、せっかく来ていただくということで、実は予定して、連絡いただいた日、待っていました。これは誤解のないように言っておきますけれども、すっかりそのことでちょっと行き違いになったような話も聞いていますけれども、私は4時に来るということで、ずっと6時過ぎまで待っていました。でも、残念ながらその日、来られなかった、都合が悪くて。連絡をいただきました。あした何時に来るというから、あしたは到底そんな時間はとれないかもしれないからと、そういうことは言っておきました。ただ、実はその日に、うちの図書館のほうに来られて、大分待っていらしたということがありますから、それは残念ながら会えなかったのですが、私もぜひ来ていただくなら、わざわざ来ていただくのだから、それはまた町内の方が紹介してくれることですから、それは逆に本当に楽しみにお待ちをしていたのですが、残念ながらそんな行き違いで会えなかったということですから、決して会わなかったとか拒否したとか、そういうことでは決してありませんので、そこら辺は誤解のないようにしていただいて、スケジュールのあることですから、待っていても来られない日があって、でも会えることができない日に残念ながら本町に来ていただいたということでありまして、改めて私のほうも会えなかったということは非常に残念だなと思っているわけでありまして、それは最初から、ぜひ寄ってくださいというこの話でありますから、そこら辺はそういうことで理解していただきたいと思ひます。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 難病連の理事の方が来庁いただいたときの部分については、首長の、町長の立場も、日程はいっぱいあると思ひますし、それについて私がどうのこのということではございません。

ただ、先ほど質問した中で、営林署の関係、どういう思いがあるのか、それを再度質

問させていただきたいのと、町長も今、建設的な答弁をいただきまして、窓口になって行うのはやぶさかでないということでございます。

私も町民の皆さんと、定例議会が終わったときにはいろいろな部分でお会いしてお話することも多々ありますものですから、細かい部分かもしれませんが、担当部局というのは総合ケアセンターに、太陽の丘に出向いていけばいいということですか。そちらに電話すれば相談にのっていただけるということでございますか。町長の今の答弁では、保健所が窓口で、北海道がというようなニュアンスもあったのですが、組織づくりをするにしても、よーいどんで相談するにしても、そういう部分が、地元の行政でございますので、その辺に頼っていくのが町民の皆さんの考え方だと思いますので、その辺、先ほどの答弁なかった分の営林署の分と、窓口はどこかという部分の答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私から答弁させていただきます。

今のサロンのサービスの部分でございますけれども、基本的には障がい者の地域生活支援事業に位置づけされておりまして、市町村の必須事業ということでございます。ただ、家族とか障がい者の、難病の方も含めて、地域住民と一体に自発的に行う事業に対して、周りの行政も含めて支援をなさいたいということでございまして、一つ、まずみずから何をやろうとしているのかというところがわからないと、例えば場所の問題にしても、なかなか難しいのかなと。

まず難病の方の窓口としては、本別町としては2カ所確保しています。一つは、やはり病気に関連する相談もあるということで、健康管理センター。それから、認定関係は障がい者担当ですからケアセンターということで、どちらに行っても連携だけはしっかり取るようにということで話しています。

まず、今のお話ですけれども、道内にもいろいろなサークルが出ておりまして、傾向を見ますと、なかなか何か一つのところに集まってきなさいというのは難しい。なぜかというと、病気がそれぞれ違うということで、悩みも違う。例えばリウマチ系の方だったら、リウマチ系の方だけで友の会をつくるとか、そういうのが多くなっています。その中で、月何回集まって交流会をやりましょう、あるいは保健所から呼んで勉強会をやりましょうとか、いろいろな活動をやっていらっしゃいますけれども、その辺をまず有志の方で少し整理をしていただいて、どちらでもいいですから御相談いただければ、私どもとしては保健所を含めて相談させていただきたいと考えていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

営林署の施設の御質問でございますけれども、実は障がい者関係の拠点施設にできないかということで、私ども建築担当を入れて、中を全部チェックをさせていただきました。表から見るとかなり傷んでいないのですけれども、中を見ますと、ほとんど床は抜けているし、1億円まではいかなくても、相当の補修をしないと難しいという結論を出

しております。したがって、もしそういう施設が必要であれば、むしろ制度にのせて、補助とか起債とか使ってやったほうが、むしろ効率的なものができるのではないかと考えております。

ただ、先ほど言ったサロンサービスとかそういうサービスになりますと、そんな大きいものは要らないということですから、公共施設とか、町内の空いている施設などを、活動される内容に応じて我々も確保に協力するということではできると思います。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かい答弁をいただいております。

営林署の部分については、外見の目視でなく、技術系の職員が確認したというような内容でございます。いずれにしましても、額が1億円程度というのも、これも概算の中の経験上の判定かもしれません。それについて、今回の議論ではございませんので、それは理解いたしました。

副町長から、健康管理センターと総合ケアセンターでということでお話を聞いておりますし、私もそのとおりだと思っております。ただ、当事者の皆さんから見れば、民生委員の方々に相談もしていますし、当然、いろいろな部分で福祉相談員の方々、自治会の福祉部長さん等々にも、あちらこちらで相談しているかと思えます。民生委員の方々も、限られた人数の中で、相当の負担をしながらやっているところでございますし、ケアマネージャーさんとか社会福祉協議会の職員の方々も、いろいろな意味で多岐にわたっての業務内容というふうに認識してございます。

その中で、私が今質問した内容だけで対応してくれということではなくて、もうちょっと一歩踏み込んだ中で、ちょっと電話でもあれば、こういうふうな組織づくりでもして、こういうふう中身、皆さんで仲間に入ったらどうですかというようなアドバイスのようなことがあれば一番いいのかなと。

これは民生委員の方々、今、私の認識では30数名の民生委員の方々に御活躍いただいておりますけれども、その辺のところにもお話をした中で、また、職員さんにも、忙しい中と思えますけれども、職員も出向いていくような形が、全部とは申しませんけれども、とれるような方法で持っていってくれればいいのかと思っているところでございますので、最後にその点の報告だけお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） この難病のこれからの経過も考えますと、初め56からスタートして、27年1月に110、これがさらに夏ごろに、国としては大幅にふやしたいという形でございますから、対象とされる方が町内にもかなりふえてくることになるだろうと考えております。今、御指摘のあったようなことは、当然、その体制はとっているのですけれども、今、ちょっと壁になっているのが、難病の皆さんというのは余り知られたくないというか、そして、かつ重要な個人情報ですから、誰でも働きかけていけな

い。中には内緒で隠されている方もいるし、認定を受けていない方もいらっしゃるというような状況がありまして、もうちょっと時間をいただきたいなど。その中で、どういう形で情報提供含めて相談体制を充実していくかという部分については、若干もう少し時間をいただきたいと考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住啓一君。

4 番（大住啓一君） 続きまして、2 問目に移ります。

有害鳥獣の被害状況と対策について伺います。

鳥獣被害に関する質問は、ほかの議員からも過去に何回もあり、町の方針などが示されています。有害鳥獣が農林業に及ぼす影響は極めて大きいものと認識しています。有害鳥獣駆除の実態と今後の対応について伺います。

1 点目としまして、エゾシカによる農林業の被害は、平成 24 年度において約 5,700 万円ほどと認識していますが、昨年度、有害駆除を行った回数並びに駆除に参加していただいた人数はどうなっておりますか。

また、一般的な狩猟と駆除との関連はどのようにとらえておりますか。

駆除を行う場合、十勝総合振興局はもとより、猟友会本別支部の協力をいただいて実施しているものと思いますが、一連のプロセスについて伺います。

2 点目といたしまして、キタキツネやカラスの被害は多くなっているものと、町民の方々から話を聞きます。

特にカラスは、牧草ロールの部分に穴をあけ、牧草が傷んで使えなくなる被害も多く出ているとの話でございます。

キタキツネは、市街地を含め、人家近くを闊歩しております。エキノコックス病の心配もあります。市街地での通学路や、ジョギング、散歩のコースでもキタキツネを見かけることがあります。現在でも相当の被害があることから、有害鳥獣の駆除数を多くすべきと思いますが、どのように考えているのか伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 大住議員からの 2 問目の、有害鳥獣被害状況と対策についての御質問の答弁を申し上げます。

まず 1 点目、平成 25 年度における有害鳥獣駆除状況の事業を進めるに当たっての考え方ですが、本町の農作物の被害は、平成 24 年度で 5,688 万 8,000 円ということで、平成 25 年度は 3,795 万 4,000 円と減少傾向を示しているところであります。

す。このことにつきましては、圃場への金属柵、金網の設置、また、電牧柵などの設置にかかわる補助事業の成果のあらわれということでありまして、また、一番最初に設置しました地域のかさ上げなどを含めて、かなりこれは功を奏しているということでありまして、地域の方々も、今まで飛び越えてきたのが、ほとんどそういうことがなくなったということでありまして、かなり少なくなってきたということが顕著にあらわれているのかなというふうに思っています。

エゾシカの駆除の捕獲数でありますけれども、24年度は144頭、25年度は77頭と駆除頭数が減少しております。これは鹿柵などの設置によりましての効果と、駆除の可能な時間帯での出没が少なくなったものと考えております。

25年度の駆除員の出勤数でありますけれども、一斉駆除で12回出勤いただいております。延べ人数は173名。個別出勤を含めると、年間に延べ約400名を超える駆除員の方々に御協力いただきながら、有害駆除の事業を進めているところであります。

一般狩猟との関連につきましては、狩猟期間中はエゾシカの捕獲が可能でありますことから、有害駆除の許可は交付しておりませんが、本町においては、狩猟期間中以外の全ての期間において有害駆除を許可しておりますので、年間を通して駆除及び捕獲が可能となっているところであります。

駆除の一連のプロセスについてですが、駆除は猟友会の会員の皆さんに駆除員として全面的な協力をいただきながら、特殊業務を担っていただいております。町からは補助の奨励金、農協からは助成金、期限つきであります。北海道の補助金を個人に支出をさせていただいております。

2点目の、カラス、キツネの駆除の推進についてですが、カラスの被害については、牧草ロールを初めビート、デントコーン、豆類、播種後の被害が目立っておりますが、また、最近、キタキツネによる乳牛、肉牛への被害があることはそれぞれ報告もいただきながら、我々も同じ情報をしっかりと認識しているところであります。

これら有害鳥獣の被害を減少させるためには、カラスについては、本年度から箱わなの設置による駆除を進めているところです。また、キタキツネにつきましては、銃器の使用が不適当な場所に出没することから、箱わなによる駆除を中心に実施をしています。

今後においても、有害鳥獣の捕獲の増に向けて、猟友会本別支部の一層の御協力と連携の強化のもとに、被害相談に速やかな対応を目指し、農業者の方々の御協力もいただきながら、有害鳥獣駆除事業を推進してまいりたいというふうに思います。

特にカラス、またキツネについては、やっぱりえさ場になるところに非常に集中するということがありますから、近年、キツネは一時かなりふえましたけれども、5年ぐらいの周期で、マイマイガではないですけれども、疫病みたいなのがあって、がくっと減るケースもあるのです。とにかくそういうこともありますけれども、基本的には生ごみを埋め立てしないとか、そういうようなことを含めて、とにかくえさ場になるようなところは、環境条件含めて、全体が御協力いただくと。カラスについてもそうですけれど

も、これもやっぱりどうしても最近では、今まで余りなかったと思うのですが、畑起こしをすれば一っと寄ってくるぐらい、学習能力が高いから、そこにコガネムシだとかミミズだとかいろいろあれなのですけれども、寄ってくるし、また、播種後の状況も結構集団で見えたりしますから、そういう意味では、とにかくカラスとキツネなどについては、特にえさ場になるようなところをなるべくつくりたくないということ、それからまた、酪農家の、ずっと何年もあるのですが、今まで考えられなかったようなことがあるのですが、牛舎の中に入れられないという工夫も含めて対応していかなければ、大事な大事な家畜が大きな被害を被るということもありますので、そんなことも、これは農業者の現場の話ですけれども、町民の皆さんもぜひ分別など含めて、また、えさになるようなものを周辺に置かないと、このような協力をいただいて、一層これらの問題について対処していく、また、広報等のPRも含めて実施をしていきたいなと思います。

以上申し上げて、答弁とします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） ただいま町長から細かく答弁をいただきました。

エゾシカについての部分については、平成9年でしたか、町の東側に、山と畑の境目に柵を設置し、その後も、近年、ここ二、三年の間にそれを補てんするような形で柵も設置しているということでございます。一概に十勝管内での駆除頭数がどうのこうのということで、私、申し上げているのではなくて、非常に鹿の部分については、一時、15万頭ぐらいということで、特に北海道、道東地区に生息していたのが、今は北海道南部、西部を問わず、65万頭、70万頭とも言われている時代でございます。いろいろ国のほうも狩猟税をどうするだとか、北海道のほうも、昨年、条例を制定した中で、削減に努力していくというような姿勢が見えてございます。

いかんせん、生き物ですし、鹿、また、カラス、キツネも含めてですが、町長おっしゃったように、学習能力の高い動物でございます。人間との知恵比べという表現は妥当でないかもしれませんが、何とか農業、農産物の、町長が申しましたように、ビートを移植してすぐ鹿に食べられる、カラスに持っていかれるようでは、春先からの労働意欲にも支障が出るということでございますので、さらなる駆除に対する御理解、推進を求めるものでございます。

林業の被害でございますけれども、マスコミ等の報道によりますと、全道で1億5,000万円ほどの被害があると。十勝の山の被害、林業被害は、面積で523ヘクタールほどの被害があるということでございます。

私もいろいろ農業のお話をさせていただくときに、林業、特に山の部分については、町長も造詣が深いと思いますけれども、山がよくなならない限り、畑も海もよくなならない、これは当たり前の話でございますして、植林も当然必要な林業を守る手法でございますけれども、せっかく育ちかけてきた木が鹿に食べられてしまったのではいかんともしがた。これは非常に農地から山に鹿を入れておくというようなことでなくて、抜本的なこ

とも、山は、当然国有林に至っては3町、4町にまたがっている場合が多いものですから、本別町1町でどうのこうのということではございませんけれども、その辺も十勝でいえば総合振興局、北海道等々との協議、道東エリアでのそういう会議もあるやに認識してございますけれども、その辺もさらに詰めていくべきではないかと思っております。

釧路、胆振のほうで、要するに北海道の下半分と東側でも森林被害は7割にも至っているということでございますから、本別町も林業で恩恵を受けているまちでございます。農林業が足腰強く、しっかりとした生産を上げていただいた中での本町の発展もあるというふうに私も認識しているところでございますので、その部分も含めて、町長の見解を伺うところでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問のとおりでありまして、何度か答弁させていただきましたが、林野庁所在市町村の協議会があるのです。営林署のあった市町村の協議会、道東管内ですから、羅臼からずっと釧路、根室含め、十勝とあるのですが、ここでも何回もやったのです。やったと言ったら変ですけども、林野庁ですから、一向に鹿の、もっと言えば、我々は鹿を養ったことはないよと。営林署だけの責任とは言わないけれども、山に生息するという環境がもともとあったのに、今は頭数含めて適正頭数でなくなったと。その被害状況も含めて、しっかり情報をオープンにして、一緒になって対策を講じないと、山だから、国有林だから銃器はだめよ、そして被害状況は大したことないから出さないよではだめだよと。時々テレビ報道される知床の森などというのはかなり、100年たった名木でも、一周くるっとむかれてしまったら終わりですからね。ということを含めて、相当の被害だろうと思っているけれども、ここ3年、やっとと言ったらあれですけども、3年ぐらい、被害額も発表することになりました。

ですから、それは大住議員の質問にありますように、山がしっかりしないと、畑も海もだめだということは当たり前なのですけれども、だからそのことを含め、山だけの責任でなくて、みんながそういう情報を共有して、しっかり対策していく。言うなれば、国も北海道も本気になって、適正頭数と言われるところにしないと、そのために超法規的なこともやってくださいなどなど、たくさんの要請をしました。隣の自治体では、夜撃たせてほしいと。それも一定のところ、谷間なら谷間に集中させて、そこを上から射撃をするなどなど含めて駆除体制。隣の白糠はヘリコプターで、毎年2回か3回やっているのですけれども、ヘリコプターを飛ばして、本当はその音に驚いて沢地帯にわっと集まる予定だったのだけれども、黙って眺めていて、全然集まらなかったという話で、やっぱり人的で追い込みするほうが一番いいと。それで大々的にやった。

それともう一つは、阿寒とか阿寒湖でやっているのは、一定のところ、ルールを置いて、ここをえさ場にして、そこから追い込みをつくって、そこで一定程度飼うと。要するに肥育すると。そしてそれを市場に出すというようなこともあるので、それは資源だ

から活用しましょうと、こういうかけ声はいいのだけれども、具体的に何かやっているのですかという、やっていないということも今までずっとやってきました。もっと言えば、ここはもともと多いところですから、陸別からずっとここ。それで鹿柵もうちも一番先につけさせてもらいましたけれども、白糠にかけて多いです。それで、猟友会の方々は幾らでも協力するよと。でもその残滓処理をどうするのと。それまで全部やられたらということも含めて、北海道も本気になってやりましょうと。うちの施設で、例えばここにつくって、簡易のものでいいから、今やっている3町の小動物の焼却炉でなくて、きちっとした焼却炉をつくれれば、残滓のステーションをつくって、ちゃんと輸送してきて、ここで処理できれば、相当数の効果が上がるよと。ただ、足のあるもの、羽のあるものだから、ここにとどまるということはないから、それは広域でやらなければ意味ないですよということなのです。ですから、そこら辺も含めて、国も北海道も自治体も含めてやりましょうということですから、これはもっともっと、本当に現実、具体的に何かやれるようにもっともっといっていかなければならない。

当面は、本町としては駆除体制をしっかりとやるということで、猟友会の皆さんに本当にやっていただいていますから、いつも言いますが、質問にありましたように、頭数がどうこうという問題ではないということで、そのとおりだと思いますし、そうやって一生懸命頑張ってもらって、少しでも被害を減らすということでありますから、農業者みずからも、それこそわなだとか銃の免許を持って、それぞれ努力している人もいますし、町民の中でも多くの方が協力していただいていますから、それは本当に被害防止含めてしっかりとやる。北海道、国には、適正頭数と言われるやつを、しっかりとセンサスで調査していますから、それら含めてわかりますから、これも含めて、本当に一日も早くしっかりと対応してもらおう、こういうことに努めたいなと思っています。

カラスの駆除もそうですけれども、質問にないですけれども、夏場にわなをつくって、何ださっぱり入らないという話もあるけれども、夏場はどこにいてもえさというのは結構あるから、それは自然の中ですから、でも冬になると必ず効果が出るよという話をしていました。それは食べ物が制約されますから、それでわなにえさを入れて、おとりを使えば、かなり効果が出ると、それはきっとこれからだなというふうに思っていますから、銃器の使えないところはそういうわなだとか、そういうものをしっかりと駆使しながら、それこそ地域の協力もいただきながら対応して行って、少しでも被害のないようにしていきたいなと。

特に質問のありました森林被害などというのは、何十年育て、100年も育てても、一瞬で終わってしまうということですから、これらも含めてもっともっとそういう面での危機感を持ちながら、国、北海道、自治体、共有してしっかりと対応してまいりたい。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） エゾシカの農作物、森林等々の対応、対策、考え方については

理解いたしました。

最後のほうになりますけれども、カラス、キツネの小動物といたしますか、それらの啓蒙といたしますか啓発といたしますか、先ほど町長の答弁にもありましたように、野生動物へのえさやりというのは極めていかなものかなと、私もそういう認識はしてございます。ただ、小さなお子さんだとか、本州府県では、例えば通学時に頭を、後のほうからカラスが飛んできてとかいうような、マスコミでのニュースでも当然私たちも承知はしておりますけれども、そういうことも当然考えられるものですから、えさやりはいけないことだよと。それから、キツネについては、こういうことが懸念されるのだよということも、親御さんも含めてといったら語弊がありますけれども、その辺も周知していただければ、今も当然担当部局の方々は一生懸命やっただいていただいていると思いますが、駆除だけが問題でなくて、いい意味での野生動物との共存共栄していくというのも、これは子供たちにとっても非常に大事な教育の一環だというふうに認識してございますので、その辺の啓蒙といたしますか、啓発といたしますか、その辺も含めて町長の考え方を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問のとおりだというふうに思っていますし、エキノコックスなどは、特にここだけだなどと昔よく言われていましたけれども、それはここだけでなく、とにかくエゾのキツネがいるところはみんな該当するということを含めて、それで予防接種など、集団で全員が受けるようにしてきたところがありますが、それは予防策でありまして、やっぱり質問にあるように、原点が大事なので、カラスというのかなり凶暴ですからね。特にヒナを育てるときには、近くに寄っただけでも攻撃してくるということはここら辺でも何回かありましたから、そういう巣の状況だとか環境も見ながら、また、御質問にありますように、特に子供たち含めて、やっぱり安全・安心の通学だとか通園できるように、また、家庭からの協力もいただけるような広報活動もしっかり行いながら、こういう自然の中ですから、言われるように、やっぱり共存していくという、それが適正な環境の中でやっていくというのが大事なことですから、人間だけ生きていくなどということではできませんので、そんなことを含めて、その必要性も含めて、しっかり広報しながら、事故のないように、安全・安心にいけるように努めていきたいと思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） ただいまお騒がせいたしましたして申しわけございませんでした。

それでは、3問目の、主要作物の出来秋と来年の対応について質問いたします。

本町の主要作物は、ビート、小麦、豆類、ジャガイモの4品ですが、ことしの作柄はどうでしたでしょうか。

さらに、農家戸数の減少が進む中、来年の営農を考えたとき、酪農、畜産を含めた施策が必要になると思いますが、考え方を伺います。

なお、今議会における農業関係の質問は、前段に篠原議員、私の後に阿保議員、矢部議員と続きますので、重複しないようにはいたしますけれども、重複した際には御容赦をお願い申し上げます。

本町の農業は、約1万1,000ヘクタールの耕作地を有し、主要作物4品での輪作体系を確立させ、管内有数の畑作地帯となっております。

しかし、近年の農家戸数の減少によって、将来、耕作地としての維持が難しい状況が懸念されます。本町発展の礎をつくっていただいた先人の労に報いるためにも、基盤整備事業や耕畜連携の推進、さらには、年が明けてからの営農計画に合わせたビートの作付面積の増を目指すために、てん菜作付振興透排水性改善事業のさらなる充実を図ることなど、施策の展開が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 大住議員の3問目、本町主要作物の出来秋と来年の対応についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、本年度における畑作4品の作柄であります。各作物とも遅滞及び個人差は若干ありますけれども、小麦については品質、収量とも平年を下回るという残念な結果になったわけではありますが、バレイショ、豆類については平年作を確保、また、てん菜につきましては、現時点では収量が昨年を若干下回っておりますが、糖度は平年を上回っているものと報告を受けているところであります。

農家戸数につきましては、平成12年には437戸であったわけではありますが、平成25年度では310戸まで減少している現状であります。経営の耕地面積は1戸当たり30ヘクタールであったものが、5年後には、この推移でいきますと41ヘクタール程度になるというふうに予想しているところですが、積極的な拡大志向により耕作地が不足気味である地帯と、逆にこれ以上、もう地帯で抱えきれないというような、そういう地帯も出てくるのではないかとというふうに危惧をしているところであります。

このことは、行政と農業関係団体で組織をしております本別町農業再生協議会の部会であります農地対策部会もありますことから、地元の集約を含め、連携をとり、議論を進めているところであります。

基盤整備につきましては、畑地帯総合整備事業の進捗率は約60パーセントであります。早期の事業完了を、国、道にさらに要請をしていくところであります。

耕畜連携についてでありますけれども、地域内での堆肥の利用など、農家間の連携と

強化を期待しているところでありますし、本年度におけるビートの作付面積1,300ヘクタールということではありますが、本町の作付表はもともとは1,500ヘクタール以上でありますので、ここ数年、ずっと減少を続けている中で、何とかこの減少に歯どめをかけようということで、それぞれ農業団体とも協議をする、また、それぞれ製糖工場とも協議する中で、作付を維持、向上させるために、25年度から実施しておりますてん菜作付振興透排水性の改善事業を、また今後とも新年度の予算についても予算計上して、作付面積の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、本町を含める3市5町で構成し、また、加盟自治体68自治体に及ぶ北海道てん菜振興自治体連絡協議会を立ち上げて、今まで交付単価、これは6,400円から、改正で7,260円まで上げていただきまして、また、基準糖度が17.1パーセントと、今までのマックスの数字で基準糖度が設定されていましたが、これを近年の温暖化、また、気象の変化によって、この糖度はとてもクリアできるような状況でないという現状を含めて、この糖度基準の引き下げを要請してまいりました。結果として、17.1パーセントから16.3パーセントの見直しを国に決断いただきながら、本年度においては、この制度見直しの中で作付をして、収穫がありました。久し振りに農家経済の中で、ビートの作付に対する貢献度というのが非常に高いということのこしの結果もあったところでもあります。

いずれにいたしましても、本町農業におけるてん菜につきましては、輪作体系を維持するのに重要な作物でありますし、また、製糖工場を抱えて、本町経済に大変重要な工場でありますし、また、これは裾野の広い産業でありますことから、これらのてん菜作付面積確保に向けては、関係機関と十分に連携をとりながら、今後とも推進を図っていききたいなというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） ただいま町長のほうから細かく説明といたしますか答弁がございました。

小麦から始まりましてビートまで、こしは答弁にもありましたように、基準糖度が国の政策によりまして下がったことによってクリアしている分がかなりの部分ということでございます。その部分についての農家所得の増は期待されるところでございますけれども、豆類の価格と申しますか、それが私ども聞き及んでいるところによりまして、60キロ当たり、1俵当たり、価格がそんなに高くないというような話も聞いてございます。町長がふだんからよくお話しされるように、基幹産業の農業が云々ということで、先頭を走っていただいていますので、このまちの経済云々についても、当然、農業のこの秋の収穫、収量によって、次の年の税収等々にも影響してくる部分があるかと思えます。それらを考えたときに、農業施策というのは、基本的に相当重要な案件になるのは、私が言うまでもないことは理解していただけたらと思っております。

先ほどの質問でもありましたとおり、てん菜の作付面積増ということで、基準糖度が下がったということから、昨年並みの1,300ヘクタール云々という部分についてはいいところっているのかなと思います。

それと、先ほど難しい名前で申しました、てん菜作付振興透排水性云々という事業、俗にサブソイラという事業でございますが、これは年間どのぐらいの面積をやっているのか。これは輪作体系等々もありますので、その年、その年によってばらつきがあると思いますが、その辺、もし承知しているのであればお知らせいただきたいと。

それと、先ほど申しましたように、豆類が、わかりやすく言いますと、小豆が1万4,000円を切ってきているときでございますので、それらに対して、行政で1俵当たりどうのこうのということではございませんけれども、JAとお話している中で、何かいいアイデアがあれば、この場でお知らせいただきたいということでございます。

それと、この時期、担当課から財政当局に向けて、年明けに来年度の予算が上がっていくということで認識してございますが、農業予算につきましては、10年前、平成16年度予算になりますか、これは6億4,000万円ほどありました。そのときの町の予算が、当初予算ですが、一般会計が81億円ちょっとということでございます。7.9パーセントぐらいの割合かなと思うのですが、昨年は農業予算4億1,000万円程度で、これは63億円ぐらいですから、6.5パーセントぐらいかなと。一概にお金の部分では言えませんけれども、過去においては1割超えの10億円、12億円というような農業予算規模で予算をつくってきた経緯があります。その辺の考え方、来年に向けての考え方をお知らせいただきたい。

それと、先ほどもお話したかもしれませんが、ビートの作況でございますが、ことし、私どもが道路を通って見かけたときに、異様にビートの葉っぱが黄色くなっておりました。これは専門的に話を聞きますと、西部萎黄病といいまして、アメリカのほうの西部地区ですから、ロサンゼルスとか、そっちの西海岸のほうになるかと思うのですが、その界限からの云々ということでの話でございます。光合成ができないということございまして、糖分が上がらないというような病気だそうでございますが、この辺も今回の作況に影響があったのか。町には、畜産、酪農含めて、林業も含めて、営農指導対策協議会というような組織もありますので、こういう技術的なことも含めて、各農家の皆さんへの協議といいですか、お話といいですか、その辺をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） かなり幅広い質問になりましたけれども、特に豆類については、これはJAとの話し合いということですが、昨年の政策懇談会をやったとき、私もずっと、本別町も畑作4品になりましたから、野菜の加工も全部なくなりました。ナガイモも大根もゴボウも、そういうのは全部なくなりました。夏場、特に臨時パートの人を含めたり、相当数の雇用の場もありました。全部そういう施設がなくなりました。ゴボウ

の刻みも、開発センターでやったのも全部なくなりました。勢い、畑作4品だけです。これでTPPなどなど含めても、直撃が一番受けるのは本別町の農業だと。それよりも、若い世代含めて、少しでも希望を持ったり、加工したり、そういう農産物を含めて、4品プラス1品、2品、少しずつそういう方向にもいかないかという話をずっとさせていただきましたけれども、昨年の懇談会的时候にはっきり言いましたのも、今のこの状況で新しいものをつくるということにはなかなかならないと。うちは畑作4品でしっかりやっていきたいということと、明確なお話をいただきましたので、それはそれで方針ですから、しっかり頑張っ、畑作4品をさらに充実させていくという、そういう方向でいきたいと思います。

ただ、各農家個々で、それぞれ意欲のある人、また、未来に向かっていろいろ研究したいとかという人は、それでまた、それは私どももしっかり受けとめて、その売り先を含めたり、加工も含めてまた支援していく、こういうことになっていますから、そんな中で、当然、今の豆類の話になりますと、相場ものですから、当然、値段の上がり下がりがあるのです。これは一定程度にするとすることは、国の政策の所得補償しかないわけでありまして、これも何回か今まで議会でも質問があったり答弁しておったのですが、相場ものについては、やっぱりこれは営農設計の中でしっかりやっていただかなければ、これは我々が介入してどうこうするというわけにいきませんから、高く売れたらどうするのだと、極端にはそんな議論にもなりますから、でもやっぱりそういう作物だということも含めてやっていかなければなりません、ことし、聞いたところによりますと、水田地帯の豆をつくっているところがかなり豊作気味だったと。そういうことを含めて、相場がかなり落ちているということがありますが、そんな状況でありますから、そういう相場である作物もありますから、本町古来の作物ですから、含めて、できれば安定的な高収益につながるような作物のあり方も必要でないかなというふうに思い続けていますが、今、現状はそういうような、私は畑を持っていませんので、いつも言いますが、それ以上はどうしようもありませんし、また、そういうような関係の中で、しっかりとまたその必要な対策をとっていくということでもありますから、豆類の価格についてはそのようなことでもあります。

ビートの質問であります、サブソイラの面積というのは、畑作4品ですから、4年の輪作体系ということで協議してやりました。これは労働力の提供だとか、種の提供だとか、いろいろなことを計画して協議したのですが、最終的には、やっぱり基盤だと。先ほど申し上げた、基盤が大事だということで、透水性を高めるためにサブソイラを入れてしっかりと暗渠に届く、そういう基盤整備をしようということで、ビートをつくった面積を対象にしていくということですから、4年たてば全部行き渡るという形の中です。ありますから、基本的にはビートの作付したところをやる、その面積についてやるということになっておりますので、数字で言えば1,300ヘクタールなら1,300ヘクタール、こういう形になりますので、御理解いただきたいと思います。

また、農業予算ですけれども、これもずっとしばらく質問いただいているところですが、その年、その年の事業計画によるのです。施設をつくれればどんと上がりますし、施設がない年は、そういう補助事業だとか何とかがありますから、特に財政がこうなりましたから、私どもが90億円、100億円の一般会計でやっている時代から、今、60億円ですから、それだけの財政の中で、それでもどう農業政策の予算を落とさないかということになると、あとは国、北海道を含めた補助事業をしっかりととって、そしてその中で地元の負担を少なくしながら大きな仕事をやろうということで、今、畑総も含めて、仙美里地区、勇足地区、本別、全地区やっている。さらにまた、無水地帯をなくそうということで、美蘭別地区の営農用水も、これも17億円と言われたのが、今、25億円の計画でやっていくということですから、それを念頭にすると、町の負担から出すものについては相当少なくするように、担当職員含めて努力していますから、予算上はそのような金額になりますけれども、事業自体はかなり大きな事業もやっているところがあります。これが、例えばイモの倉庫ができるだとか、また、小麦だとか豆の選別所ができるとなると、また10数億円だとか、どんと跳ね上がりますから、そのとき、そのときの事業の内容によって予算が上下するということでもありますので、ここら辺もそういうことで、特に農業政策の中で必要と思われる分についての要請には、それは削減するというのも一切ありませんし、しっかりと要望に応えた予算づけはしているということも御理解いただきたいと思います。

特に病気の関係ですけれども、てん菜西部萎黄病という名前だそうなんですけれども、秋口遅くなってあの色になると、糖度が上がったなという認識なのですが、あれが夏ごろになると、やっぱり病気なものですから、光合成ができなくて糖分が下がるのですね。下がるどころか、本当に商品にならないようなことにもなりかねないところありますから、褐斑病だとかいろいろなものを経験し、見ましたけれども、萎黄病というのは初めて見ました。それが病気だということは、糖業も含めて話をしましたけれども、北海道糖業の分については被害はそれほど大きくなかったと。ホクレンだとか日甜についてはかなり大きかったのです。それはなぜかという話をちょっと協議したのですが、それは、アブラムシみたいなのですね、原因は。全部が全部解明されたわけでないですが、アブラムシがどうしてこうなるかということ、種を植えたときに、その種についているやつが冬を越すと、それがハウスの中で動き出す、それが畑に植えたときに、そこからくっついて畑に出ていくと、このようなことが原因でなっているようで、今までのしばれの強い時代だと、そういうものも全部淘汰されてなかったのだと思うのです。でも、そういう温暖化の流れも含めてなのか、実態はわからないと言いながらも、そういうようなアブラムシ系の病気が出てきたということですが、これは糖業も、それからメーカーも含めて、かなり深刻に受けとめていますので、種の工夫から含めてしっかり対応することにしていまして、これも国にも要請をして、原因究明だとか、もともと質問にあったように、アメリカ西部のほうから発生したということでもありますから、それで

西部萎黄病という名前がついているというか、そういうことでありますので、それが日本に入ってきているということなので、これは早期のうちに対策を講じなければ、せっかくのてん菜の作付が十分な努力が実らないということになりますから、これらも含めて対応していくということでもあります。

技術的なことについては、それぞれの機関の中でしっかり対応していくということでもありますので、以上申し上げながら、私どもも心配の向きはどんどん御相談をしたり、研究機関なりにお話をさせていただきながら、安心して作付のできる体制に持っていきたいなと思っています。

以上申し上げて、答弁とします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 西部萎黄病についての町長のお答えで、関係機関に云々ということで、よろしいのではないかと思います。答弁にもありましたとおり、十勝管内での東部地区についてはそんなにそんなに被害がないということは、私もそれは認識してございます。ただ、こういうものについては、次の年への対策等もございますので、これは極めて私ども素人よりも、技術系的な話になりますので、昔でいう普及所だとか、その辺の方々との協議にもなろうと思います。道農政部の出先の方との協議にもなろうかと思えますし、情報を持っている製糖工場等々のお話にもなろうかと思えます。

いずれにしても、皆さん、農業者の方が、ビートの面積をふやしてつくっていただいたとしても、病気云々となれば、これはなかなか収穫まで持っていくのが難しい状況になります。町長おっしゃるように、ことしの豆の作柄でいいますと、作がよすぎて価格が上がらないというのは、これは相場ものですから、これはいたし方ないということは、これは行政として当然のことだと思えますが、病気だとかそういうものについての対応といえますか、それらについては、やはり行政としてのある程度の後押しといえますか、指導といえますか、そういうものがあってしかるべきだと思えます。

予算の話でございますが、10年前、20年前は、基盤整備等々、農道等も含めて、相当大きな事業展開をしていた経緯もございますので、一般会計に農林水産予算の割合というのは1割超え等々も確かにあったように私ども認識してございます。

ただ、国の事業、北海道の事業ばかりでなくて、町長も今答弁にありますとおり、町独自で行える部分も確かにございますし、町長のほうでも今お話ありましたとおり、野菜だとか、そういうものについても4品以外のものの試験的栽培等々も行っているようでございます。それらについても、農協との兼ね合いになるでしょうけれども、農業者の方々の協力もいただいた中で、将来、展望の持てる作物もないわけではないと思えますので、その辺を進めていくべきでないかなと思えます。

ただ、農業に関係する人たちのお話で、聞きますと、どうしても農業予算、これは基幹産業ということも含めて、昔は一般会計に占める率が多かったのかなというようなお話もあります。町の財政も、私どもも理解しておりますように、そんなにそんなにあれ

もこれもということではないのは認識してございますけれども、何とか農業者の方々、町長の冒頭の答弁にありましたように、300戸を切ってくるかというような農家戸数でございます。1万1,000町歩を、300戸切ってきてまして、150戸になりますと、農家1戸が100町歩の耕作地をとすることは、これは全く不可能な話でございますので、何とかその辺も含めて、後段の農業関係の質問もございまして、その辺も含めて町長の見解を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 予算の推移については、せっかくだから担当課長のほうからちょっと答弁させますけれども、いつも申し上げているのですが、農業政策、私どもも本当に大事なことですから、ああもしてほしい、こうもしてほしい、特に十勝管内では、正直言って、余りこういうことを言うのはどうかと思うけれども、負けたくない。とにかく本別町は1番でいたいと、こういつも思って、それぞれいろいろな懇談をしたりしますが、ただ、残念なことに、私どもが畑を持っているわけでないし、動物を飼っているわけではないですから、なかなかそれはできない。それは本当に現場の皆さんや農業団体が本当にその気になって一緒に頑張ってくれなければだめだ。でも現状、家族経営なども含めると、そこはなかなか行き着かないと、こういうのも現状なのです。

ですから、畑作4品と言いながらも、これだけ大型機械化で、畑作4品をつくるというのも、それは輪作体系だからつくらなければならないけれども、これでも目一杯家族でやっている。そういう現状を見たときに、私どもが言っているようなことにはなかなか行き着かないなというの、これも現実にあるのです、片面で。

一番それを感じたのは、実は薬草をつくらないかという話があって、これは将来的にきちっとした、売り先もきちっとしたところですから、言ってみれば中国から日本へ、日本の中で北海道、その中で本別という話だから、これはいち早くということで、実は農家回りしました。とにかく5反歩ずつ貸してほしというような話をしました。そうしたら、そのときに、その5反歩をどうするのだという話のある農家からされたときに、5反歩ぐらいなら何とかなると私ども思ったけれども、我々家族で、今これだけ、40町歩、30町歩を超える営農をしていたら、手作業で、5反歩であろうが、そんなことは到底無理だぞという話をいただいたときに、知っているようで、なるほどなど。現実には本当にそうはいかないなと。それだったら、これは別な組織をつくって、受け皿をつくって、またそういうものを推進するというのと、また、大規模でなくても、小規模でも営農してやっていけるような、そういう農業形態だとか、そういうことも含めて求めている人も、家族もいますので、そういうことも含めていこうと。ただ、今のままでがーっといって、そのほかにまた広げろというのは、これは到底無理だなということは、懇談の中でも、また、農家の皆さん方の声の中でも肌で感じました。

そういうことで、今質問がありますように、これからの作物は、新しくまたそういう付加価値を高める、そういう新しい農産物をつくるとなると、やっぱりそれなりの体制

もとりながら、そしてまた、既存のものでも協力していただけるものなどなど含めて、その方向性をしっかりと定めながらやっていかなければならないなど。

ただ言えることは、現状のままでは、本当に農業は、御案内のとおり、どんどんどんどん高齢化含めて離農していくと。離農した後の農地が、これが本当に耕作放棄地になりかねないというような実態もあってはまずいので、そういうところも含めて、しっかりとこれからの若い世代が本当に本別で営農できるような、そういう意欲を持てるような、そういう農業基盤の体制をつくっていかなければならないなど、こう思っておりますので、これも含めて、本当に農協の政策懇談の中も含めてしっかりと協議させていただいて、まずはそのことを将来目標として、戦略として持って、ビートならビート、300なら300、絶対減らない、1,500なら1,500つくると。そして小麦でも豆でも、そういう戦略目標、農家がやるのだから、そこは言えないということではなくて、本別の農業の目標として、戦略としてやると。そして乳量はこれは絶対確保すると、そういうような具体的な戦略もつくって、しっかり対応していくということであります。

そんなことを含めて、今一番厳しい状況に差ししかかっている状況でありますけれども、逆に困難なときをチャンスととらえて、そういうことで、また作付の転換なり、また意識の変革も含めて対応してまいりたいなと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 私のほうから、先ほど町長のほうから概略といいましょうか、農業関連予算で説明があったと思いますが、詳細についてちょっと御説明させていただきます。

先ほど町長のほうからも、大型プロジェクトが入った時代といいましょうか、その部分につきましては、町の予算の13.9パーセント、約14パーセントぐらいが農業予算というようなことで計上されております。最近では、平成20年で10パーセント、それ以降は約5パーセントから6パーセントというような形の中で推移をしております。

それと、この一般会計の予算の中には、議員御存じのように、畑総事業の中のパワーアップ事業ということで、農業者の負担を20パーセントから7.5パーセントに減らすという、受益の方の負担軽減対策ということで、畑総事業につきましては総額22億4,600万円程度を計画しているところでございますが、町が負担するパワーアップ事業につきましては、1億1,500万円程度を町のほうの予算を投入する予定になっております。

ということで、一般会計の中には、総額の部分だとか、あらわれていない部分もございますので、その部分をカウントすると、農業予算につきましては、相当大きなとまでは言えませんが、近隣町村に比べても遜色のない、それなりの予算を計上させていただいているというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 担当課長にも答弁いただきまして、非常に町長の答弁とあわせて、展望の持てる内容かなと思っております。

ほぼ最後の質問になろうかと思いますが、年が明けますと、冒頭の質問でも申しましたように、営農計画が始まりますし、各農家さんのほうでの、集落的にやっているのでしょうか、農協主体の懇談会等々も開かれるような、毎年の行事予定になっているかと思えます。

それらを踏まえた中で、一番私どもが期待をしているといえますか、町長もおっしゃったように、この一、二年が、本別町農業の本当に方向転換していかなければならない時期に来ているというのは、皆さんが認識しているところではないかなと思っております。

何を言いたいかといえますと、やはり本別町で農業団体の一番の最たる農業協同組合とタイアップしていただいた中で、行政として独自の色を出した中での農業政策の転換が必要でないかと思っております。

課長のほうから答弁ありましたように、パワーアップ事業等々も非常に農業者にとってはメリットのある事業かと思えますが、それはそれとして実りあるものだと思いますが、農業協同組合との密なる連携をもって、町独自の予算の展開もある意味必要な時期に来ているのではないかと思っておりますし、決算委員会でもお話が出ています、農業振興基金等々の活用も含めて、これはある時期まで来ないと使えないとか云々という形もありますでしょうが、それらを含めて、JAとの協力体制も、最後、町長の考え方を確認したいと思えます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） いつも申し上げていますし、先ほども言いましたけれども、農業政策含めて、本当にほかのまちに負けたくないという気持ちでやっていますから、私から細かく言えませんが、十勝管内でも、比べることでないけれども、それぞれまた基盤も違うから。でも、農業に対する町の予算づけの中では、農業者の方もそうですし、農業団体もそうですけれども、いやいや町の予算では少ないし、これは困ったなということは私は絶対ないと思っていますから、そのぐらいの自信を持って、ちゃんと協議をして、必要な予算はちゃんとつけさせていただく。ただ、全部が全部、潤沢に予算があるわけではないですから、その中でも、ほかは我慢しても農業政策だとか子供の政策についてはしっかりやっている、そのことだけは絶対私は自信を持ってやっているつもりでありますし、そういう体制を役場の庁内も含めて、農業団体ともしっかり協議して、そういう予算づけをしているということは、これは間違いないことだというふうに思っています。

そして、あと申し上げるのは、私も20数年来、農協の総代会から総会から出させていただいておりますが、1回でいいからこういう話をぜひしてほしいなと思うのです。議

会でも何回か言いましたけれども、何回も言うのですが、私ども、本当に自分たちで圃場を持っているわけでないし、家畜を飼っているわけでない。だから、やるのは農家の人の意欲だし、その意欲をかき立てるのは、もちろんJAの組織だし、我々のやっぱり応援だというふうに思っていますから、その現場が、それぞれの事情でなかなかそこまで行き着かない。でも戦略目標として、これはこうだという農業団体の強い指導だとか営農計画だとかがあれば、そこでいけるというふうに私は思っていますから、そのことも含めて、意識を持っていただきながら、本当にこれから頑張る世代の人たちがここで営農し続けるという体制は、これは私どもも本当に遠慮しないで、JAの常勤含めて、幹部の職員の皆さん方とも、また農業者ともしっかり話して、やれるものはしっかりやろうと。方向転換するならしようという意識を持ちながらしっかりやっていく。そうでなければ、この地帯でのその辺はなかなかできていけないというふうに思っていますので、その辺を含めてしっかり対応していきます。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 議長のお許しがあったので、3問について一般質問を行います。

まず1問目ですが、新電力会社との契約で経費節減の検討をということで伺ってまいります。

管内始め自治体の中には、新電力会社との契約で電気料金経費の節減を図っている例が、例えば10月26日などの新聞紙上等で紹介されていますが、本町においても、新電力会社との契約など検討する考えはないか、伺います。

多くの地方議会からの再値上げ反対の意見書の採択等にもかかわらず、北海道電力の電気料金再値上げを国は認可し、経過措置も含め、電気料金が昨年引き続き再値上げされました。

その結果、本町はもちろん、各自治体は、電気料金アップに対応する補正予算が組まれています。加えて、本町では、福祉灯油制度を拡大し、オール電化等の世帯に対する支援策を講じました。

来年、さらに電気料金がアップする予定ですが、現在の厳しい町財政運営にとって、少しでも経費削減につながるのであれば、新電力会社との契約について検討することが必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

ちなみに、先般の本町の電気料金にかかわる補正予算を簡単にまとめてきたのですが、れども、一般会計の補正、第16回分で、総額で50万8,000円くらいになりました。国保会計ほか特別会計、あるいは事業会計、病院も含みます。この中で、給食センターの分は、やりとりあったとおり、太陽光との関係もあるので、給食センター分は除いてあります。これが各会計関係が234万6,000円に、足し算が間違っていなければな

っています。合わせて285万円くらいです。これは多分11月分の電気料から、来年、年明けた3月分までの5カ月分の増に対応しているのかなというふうに思っておりますけれども、年間、それだけ不足額が来るといような意味でもあるのですけれども、月に直しますと、285万円ですから、5で割ると57万円くらいになります、月ごとに。月割り計算が正しいかどうかは別として、数字的にはそれだけ増額になるという補正をやったというふうに理解しております。

それで、新聞記事は当然関係者の方、町長もごらんになっているとおりで、管内のまちの話で、全体として2パーセントくらいの削減になるという具体的な数字で出されておりました。2パーセントといっても、このまちだと180万円くらいと出ていましたね。ですから、それはこの例でいうと、どこからも180万円が来ないことを考えて、本別は同じような計算をして、どうなるのかちょっとわかりませんが、大体使っている中で、新聞の報道のような契約だと、2パーセント弱くらいが削減になるということのようなので、それもやはり塵も積もれば山となるということは当然の話でありまして、特別会計や事業会計を見たときに、特に水道関係や何かは結構電力を使っているということとか、それから、病院も絶対に電力を使っているの、その部分は、やはり仮に2パーセント弱としても、これは節減効果はあるのではないかなというふうに、私はこの記事を見ながら思いましたし、管内も幾つかのまちが今検討しているという報道なのです。否定的なまちもあると。当然そういうこともあるということで、いろいろ考え方はあるのしょうけれども、本町としてはどう考えるか。私は、こういう事情の中ですから、やったほうが良いという考え方で、当然、一般質問していますので、その点も含めて伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の新電力会社との契約で経費節減の検討をの御質問に答弁させていただきます。

実は御質問のように、新電力を活用しませんかという話が来ました。これは本町が今、役場庁舎、病院、体育館、御質問ありますように、電力の高圧供給を受けているのが15施設実はあるのですが、新電力ということで、昨年3月ですかね、音更にある事業者が来られました。北海道で今まで余りなじみがないものですから、同じ北電さんの電柱を使って、どうしてこんなことができるのかなという率直な疑問があったりして、私どもも勉強不足なものですからわからなかったのですが、そのときに、ざっと計算すると、示された計算方式でいって、全体で約80万円くらい節約できるのかなという試算をしたのです。でも、病院だとか何とか、人命にかかわるところもたくさんうちにありますので、そこが緊急時だとか非常時、いろいろなときを含めて、そのことが保証されるのかということが一番危惧しました。そういうことをすると、やっぱり信頼関係からすると、なかなかまだまだ実績含めて未知なものですから、これはちょっとまだ今すぐ返答するというにならないかと、こういう考えの中で、内部協議にしても、これは当面

見送りましょうと。それよりも、北電さん含めて、うちの太陽光なども含めて、ミニ発電をつくっていただくなどといって、そのころ、しっかり連携してやっているものですから、そういう信頼関係を含めて、まだそこまでいかないだろうなということの判断でしました。

その後、新聞でも出ていましたけれども、アンケートがあったのですが、うちはやらないというアンケートになっていますが、やらないということは決して言ったことはありませんが、検討はもちろんしています。

検討した中で、今御質問ありましたように、とりわけこの電気料値上げで、27年度から再値上げということであります。これを全部計算しました。前にも議会で答弁しましたけれども、関係施設含めて、年間1,500万円程度に上るというふうに予想しています。この部分については、交付税等を初めとする収入が、これだけ交付税が減ってくる、また、それぞれの交付金も減っていくなどということ、歳入がどんどん減っていく中では、大きなやっぱり負担になっていくなど、こういうことでもありますので、今後の財政運営が厳しくなるという意味でも、今までは省エネ、そしてCO₂削減含めて、電力の省力化含めて、施設のLED化や、こまめな消灯をしていくとか、それぞれ節電対策を含めてかなり強力に取り組んできましたけれども、それをはるかに超えるだけの電気料金の改定ということでありまして、その限界を超えるということには対応しきれないと。

そういうことで、これらも含めて、新電力の活用も含めて、これは十二分に検討に値するなど、こういう今方向性になっておりますので、今後さらなる対策といたしましては、災害だとか、計画停電時の非常時における電力の供給が北電からの提供時と同様に対応されることが確認されるなど、新電力の導入も含めて、これはそうであれば検討をして、経費節減に向けて取り組んでいきたいと、こういうぐあいに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 十二分に検討をしていきたいということでしたので、ぜひお願いしたいというふうに思いながら聞いていました。

実は12月3日に、隣まちの議員なのですけれどもということで、足寄の営業所というのですか、足寄に電話して聞いたのです。そうしたら、すごい丁寧に教えてくれました。なぜか原発のことは一言も言いませんでしたけれども、この新聞紙上でも、ほかの自治体の方が疑問を呈している点も聞きました。そもそも私は、取り入れたまちの議員と親しいものですから、私の第一声は、そんなことをしたら北電つぶれるのでないのと、僕の第一声だったのです、実は。そのことを率直に聞いてみました。ありませんということ、簡単に言うと。それは、当然御存じだと思うのですけれども、新聞にも書いてありますが、全体の供給電力の1割とか2割の契約を新会社として、わかりやすく言

うと、北電はペーパーマージンという表現がいいのでしょうか、昔、電話はそういうのがありましたよね。N T Tと契約して、ほかの会社が営業するというので、それがまず第1点です。

それで、新電力が契約した電気量を超えてしまったと、使って。北電は、あのときの表現、2倍から3倍とると言っていました、契約料を。ですから、わかりやすく言うと、余り北電は金銭的には、金額的には、表現が適正かどうか、余り痛手を負わないような格好になっているそうです。その人が言うのですからね。

もう1点は、昔でいう、町長も御存じの、三公社五現業的なことで、北電はいかなる状況のときも供給できる能力があれば、どんな契約のときにも電力は最後まで供給しなければならない。ですから、新聞でちょっと不安なところもありますが、電力供給が安定するのだろうか。北電はそういうところにも供給しなければならないというような法律だか決まりだかという表現でしたが、ですから、先ほど病院など、もし手術の途中で電力が足りなくなったら、自家発電もあるのですけれども、そういうことは、私の電話のやりとりだけでいうと、ほとんど心配ないということです。

3点目、言っていたのは、近い将来、電力自由化が見えてきていると。そうなると、現瞬間では、新電力と契約した場合に、新電力は簡単に言えばペーパーマージンですから、今、その契約分の電力料金を下げてもやっていけると。ところが、競争になったら、北電も含めて、今の電力の値段の維持というのが、逆にみんな高くなる可能性もあるということも含めて、生き残り策ということも含めて、いろいろあるのだと。

大きく言うとその3点言ってくれて、こんなに丁寧に隣の議員に教えてくれるのだなと思って、そういう意味ではすごい感激したのですけれども、私が言いたいのは、そういう意味で、町長が十二分に検討するというので、参考意見的な話なので、そういうことをぜひ細かく、担当が聞けばもっともっと細かいことがわかると思いますけれども、私も電話のやりとりなのでこの程度しかわかりませんでした。そういうことで、私はここに立つ前に、そういうことなら不安ないのではないかなと思って出しました。そういうことで、その辺も含めて検討していただけるものと思っていますけれども、再度その点を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） ちょっと学習会の様相になってきましたけれども、新電力、単純に考えると、今までの狭い常識の範囲で考えると、なぜ今ある送電線の中から、新しく電力を起こすわけでないし、新しく線を引くわけでないし、どこにメーターをつけるわけでないのに、何でそういうことになるのというのが疑問なのです。そうしたら、責任持てるのですかということが今までですよね。それはちょっと考えづらいなということだったら、まず当面、ちょっと様子見ようかということなのです。

これがそういうことになって、いろいろ私どもも町村長さん方と情報交換しますよね。もう導入したところもありますから、それは今、阿保議員の御質問のとおり、これは求

めるところがあれば、絶対北電本体は電気を供給するという義務があるから、それは心配ないよということなのです。そうしたら、そこで安くなるなら、これも学習会みたいで申しわけないのだけれども、それだったら初めから北電が安くしてくれればいいのではないの、どうしてそうなのと。中身をもっと言えば、多い、少ないは別にして、中間マージンが入るわけですから、絶対に取り扱い手数料で、多分、その中で。それだったら、その分、安くして供給してくれたら、値上げの幅だって少なくて済むでしょうというのが私どもの率直な考え方、思いなのです。おかしいでしょう、これ、したら。でも現実、うちも試算すると、新年度からは、27年度から1,500万円かかることになると、これは背に腹は変えられないということ。これは早くやらなかったらえらいことになるよというのが現実なのです。

ですから、そういうことも含めて、先ほど申し上げましたように、本当に信頼関係がきちっと構築されるのであれば、それはしっかり取り組んで、十二分に検討するというのはそういうところなのです。ですから、それはいろいろな情報を収集しながら今やっていますから、その部分については、北電さん本体も決して嫌な顔をせずに、今答弁いただいたように、熱心に細かく説明してくれますから、そういうことを含めてやるし、そういうことが現実としてあるとしたら、今だって、電話会社みたいなことだとしたら、それは電話会社だって、今、競争ですよ。そういうことがもし可能であるのだったら、競争して安くだけすればいいというものでないですけども、本当に安定供給できて、安心・安全の生活ができるということが前提であれば、そこにコストも下げれば、それこそ経済活動から、それこそ暮らしから、もっともっと明るくなるわけですから、そういうようなことを含めて、いろいろな場面で要請をしていかなければならないなというふうに思っていますが、そういうことを含めて、新電力ということが出てきてくれたおかげで、そういうことになっていくということもきっとあるのだろうと思いますから、そこら辺も大事に、しっかりと情報収集しながら、よりよい方向に持っていきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、2問目にまいります。

特別支援学級児童生徒の交流事業等への参加の門戸をより開こうということで伺ってまいります。

特別支援学級の児童生徒にも、本町が行っている交流事業により一層参加できるよう

な対応を考えるべきと思いますが、見解を伺います。

希望する全ての児童生徒に同じようにいろいろな経験をさせたいと考えていますが、本町の教育理念、あるいは本町の障がい者保健福祉計画の理念、障がい者等の自己決定と自己選択の尊重なども同様だというふうに私は理解しております。

町としては、これまで南三陸町、旧志津川町の児童生徒との交流事業を始め、小松島市立江小学校との交流、あるいはミッチェル訪問、あるいは町内での元気合宿などの取り組みを行っており、それぞれ成果を上げているものと理解をしています。

そこで、1番目、それぞれの交流事業について、これまで特別支援学級の児童生徒の参加状況はどうであったか、まず伺います。

二つ目に、希望する全ての児童生徒に同じようないろいろな経験をしていただくという観点で、さらなる事業推進をしていくべきと考えますが、見解を伺います。

実際には、支援するスタッフ、家族などが必要だというふうに推測するものです。一朝一夕にはできないことかもしれませんが、目指していることは当たり前のことだと私は思います。

そして、このことを質問しようと思ったヒントは、先般行われたミッチェルの報告会の際に、同じような趣旨のことを発表された、ミッチェルに訪問した方がいたので、そうだよなと思いながら実は聞いていたのです。

それで、もちろんこういうことはなかなかデリケートな問題ですし、それぞれの状況もあると思います。ただ、理念はやはり全ての児童が同じような経験ができればいいというのが理念だというふうに私は思っていますので、この点について考え方を伺いたいし、ぜひこういうことが一歩ずつ実現していったほしい、そういう思いもあります。ということで、見解を伺います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 阿保議員の2問目の御質問でございます。

特別支援学級児童生徒の交流事業等への参加に係ります取り組みと考え方についての御質問に御答弁申し上げます。

平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校が障がいのある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

本町におきましては、その以前からでございますが、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けました主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の持てる力を高めて、生活や学習上の困難を改善、または克服するための適切な指導及び必要な支援を行っているところであります。

1点目の参加状況でございますが、南三陸町、小松島市立江小学校の交流、ミッチェル訪問団、元気合宿、また、その他各種講座や教室におきましても、全ての児童生徒に等しく門戸を開き、それぞれの研修の趣旨に賛同する児童生徒の参加を得て実施しているところでございます。

これまでの実績としては、南三陸町との交流と、小松島市立江小学校との交流、そして元気合宿などに特別支援教育を必要とする児童生徒も参加していただいているところであります。

2点目の、希望する児童生徒がいろいろな体験をしていただくためのさらなる事業推進についてであります。これまでも希望する全ての児童生徒が参加できるよう、特に制限などの基準を設けずに募集をしてまいりましたが、今後もより一層、募集時におきまして、各学校との連携を密にし、保護者とも十分話し合いをしながら、事業の趣旨に賛同いただいた上で、誰もが参加できるよう呼びかけてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、児童生徒の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる学びの場、社会づくりは、我がまちの現在及び将来にとって重要な意味を持っていると考えておりますことから、これからも児童生徒一人一人が自己を高める活動を一層推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 実際の参加がそれぞれ南三陸、小松島、元気合宿等で、特別支援の子供たちが参加した実績があるということで、非常によかったなというふうに思いながら伺っておりました。

実はこの質問をする前に、ちょっと関係の方、担当の方になると思うのですが、こういう質問をしたいのだけれどもという話をしながら、ちょっと伺いました。

今、教育長の答弁の中にも、全ての子が経験できるように配慮しているということなので、例えば身体的なことで支援とか手助けが必要な子などは、その人の家族とか、そういう形の中で支援しながら多分やっているのかなと思いついて聞いていたのですけれども、余り具体的なことも聞けないのかもしれないけれども、そういうスタッフについて、いればよいというような考え方で受け入れているのかどうなのか、確認したいと思います。

自分のことをできる、自立できる子は断る理由はないというような表現だったのです、実はその立ち話の中で。それはちょっと違うなと思って、私は聞きました。ですから、それは僕のイメージの中では、身体的なものであれば、当然、補助具も含めていろいろな手助けが具体的に必要だということなので、そういうことも含めて全ての希望する子が参加できるということを目指してほしいという趣旨なのです。ですから、その辺の考え方を再度伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答えを申し上げます。

募集の段階でのお話は、先ほど申し上げたとおりであります。

児童生徒が参加を希望した場合、まずもって、全ての児童生徒に参加していただくというのが基本的な考え方です。そういう中で、例えば健康面とか、あるいは安全

面だとかで心配される向きがあった場合、これは保護者と十分に話し合いをして、学校の意見も聞きながら、まずもってどう支援をすることによって行くことができるのかどうかを、話し合いの中で考えていく必要があるだろうなというふうに思います。つまりは、そういうネックとなるものがあれば、行くことが心配だというような事柄があるとしたら、それをクリアするのがまず大切でないかなというふうに思います。そういう中で、例えば長期間にわたって研修するといったようなことが、健康面等でなかなか不安があると、御家族の中であるとしたら、それはまたそれに見合うような、本当に参加できるような研修に参加していただくような、そんな策も考えていかないとならないのかなと。いろいろな町内でやっている、先ほど申し上げました元気合宿とか、いろいろな機会がありますから、そういったものなら参加できるとか、そういったことを御家族、あるいは学校とも話していく必要があるというふうに思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 現場の実際にかかわった方々の努力と取り組みはそういうことだというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げたとおり、その可能性をさらに広げていく挑戦というか努力というか、これも同時に必要だなというふうに思っております。先ほど最初に申し上げたとおり、今、そういう支援を必要とする子をミッチェル訪問に行かせられるだろうかというのは、現実問題として、これはなかなか厳しいというふうに思っていますが、今、教育長おっしゃったように、本別側が受け入れになる場合は、例えば1週間とか3日間のメニューだとすれば、その中の、例えば夜の交流会とか、そういうのが多分あると思うので、そういうのに大いに参加してもらおうということで多分やってきていると思うのです。その枠というか、参加の可能性をもう少し広げていく努力は常に必要だし、当然、支えるスタッフも、教育委員会や町関係に求めるということではなくて、一緒に参加する子供も含めて、そういう理解を、多分ふだんからそういうことでやっているとは思っていますけれども、具体的にさらに進めていっていただきたいという思いがすごく強くあるし、将来的には、健康に問題なければ、本当にミッチェルにも行ってほしいというふうに思ってもいますが、それはなかなか本当に現瞬間は難しくても、例えば富士山に登山した車椅子の方もいらっしゃるわけで、それは支えた人たちがすごいなと思っておりますので、そういうことも含めて、そういう今までの取り組みを踏まえた上で、さらに可能性を広げていくと。大いに、多分家族も含めて、可能な限りそういう挑戦はしてくるのではないかなという期待もありますし、そういうふうにあってほしいという気持ちもありまして、方向性として、再度、挑戦的にあってほしいというふうに願いも込めて、再度、その辺を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 過去の一つの例としては、学校で宿泊研修等を行っています

が、その場合においては、各学校に支援員を配置していますから、宿泊をしてもらって、一緒に行っていたという経過はございますが、先ほど申し上げたのでありますけれども、まずもってどう支援をすることによって行けるかどうかを御家族とお話し合いをさせていただく。そういったときに、そういう支援員がつけば行けるのか、あるいはその他の支援があれば行けるのか、あるいは行った先で医療体制ができていれば行けるのか、そういったこともいろいろ考えていく必要があると思っておりますが、それはケース・バイ・ケースだと思っておりますが、そういう中で、予算も必要であれば、それは予算化も必要かなというふうに考えてございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、3問目をいきたいと思っております。

町民とともにTPP反対の行動を広げようということで伺ってまいります。

TPPの本質が明らかになりつつありますが、その内容は驚くべきものです。本町農業と経済、町民の暮らしを守るためにも、これまで重ねてきた町民総ぐるみの行動のさらなる積み上げが必要と考えますが、見解を伺いたいと思っております。

先般、本別町農業委員会で、札幌の農業会議等で研修を受けたときに、その中のテーマの一つが、最近の農業情勢ということで研修を受けました。そのときに、TPP問題に講師の方が触れていただいたわけですが、ここに書いてあるとおり、アメリカ中間選挙を経て、アメリカ農務省、日本でいえば農水省ですね。農務省のTPP締結後の試算が報じられました。その講師の先生曰くですが、このことを載せているのは、その時点で日本農業新聞だけだったのです。11月13日付。その中身を一言で言うと、中間選挙、共和党勝利で、徹底した自由貿易推進の立場というような中身です。そして見出しが、「日本農業一人負け」の見出しなのです。

その概要は、TPP締結で、参加国全体の農産物に関する輸出額は85億ドル、掛ける、今幾らですかね、120円くらいですか、ふえ、その33パーセント、3割強がアメリカの取り分だそうです。日本はわずか1.4パーセントの増なのです。これはアメリカが言っているのです。それで、一方、日本の農産物輸入は58億ドルで、全体の7割強なのです。ですから日本の一人負けということなのです。

ここまでは、こういうことになるのではないかという話も町長も何回もおっしゃっていますし、十勝の30団体のときにも言っている話なのですが、こういう状況なのに、さらにつけ加えて、アメリカの試算は、日本の米の生産額の減は3パーセントだと言っているのです。日本が実際に試算したら3割以上と言っているのですけれども、それから、砂糖の減が2パーセントだと言っているのです。日本は100パーセント減になると言っていますよね。からくりはいろいろあるらしいですね。アメリカがつくっている今の米は日本に人気がないから買わないというような話をしているそうです。でも、それは産地を変えたり、技術ですから、変えれば、こしひかりでも何でもすぐできるような状況です。水は何ぼでも持ってきますので、雨降らないところとかありますので。と

ということなのです。

ですから、私は今までのせっかくここまで取り組んできて、町長も本当に先頭になって頑張ってきて、ワッペンも皆さんつけているとおりで、ここまで来て、しかも当初の話だと、もう何年か前に締結のテーブルについているようなことではないかと言われたのも、ここまで来てまだぐちゃぐちゃやっているというのは、まさに北海道の運動、十勝の運動、ひょっとすると本別の運動でないかなと思っております。

ただ、さっきも申し上げたとおり、新聞報道では、この11月13日の時点で、この新聞は農協の新聞ですよね。これしかやっていない。私はもう1紙、している新聞があるとは思っていますけれども、いずれにしても、このことを含めて、皆さんと再度TPPを考える機会をぜひ本町としてもつくるのが、当初申し上げたとおり、町民総ぐるみの運動につながるし、やるべきでないかなと。本町の農業と経済を守るという立場からもそうだというふうに思っております。

この記事の横に、東大大学院教授の鈴木宣弘氏が、極めてあいまいで根拠のない試算だということもコメントを寄せてあります。こういう時期ですから、デリケートだということも思っております。でも、これは譲れない中身でもあるのですよね。ですから、しかるべき時期も含めて、何らかのアクション、例えば集会、あるいは学習会、それを各団体に呼びかけて、ぜひ起こすべきではないかなと私は思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 阿保議員の3問目、町民とともにTPP反対の行動を広げようの質問の答弁させていただきますが、2年前の総選挙ですから、絶対反対ですからね、みんなどこも。それが3月11日、年明けて、15日ですか、安倍総理がTPP協定交渉に入ると参加を表明しました。それ以来、いろいろあって、21分野ある交渉ごとが、聖域だけ守るといような話になって、農産物5品目と、何回も言いました、ここでも。誰も頼んでいませんと。医療をどうするのですか、福祉をどうするのですか、労働をどうするのですか、入札はどうするか、たくさんの方があります。でもそれは全部話はないですね。5品目も、最近どうですかといったら、推進するほうになりましたから、誰も相談しない、誰も了解しない、国は守る守ると言いますけれども、逆に5品目のうちの牛肉の関税を下げるといことですから、オーストラリアとのFTAを含めて、今度それ以上もっと厳しいのがTPPですから。総選挙、オバマさんのアメリカの上院、下院の共和党が勝利したということで、共和党の方針は、全く完全に関税ゼロといことの方針だそうでありますから、元農水大臣ですか、話もお聞きしますと、やはりもっともっと厳しくなるし、また、一番いい例が、アメリカの共和党の議員の皆さん方が言っているのは、日本は韓国とアメリカのFTAを見てほしいと。ああいう状況よりもっと厳しいですよというのがTPPの中身だといことですから、それで十勝も、こういうことがもし実行されたら十勝なんて成り立たないと、こういうことで30団体、おお

よそオール十勝ですよ。こういうことで立ち上がってきました。

阿保議員の言われますように、これは最初のＴＰＰを考える会、２４年にいち早くうちも集会をやりました。ＪＡを含めて、共同でみんなでやりました。６００人を超える町民の皆さんが公民館に集まって、すごい熱気でしたし、そのことも続いていきますし、そして３月８日にオール十勝でやったときには４，５００人に及ぶだけの、あの吹雪の中、集まって、十勝の本当に危機感をあらわしましたし、また、町内的にも、町村会もそうですけれども、各町村でそれぞれの学習会なり集会なりやりましょうということで、それを連携してずっといきましょうと、各町村取り組んでいます。本町も、そのほか、議会もいろいろ研修があったりして参加できなかったことはあるのですが、特にＴＰＰの交渉参加撤回要求の集会ということで、これも中原教授に来ていただいて、３３０名ということの中で、よりＴＰＰによる食の安全の問題含めて、そのほかにまた、「世界が食べられなくなる日」の映画の上映などを含めてやっていますから、本当にわりとというか、いろいろな部分で、そういう啓蒙を含めてしっかり取り組んでおりますので、特にこのＴＰＰ問題は、御質問ありますように、守秘義務という中で、国民にはその実態が、国会議員の中にもその実態はなかなかつかめないというような状況の中の今の交渉ごとですから、これが今、それぞれの情報の中で言われるようなことが現実起きるとしたら、これは大変なことになりますから、そういう意味では、今回の総選挙の中でも、少なからずともそれらの政策協定をするというような農業団体もあたり、そういう日本列島の地域別にはいろいろな受けとめ方がありますが、北海道は特にそうですし、また、九州や四国も含めて、日本列島、大枠、このＴＰＰについては、国民の暮らしが、国のあり方が根底から変わっていくということの危機感も含めて、相当意識が高くなってきているということは事実であります。

そういう意味では、本町もいち早くそれらの取り組みをしてきましたので、それは適宜、しっかりとまたこれからもその旨については風化しないように、また、頓挫しないように、しっかり取り組んでいこうと思っておりますが、これだけの取り組みをしているということでありまして、また時期を見ながら、しっかりとまた取り組んでいくということも重要なことになってくると思っております。それこそ交渉が大詰めの段階に来ていますから、改めてこの国会の批准などなどが最終的な山場に来るというようなことも想定されるところでありますので、これら、暮れから年が明けても、またそれらの問題を含めて、我々の要請活動もそうですけれども、新しくまた選出されるであろう国会議員の皆さん方にも、しっかりとこの認識を改めてしていただくというような要請も含めて、全力を尽くしていくということをしていきたいなと思っておりますし、また、それにあわせて、報告だとか、また、町民の皆さん方にもより一層の意識の継続をしていただく、また取り組みの思いをしっかりとこれからもつなげていくための活動をしていくということでもありますので、ぜひまたやることはもちろんやりますし、そういうようなアイデアだとか、そういう企画をしていただければ、私どもも本当にありがたいなと思っておりますので、そういう

中で、いろいろなところからそういう取り組みがしっかりとわき上がっていただけるようなことを期待しながら、答弁とさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 具体的な取り組みということを経済におっしゃられたので、見てのとおり、このワッペンがもうボロボロです。それだけ頑張って長引かせてきたというあかしでもあるのですけれども、そういうことも含めて、集会等、あるいは大学の先生を呼ぶのもいいのですけれども、先ほど来申し上げているとおり、知らされていないです、こういう中身だということが。それで、まちの人なんかおさら多分知らされていない。だって農業新聞は、普通は農家の人しか、大体読んでいるのはそういうことです。ですから、知らせるといっても含めて、かつては農協と一緒にピラを出しましたよね。そんなことも含めて、ぜひJAと具体的な対応について相談していただきたいし、例えば私は、缶バッジをつくる業者が札幌にあるということも知りましたが、1個二、三百円らしいのですけれども、いずれにしてもそういう具体的なことを詰めながら、ぜひ町としては、やっぱり町民の皆さんに実態を知らせていくということはすごい重要な役割だと思っています。農協サイドでいうと、農業農協改革は、表現は悪いのですけれども、黙りなさいという意思表示のように感じてならないのですよ、中央会に対して特に。ですから、それは私たちの運動を考えたときに、そんなものにひるんでいられないなと。だって生活がかかっているし、もっと言えば、後継者たちの未来がかかっていると私は思いますので、ぜひ農協とも具体的に進めながら、本別にも、多分、二十数団体になると思うのですけれども、一緒にやれる団体もあるということで、ぜひしかるべき時期って、この運動はずっとTPPをつぶすまでと思っていますし、短期に決まると思ったものがここまで来たのも、繰り返しになりますけれども、この運動あってこそなので、ぜひ関係団体、特に農協との具体的な詰めを、時期もなるべく早くというふうに思っております。

具体的にどんなことといえば、例えば缶バッジなどはいいいのではないのでしょうかということをおっしゃいます。そういうことも含めて、もしこれくらいの時期にちょっと相談してみようかということがあれば伺いたいし、先ほど町長言ったように、これから要請行動の報告集会でも私はいいいと思っていますけれども、そういうことも含めて、時期的なものももし課長の頭の中にあれば伺いたいと思います。課長も含めてというか、済みません、名指しできません。町長の頭の中にあれば伺いたいと思います。前言撤回します。そういうことです。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 聖域は守ると言わざるを得ないような状況になったということも一つあるかと思うのですが、でも日本の国のあり方、暮らしが全くどうなるかということだから、そのことだけやれば、何か国民の不安が取り除かれるとでも思っているの

かなというような気がしないでもないのだけれども、でも全中の改革だとか出てきますけれども、改革するとか何とかというのは、それは自分たちがもちろんやらなければならないことだから、誰かに言われてやることでないですからね。それは適宜、不都合なら変えていくし、よければ残すし。でも何か変な方向に行かなければいいなと思っているのですが。

ただ、知らせることと、また、継続して意識を持ち続けるということは大事なことで、何回も言いますが、暮らしがどうなるか。特に十勝は、いろいろひょっとしたら政策的に財源の応援をしてくれるのかなとかと考えているかもしれないけれども、そんなことは絶対にできるような日本の状況でないということなのです。円安含めて、これだけデフレ脱却と言ってインフレへ向かっていくのに、どんどんどんどん国債を日銀が買い取っているわけですから、これが金利が1パーセント、2パーセントに万が一上がったら、日本の国は財政破綻ですから、大変なことですよ。こんなときに、関税の差益でそれぞれ政策を打ってきた、特に農業政策にしたら、関税の差益がなくなったときに、対策が打てるかといったら、絶対打てませんから。そうすると、自由競争にさらされるだけでしょう。さらされたときに、本当にやっていけますかと。ジャポニカ米、新潟のこしひかり、1俵、60キロ1,200円ですよ。こんなことが日本で対抗できるわけじゃないですね、絶対に、これ一つとって。だから米を守るといっても、こういうことがどんどん入ってきたらなりません。乳製品もそうです。

でも、背景には、90数パーセント輸入している大豆だとか小麦だとか乳製品だとかあるとしたら、それは日本の国で本当につくる必要があるのかという人も中にはいる。評論家だか何だか、学者さんの中にいますけれども、でも産業を見たときに、そんなことではないでしょうと。十勝の産業だって、経済基盤だって、130年たってやっとこの産業ができ上がってきたのです、これだけの食糧生産性、1,100パーセント。1,100パーセントといったら、そうですよねというけれども、何が何だか、そういう反応はありません。1,100パーセント、そうですか、数字を言ってもわからないです。それだったら、それだけ農政対策でお金を出すのだったら、外国から買ったほうが早いのでないですかと、こういう思いがまだまだたくさんいるということです、日本の中に。それを、この地域はこうやって成り立っているのだということをしかり訴えるために、ですから十勝は立ち上がろうということで立ち上がっているのですから、その思いはこれからもしっかり続けていかなければなりませんし、できればそれぞれの職場や地域の中でも、そういう気運をぜひ高めていただければなど。それを集めてというか、それを総じて、このまちぐるみでやるということももちろん大事ですし、そのために、地域からそういう声を上げてもらうように、またこっちから情報提供も必要ですから、そういうことではやりたいなと思っています。ひょっとしたら、そういうような具体的に何かしようという計画が担当課長のほうにあるかもしれませんが、今答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 阿保議員の御指名を受けましたので、答弁させていただきます。

私も、町長の答弁にもあったとおり、本町農業が危険だという前に、そのことも含めて、国のＴＰＰ協定の交渉参加に関する決議ということで決議がされていた内容なのですが、ことし上映しました「世界が食べられなくなる日」、この部分の映画を見ると、非常に残留農薬、また、遺伝子組み換え食品を食べると、モルモットが異常な肝機能障害といいますか、そのような形のモルモットになってしまう。ＴＰＰが妥結すれば全ての食品を食べればそのような形にはなるということではないと思うのですが、そういう危険性を持っているということで、非常にショッキングといいますか、ショックを受けました。

この間、先ほど町長から説明あったように、ＴＰＰを考える講演会、これは東大の鈴木教授、その後、ＴＰＰ交渉参加撤回要求、これは酪農学園の中原教授と、「世界が食べられなくなる日」の上映と、３回、町民の方々に集まっていただく集会等を開いてきたわけなのですが、なかなか私たちのほうも、そこまで来ていただければ、ＴＰＰに関する危険だとか危ういだとかということがわかっていただけるのですが、そこまで来ていただく啓発でしょうか、啓蒙というのでしょうか、来ていただくまでのその活動が、なかなか私たちの不得意な分野なのかなということは痛感しているところでございます。

次回、もしそのような集会等が開かれる場合には、ぜひ関係団体と協力、連携いたしまして、そのような集会にぜひ参加するような強力な体制づくりもしていきたいというふうに考えています。

以上です。

１０番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、１番矢部隆之君。

１番（矢部隆之君） 議長の許可をいただきましたので、通告しております１問について質問をさせていただきたいと思えます。

本別町の基幹産業である農業で、酪農経営農家の搾乳中止、離農が続いております。減少する酪農家対策としての支援策が必要と思えますが、今後の対応について伺いたいと思えます。

畜産振興ということについての質問でございますけれども、畜産につきましてはいろいろな職種がありまして、今回は酪農の部分、いわゆる搾乳農家についての質問をさせていただきます。

まず１点目でございますけれども、新規就労者の受け入れということでの質問でございます。

午前中からの質問の中にもありましたように、酪農家戸数の推移であるとか、生産量の減少ということで質問もありましたけれども、若干、私のほうで調べた数字を述べさ

せていただきたいのですけれども、本別町でも、例年5戸ないし6戸ぐらいの酪農家が搾乳中止であるとか離農しているということで、午前中は平成25年度の酪農家戸数76戸という数字があったのですけれども、26年度ではもう69戸ということで、昨年から7戸ほど離農、搾乳を中止しているということで、この10年で39戸。午前中、町長さんのお話にありましたように、全道でも200戸前後、十勝でも毎年50戸前後の酪農家が搾乳中止、酪農をやめているというのが現状でございます、この影響はいろいろ生乳生産量の減少ということで、いろいろあるわけなのですけれども、最近ではテレビ、ニュース等でも言われているように、スーパーに行ってもバターがないというようなことでの、私たちにも若干の影響があるということでございます。

生産量の減少ということでありますけれども、ちょっと大きな数字になりますけれども、全国で大体745万トンほど生産されているということで、これは25年度の数字でございますけれども、前年度対比で2.1パーセントほど減少しているということで、逆算しますと年間16万トンほど減少しているということで、非常に大きな数字なのですけれども、比較する数字でいいますと、午前中にもありましたように、本別町の25年の生乳生産量が大体4万1,000トンということで、昨年でいえば、本別町規模の4カ所ほどが昨年は中止をしている、減少しているということで、かなり大きな数字になるうかと思えます。

それで、この生乳生産量の減少というのはいろいろな要因があると思うのですけれども、一つには、酪農家の減少ということで、今回、新規就労者の受け入れということでの質問に結びつくのですけれども、この要因、原因というものにつきましては、高齢化や後継者不足ということでございます。

10月ごろでしたか、十勝地方で発行されている新聞のシリーズもので、岐路に立つ十勝酪農という記事がありましたけれども、この中の記事を引用させていただきますと、なかなか後継者不足と一概に言いますけれども、いろいろ要因があると思うのですけれども、一つには、昭和40年代、50年代から酪農を発展させてきた酪農家が、施設も古くなって、小さくなって、新しく増築とか新築をしたいということで考えていても、設備投資、相当大きな金額がかかるということで、大きな負債を抱えたまま後継者に譲るのはどうかということ、ためらいもありまして、なかなか後を譲れないというような問題もありまして、それも酪農家の減少の一つの要因になっているのではなからうかということも言えるかと思えます。

そういったことで、搾乳農家の減少が続けば、これもいろいろ要因はあるうかと思うのですけれども、地域が維持できなくなるというような、ちょっと大げさな話にもなるのですけれども、そういったことで、地域からだんだんだんだん農家さんが少なくなるというようなことで、搾乳を中止しますと、酪農家は施設が空きますので、空いた施設がたくさん出てくるわけなのですけれども、それに対して新たな担い手となるのが新規就労者でなからうかというふうに思っているわけなのですけれども、これにつきまして

は、ことしの3月ですか、今後5年間の本別町の農業振興のための指標といたしますか、具体的取り組みを推進していくための農業振興5カ年計画というのが策定されたと思うのですけれども、この中にも新規参入者についての文言もありますけれども、そういった部分で、今後取り組みは強化されていくというふうに思いますけれども、そういったこともあわせて、今回の1番目に書いてありますように、新規就農者が就農した場合の、国のほうでも、農水省のほうでも、ことしから新規就農者向けの無利子の資金制度を新しく仕組みを変えた中で対応してくるということでございますけれども、本別町としても、町独自の利子補給なり資金融資、そういったものが必要というふうに考えますけれども、その辺についての考え方を伺いたいというのが1点目でございます。

それから、2点目でございますけれども、固定資産税の低減措置ということでございますけれども、近年、施設も大型化をしてきております。いわゆるメガファームといたしますか、300頭規模の酪農家も出てきております。当然、それだけの飼養頭数になりますと、施設も大きくなるということございまして、それと、午前中にも言いましたように、酪農家の経営につきましては、非常に経費率の高い業種ということで、午前中も言っていたように、為替の動向によって、えさの値上がりだとか、電気であるとか、資材の高騰、そういったものがより一層経営を圧迫してきているというようなことも言えるのではなからうかと思うのですけれども、税負担もかなり大きいということで、そのためにも、1,000分の1.4ということで、パーセント的には大したパーセントではないのですけれども、初期投資が1億円、2億円というようなことで、施設もかなり大きくなってきますと、対象となる施設も大きくなってきますので、負担する固定資産税につきましても、非常に200万円、300万円という多額になってきておりますので、ここら辺の低減措置についての町としての考えをお伺いしたいということでございます。

それから、3点目でございますけれども、最近は1戸1法人といたしますか、家族での法人が本別町は多いわけなのですけれども、複数法人化という動きも当然出てくるかと思えます。3戸ないし5戸ぐらいの方々が法人を組みまして、共同で作業をするというようなことでありますけれども、酪農家の方々の規模拡大、労働者不足などによって、法人化をして共同で飼料作物の収穫作業であるとか、一部ではコントラクター、作業受委託というのがあるわけなのですけれども、そういったものであるとか、それから、搾乳作業の分担化というものも、今度、共同の中で出てくるかと思うのですけれども、これらについて、先月、本別農協でも、生産者の4団体を含めまして、プロジェクトチームということで、先ほど言った69戸に対してのアンケート調査を行ってございまして、その中で、結構30代、40代の方々が一番希望が多かったのは、先ほども話が出たTMRセンターの設立ということで、総合調整飼料という施設でありますけれども、そういったセンターをぜひともつくってくれということでございまして、それと同時に、複数法人化を希望している酪農家さんもかなりいるものですから、そういった部分も含め

て、町としての何らかの支援策、酪農家につきましてはアンケート調査を受けまして、どの地帯のこういった方々が希望しているのだというようなことで、これから追跡調査をしますけれども、そういった場合、町としての支援策があればお伺いしたいということでございます。

以上、3点につきましてお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 矢部議員からの本別町の畜産振興についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の新規就農するに当たり、町独自の利子補給などの支援策についてですが、新規就農、必要だという認識は本当にみんな持っているというふうに思うのですが、平成10年ぐらいかな、田村さんが入った年。10年に、田村さん、加藤さんの後、東下に入って以来なのですよね。そのときも議会で質問いただいて、実は支援策ということで今御質問がありますけれども、これが新規就農に当たり、新規就農者誘致特別措置に関する条例というのが、これは平成3年につくったのですが、それを平成11年に見直して、農家経営に必要な営農資材、これは種子、肥料だとか農薬、その購入費用及び農地の施設、機械、家畜などの取得のために借り入れた農業関係制度資金の借入金償還金利息並びに農地、農業施設などの賃貸借に対し、平成11年に実はこれらの内容を見直したのです。見直して、経営開始から5年間、交付額、これは年間100万円を限度として、奨励金として5年間交付すると、こういうことにしました。そしてさらに、農業経営のための、今言いました取得した農用地だとか、農業の施設及び機械に係る固定資産税相当額に対して、賦課年から5年間を補助するなどの支援をしているところでもあります。

また、新規就農者の就農相談には、スムーズな対応ができるように、カルテの作成を進めているところでありますし、今後も新規の就農者含めた担い手の育成、確保対策は、関係機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに思っています。

矢部議員の、地域のコミュニティが壊れるという話もありましたけれども、そのとおりでありまして、実は数年前にも1件、大変前向きな新規就農の話がありまして、非常に期待をしていました。また、つい最近もあったのですが、なかなか研修をしても、研修が実らなかったというような経過もありますが、数年前の部分は、本当に新規就農した人の後にまた新規就農したいということで、言ってみれば本当にそっくり居抜きでその施設が使えて、畑も圃場もということで、期待をしたのですが、農協でいろいろ聞きますと、いろいろ条件が合わなかったというのですが、それを譲渡する側の営農者にしたら、それは私には本当にもっともっと積極的にかかわらせていただければ実現できたなどというお話もあって、実はもう御承知だと思うのですが、その人は近隣のまちで就農して、子供さんもしっかり育てていただいて、その子供たちに自分の青春のといいますか、若いときの勇姿を見せたいと、朝野球に本別町に来ていただいてやっているぐら

いの元気な人で、非常に残念だなということもあるのですが、そういうようなチャンス
のときに、本町に1戸でもそういう新規就農者が入って頑張っているという姿があれば、
それを目指す人たちの参入というのが非常にまた関連してふえていくというのです。

残念ながら、本別町は近隣のまちから見てても、道内的に見ても、まだまだ用地が、
遊休地があるわけでありませし、耕作放棄地があるわけでないですから、用地がまだ
高いと。そういうような条件を含めて、なかなかハードルが高いよということが、そう
いう面では結構そっちのほうだけは知れわたって、なかなか新規就農に結びつかないと、
希望者が本町に出てこないという実態があるのですが、そういうことも何とか取り除い
て、今御質問にありますように、こういう時代ですから、地域で、本当に毎年複数戸が
搾乳をやめる農家がふえてきておりますので、午前中も言いましたけれども、本町は特
に明治乳業という本当に大事な工場を持っているお膝元ですから、これらの乳量も含め
て、しっかりと生産体制をとっていくというのが大事なことでありますし、また、
地域のコミュニティや、本町の産業ですから、大事にしていくということですが、それ
らを含めて、これからもそれぞれ農協含めてしっかりと関係団体との中で、新規就農の
部分についてはさらに力を入れて取り組んでいきたいなと思えますし、それらについて
の支援はしっかりとらせていただきたいというふうに思います。

2点目の、固定資産税の減免の件であります。御質問のとおり、本当に施設を新し
くするとしたら、やっぱり飼養頭数もふえるわけですから、施設の規模も大きくなって、
投資する金額も大きいと。これは数年前から農協との協議もして、特に一昨年来からお
話があったのですが、これについては、先ほど申し上げましたけれども、建物を直接つ
くったからといって、それに固定資産税を減免するというのは、それは企業誘致とか何
とか、特殊な場合は別にして、それはなかなかないし、そういうことは無理だよ
と、はっきりそれは農協の政策懇談の中でもお話しさせていただきました。これは副町
長のほうから細かく、税の制度などを含めて理解いただきながら説明させていただきました。
ただ、そういう積極的な投資などを含めては、政策的な部分で別に考えていった
ほうがいいのではないのという話をさせていただいていますので、直接税をまけるという
ことではなくて、言い方がどうかは別にしても、税を減免するとかでなくて、政策的に
積極的な農業展開だとか、これからの投資を含めては、それはいろいろな産業の育成な
どを含めて、政策的な面でまた考えられるものとか、他事業者との統一性だとか公平性
からも、その部分については別な視点でいきたいと思いますので、こんなお話をさせて
いただきましたので、御質問にありますように、固定資産税の直接の低減の措置というの
は非常に難しいものと、今のところはそう考えておりますので、この点の部分について
は理解をいただきたいと思っています。

3点目の、複数戸の法人化の設立の支援についてですが、本当に個人の法人というの
か、家族経営の法人というのが結構多いですけれども、複数戸となると、本当に本町は
余り例がないということでありまして、非常にこの部分に期待するというのは私どもも

大いに期待をするところでありまして、特に中札内の例を申しますと、本当にずっと以前から複数戸のそれぞれの役割分担した法人化をしながら、しっかりとそれぞれの技術力を駆使しながら、地域農業をしっかりと発展させていっているというような、そういう実態もありますので、これだけ家族経営含めて経営規模が大きくなると、そういう複数規模の協力の中で、本当にスキルも、それから意欲もみんな持ち合わせながら、それぞれの役割分担の中でこういう法人化をしていくというのは、大変私どもも期待するところでありまして、これらについては、それぞれ具体的な方法、それぞれ農協を含めて提案がなされた場合については、しっかりと私どもも一緒に取り組んでいくということのお話をさせていただきますので、どちらかという私どもからこれらの部分については期待をして、早くそのような体制が、言ってみればモデルになるようなところも、とにかく1カ所でもでき上がることを望んでいるところでありまして。それにつけては、またそれぞれ必要な補助制度だとか支援策はしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の新規就労者の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど言ったように、今後5カ年間の農業振興計画の中にも、5年前の資料を見ますと、初めて新規参入者という文言が入ってきたのではなからうかと思うのですけれども、この中に、関係機関が一体となって受け入れ体制を整備して、新規就農が実現できるシステムを構築する必要があるというふうに農業振興5カ年計画の中ではうたっております。

今、町長さんのお話の中にもありましたように、関係機関が連携をして、まず受け入れ体制が不十分とは言いませんけれども、協議会的なものをきちっと、実習生受け入れ協議会というものがあるわけなのですが、そういった協議会的なものをきちっとつくっていただいて、窓口を一本化した中で、こういった町として、農協としての支援策があるのだというようなことも含めて、十分論議を深めていただきたいと思います。

同時に、ポスターとかパンフレットとかいう部分も、ちょっと今あるかどうか承知をしていませんけれども、本別町も豆のまちということで、それぞれ札幌とか東京に豆なんかも売りに行っていると思っておりますけれども、そのときにでも、ちょっと売り場の端のほうにポスターを貼るとか、その中にもそういった文言を入れたものをつけるとかいうようなことで、町長さんも前にたしか、各課、横の連携を密にしてこういった問題に取り組んでいきたいということでちょっと伺った記憶があるわけなのですけれども、こういったことでの取り組み強化、窓口をしっかりとしたものをつくっていただきたいと思いますのが一つございます。

それと、それに伴いまして、十勝管内でも非常に広尾さんの例を出しますと、協議会的なものも町長さんが会長となって、一体として非常に成功している例もございます。

そういったところの例を参考にしながら、管外で言えば浜中町というようなところもしっかりした取り組みをしておりますので、今後の対応についても、そういったことでやっていただきたい。

それと、2点目でございますけれども、固定資産税の低減措置というのは、今、町長さんのお話にありましたように、理解をしております。なかなか個人の個々の経営に対しての低減措置というのはなかなか難しい部分もあります。町長さんのお話の中である程度理解をさせていただきます。

3点目の、複数法人化の中で、労働力が不足することによって、酪農ヘルパーという制度も本町にあるわけなのですけれども、酪農ヘルパー組合というのがあるわけなのですが、これは農家さん、365日休みなしで働いていますので、休日確保のためのなくてはならない制度だと思うのですけれども、こういった部分で、今、国のほうの円滑化対策事業ということで、助成金、補助金ですか、いただいておりますわけなのですけれども、これについては26年度で終わり。25年度の費用を国のほうに出しまして、その運営費の助成という形なのですけれども、25年度の運営費が26年度に入って終わりというようなことで、本別町の25年度決算で見ますと300万円以上の運営費、国からの補助金という形でいただいておりますわけなのですけれども、それ以外にも、町と農協からの助成金ということで、280万円、560万円、助成金をいただいておりますけれども、補助金にかわる部分、その円滑化事業の制度が変わりまして、今までより3分の1ぐらいの金額になるのではなかろうかというふうに聞いておりますので、それにかわる部分、予算編成がこれからあるかと思うのですけれども、町としての支援策、これについてちょっとお伺いをしたいと思っております。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、特に5カ年計画で新規就農ということで、農協の計画の中に明示をされたということですが、本当にぜひこれを実行に移していければなと思っておりますので、これらについては本当に連携をして、しっかり私どもも取り組んでいくということが本町の農業を支える大きな力になっていくだろうと思っておりますので、今御質問のありますように、とにかく受け入れ協議会などもありますということでありますから、それはもちろんありますから、それら窓口を一本化しながら、基本的に具体的な部分がしっかりと相談にのれる、また、それが実行に移せるというような体制の中で、その前段として、PR用のポスターだとか、また、管内の他町村の取り組みなども参考にしながらということでありますので、それはそのとおり、しっかりと先進の事例などを含めて聞き取りをしながら、新規就農の参入に向けて、要するに担い手の確保含めて努力していきたいなと思っております。

浜中町の農協の取り組みがしょっちゅうテレビで、プロジェクトの放送のように放送されていますが、あれだけの思い、哲学の中で、組合長さんがあそこまでやってきたと

いうことは、本当に最高のお手本があるわけでありまして、最近では、放牧酪農でありますけれども、足寄町の搾乳している人たちが中心になって、いろいろまた大きな発信をしているということでありまして、そこにはまた子供たちもたくさん元気よく育っていくというような環境もあるわけでありまして、それらも含めて、やっぱり農村部に活気を取り戻す、また、そしてそれが次の担い手としてきちっと営農を続けていただける、そんなこともしっかり参考にしながら、農協含めて本当にしっかりと協議して取り組んでいきたいなというふうに思っています。

次の部分の、特にヘルパーの助成の関係でありますけれども、これはヘルパー組合の総会にも毎年出させていただくのですが、とにかく結構議論があるのです。とにかくヘルパーさんを確保するというのが、まずどこの町村も大変なのですが、おかげさまでうちはヘルパーさんをしっかり確保していただいていますから、でも要請に応えきれないぞという質問もあったり、なかなか必要なときがある。でも、できればヘルパーさんも安定的にということになれば、私ども考えているのは、例えば1カ月に1回か2回でもいいから、しっかりと体を休めていただく時間、酪農家の皆さんにとっていただくと。また、家族でどこかへ行くときはもちろんそうですけれども、そういうようなことが余裕を持ってできるような、それらを含めて、やっぱり欠くことのできないヘルパー制度でありますので、その予定は、この助成、補助が打ち切られるということでありまして、それは今、予算編成の中で、担当も含めて、しっかりと農協とも協議して、また酪農ヘルパー組合などの要請も含めてしっかりと対応しながら、より酪農経営がしっかりと家族の過重労働にならないような制度も含めて、また、ヘルパーさんの待遇もちゃんと続けていけるような方向に向かって、できるだけの支援をしていかなければならないなと、こう思っているところでありますので、これらについてもお願いというか、そのとおりに取り組んでいくことも報告させていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 労働力不足の点でもう1点、酪農家は、先ほど言ったように365日、なかなか休みがないという中で、一つ、町内預託という問題と申しますか、提起なのですけれども、これについても、先ほど午前中の話にもありましたように、本別町は育成に関しては日本一だというようなお話もありました。そこに預けて、立派な初妊牛なりをつくっていただくという町内預託の話もこれから出てくるかと思うのですけれども、当然、預けるほうにしましては、1日例えば600円であるとか400円であるとか500円であるとかというような料金がかかってくるわけなのですけれども、これから具体化してくると思うのですけれども、それに対する町としての支援策、これがぜひとも必要だと考えておりますけれども、町長のお考えを伺いたいと思えます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 町内預託の話もできましたし、実は12月1日に、政策懇談会、

組合長、専務含めて、参事含めて、三役というのですか、四役ですか、我々も副町長、担当課長含めて、毎年政策懇談会をやって、これからどうしていくかという協議をするのですが、その中でも一つ出ていました。特に出ていたのは酪農ヘルパーの補助金の扱いです、先ほど言いました。これも前向きにしっかり方向性も含めて整理、検討していくということにしておりますし、また、町内預託の話が出てきました。これもそうだなと思いますよね。本州から預託を受けて、これだけ長い間頑張っ、本当に預託を受けている酪農家の皆さんは、本当に一等、一級の商品にして、牛にして返すのだと、こういうことが本当に認知されて、10周年記念などいろいろなときも、素晴らしい成果が上がって、20周年ですか、大変な預託の量がありますが、先行き不安はTPPなどを含めてあるのですが、ただ、この部分についてはなくてはならないところですし、特に分業化含めても、町内預託というのはあるなと思うのです。ただ、預託に、1頭何ぼか分かるから何ぼ補助してくれということではなくて、私ども言ったのは、それはもちろんありますよ、経済的にもありますけれども、その預託を受けるためには、預託を受けていただく側が、預託の頭数を受けられるような体制、環境もつくらなければならないのです。そうすると、今の状況は、本町の牧場には本当に全部が入りきるということではないですから、近隣の複数の町村の牧場を借りて、そこに牛を預けていると、こんなことですから、できればそれらも含めたり、粗飼料の問題を含めても、本町で牧場を一定の量を確保すると、そういう条件を整えて、粗飼料もとれるというようなことも含めていかないと、なかなか家計も含めて、今の酪農家が役割分担したとしても、なかなかたくさん頭数が飼養できなくなって、こういうこともありますので、それらを含めて話をしました。そのことについて、具体的に両者の方向性が、ある程度協議が方向性がついたら、それは具体的にしっかりと体制をとりましょうという話をしておりますから、これは本当にいいきっかけになって、ぜひせっかくの、これだけの技術を持っている預託の受け入れ側の酪農家ですから、ぜひ力を借りて、しっかり育てていただいて、搾るのを専門に、それは私がやると。それぞれ粗飼料含めて、これも法人だとか分業の中でやっていくと。そういう面での完全役割というのですか、労働力がより一層スケールメリットの効果が出てやれるというのは、本当に素晴らしい方法だなというふうに、私も受けさせていただいて、かなりいい雰囲気の中で政策懇談会ができたということも報告させていただきたいと思いますが、具体的には、しっかりと分業などの中でやっていくということで、これは前向きにいきたいなと思っています。

そうすると、これは当然、コントラも含めてぜひ必要になってきますよね。コントラの考え方というのは、以前でしたらあれですけども、経過は余り言わなくていいかもしれないのですが、畑などをおこしていただくのは隣の上浦幌の人方が一生懸命やってくれたと。その前は農協があって、農協もトラック部門だとかいろいろあって、トラクターもやっていましたけれども、それがだんだん変わって行って、なりました。今は隣まちの人にコントラはいつている。でも、これを継続していくというのは、ちょっと私

どもはなかなか賛成しかねるねという話をしました、正直に申しまして。できれば町内の事業者がそのコントラをしっかりと役割を担ってもらって、技術力もたくさんいます。建設関係の中でも、農家の出身の人も、農業を知っている人もたくさんいますし、これから、例えば後継者がいなくて離農された方も、そういう人たちの技術も借りて、しっかりと営農できるわけですから、特に酪農家はそういう人でなければできない点もありますから、やっていく。

問題は通年雇用。通年雇用という議論にもなりました。通年雇用にするのだったら、それは酪農ヘルパーだとかコントラだけでは難しいということでもあります。これは、本町はおかげさまで北海道糖業という大きな事業所もありますから、ここに、今、逆に言うと、働く人たち、季節の人がいなくて、大変苦慮して、それこそ港のほうまで出かけて行って、何とか人を確保するという事で、大変な苦慮をしている。そういうことを考えると、それらを請け負っている事業所さん方含めて協力して、一体的に取り組めば、春から秋までは農作業も含めて、そして忙しい時期の糖業のところはそういうところの事業所含めて、通年でしっかりと働ける体制がとれますから、それはほかのまちに頼らなくても、本町の中でしっかりと体制ができる。それがゆくゆくは本町の農業振興も、雇用も、また、まちづくりにもつながっていくということも含めてしっかりと話をさせていただきましたので、これらを含めて、通年雇用の問題も含めて、農業振興対策ということで、事務レベルの会議の中で議論して、しっかりと立ち上げていこうということで、今まで何回かコントラに挑戦をしたのですが、実はなかなかできませんでした。

それとTMR。これは数年前、私どもも酪農家の青年の方々と話をすると、町長、豆のまち本別とががん発信してくれるけれども、TMRはつくるなよという時代もありました。なぜかという、それは私どもの企業秘密だから、えさというのは。これによって乳量とかいろいろ変わるのだから、これはそこで一括すると、やっぱりその努力だとか何とかが報われなくなっていく可能性もあるというようなこともあったのですが、でもこれだけの飼養頭数がふえて、こういう背景になると、それはもうそういうことでなくて、輸入飼料などを含めてこれだけの高騰ですから、しっかりと安定したいい飼料をつくるためには、TMRセンターをしっかりとつくっていくということも農協の方針として出されてきましたので、これらも具体的に出てきたものについては、しっかりと取り組んでいくなどなど含めて考えています。

あと、畑作のほうでいえば施設のこともいろいろあるのですが、これも具体的に理事会でしっかりと議論ができて、農業者の理解を得て、それでこういうものをつくるのだと。そういうことはなぜ言うかという、せっかくなつくっても、来年、再来年、何年かたったら作付がぱっと減ったのでは、これは維持できませんので、それと、例えば小麦だったら、集団でそれぞれやるようになってきたら、農協全体でできなくなるということもありますから、そういうことを含めて、しっかりと農業者とのコンセンサスをとって、理事会で具体的な協議をしていただいて、それについては町も全面的に一緒になってや

りましょうと、こういうことでありまして、大きな課題について、そんな政策懇談をやりましたので、ぜひ今質問のあるものについても、私どもも全力で取り組んでいきますので、また農業団体の先輩でもあります矢部議員にも、そういう情報を含めてまたしっかりとお応援もいただければと思います。

以上申し上げて、答弁とします。

1 番（矢部隆之君） 終わります。

散会宣告

議長（方川一郎君） 本日の会議はこの程度にとどめ、これで散会したいと思います
が、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

散会宣告（午後 3 時 4 9 分）

平成26年本別町議会第4回定例会会議録(第3号)

平成26年12月11日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1号		一般質問
日程第 2号	議案第86号	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 3号	議案第87号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 4号	議案第88号	とかち広域消防事務組合の設立について
日程第 5号	議案第89号	池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について
日程第 6号	議案第90号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第 7号	同意第 3号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件
日程第 8号	同意第 4号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件
日程第 9号	同意第 5号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件
日程第10号	意見書案第18号	労働者保護ルール改正反対を求める意見書
日程第11号	意見書案第19号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ 確実な運用に関する意見書
日程第12号	意見書案第20号	安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の 大幅増員と処遇改善を求める意見書
日程第13号		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、 広報広聴常任委員会)
日程第14号		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続審査申出書)

会議に付した事件

日程第 1号		一般質問
日程第 2号	議案第86号	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 3号	議案第87号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 4号	議案第88号	とかち広域消防事務組合の設立について
日程第 5号	議案第89号	池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について
日程第 6号	議案第90号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第 7号	同意第 3号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件

日程第 8号	同意第 4号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件
日程第 9号	同意第 5号	本別町公平委員会委員選任について同意を求める件
日程第 10号	意見書案第 18号	労働者保護ルール改正反対を求める意見書
日程第 11号	意見書案第 19号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ 確実な運用に関する意見書
日程第 12号	意見書案第 20号	安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の 大幅増員と処遇改善を求める意見書
日程第 13号		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、 広報広聴常任委員会)
日程第 14号		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続審査申出)

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君

総務担当主査 松 本 恵 君

総務担当主任 塚 谷 直 人 君

議長（方川一郎君） 開会前に、議会広報取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

議長（方川一郎君） 日程第 1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

7 番小笠原良美君。

7 番（小笠原良美君） おはようございます。

議長に許可をいただきましたので、通告をしております 1 問について質問をさせていただきます。

男女共同参画推進条例・基本計画の策定をということで、お伺いをしてまいります。

国が男女共同参画社会基本法を制定して 15 年が経過しました。この間、私たちを取り巻く環境が少しずつ変わりつつあるとは思いますが、現状ではまだまだ、男女の性によって役割を固定してしまう傾向や、男性中心のもとで施策や方針決定がされているのが実情だと思っております。

本町でも、男女共同参画推進条例や基本計画を策定して、男性も女性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、個性や能力を發揮できる社会づくりをさらに進めるべきではないかと思っておりますが、町長の考え方を伺います。

まず、1 点目に、1999 年 6 月に、国は男女共同参画社会基本法を制定しました。基本法では、国の責務とともに、都道府県には基本的な計画策定の義務を課しておりますし、市町村においても基本的な計画を策定するよう努力義務が課せられていると思っております。

今後も、男女がともに責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にかかわらず、誰もが生き生きと幸せを感じながら暮らせる社会づくりをさらに進めるために、町として男女共同参画推進条例や基本計画の策定に取り組むべきではないかと思っておりますが、考え方を伺います。

2 点目に、第 6 次本別町総合計画、これは 2011 年から 2020 年までの計画でありますけれども、この計画の第 5 章に「男女共同参画社会の形成」が盛り込まれており、主な施策・事業として、1 点目に男女共同参画に向けた意識の醸成、その中の項目として、男女共同活動についての啓蒙活動の推進、二つ目に男女平等の研修の充実、大きく 2 点目として男女共同参画の環境整備とありまして、その中の一つの項目に、女性に対する支援機能の充実、もう一つは女性委員等の積極的な登用とありますが、現在までに具体的に取り組んでこられたことや今後取り組みの予定があればお伺いをしたいと思

ます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の男女共同参画推進条例・基本計画の策定についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の条例や基本計画の策定についてであります。平成11年に公布・施行されました男女共同参画社会の基本法であります。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義をされたところであります。御承知のとおり、本町では平成12年に策定いたしました第5次の総合計画、また、現在推進中であり第6次の総合計画におきまして、男女共同参画社会の形成について、基本方向などを定めさせていただいているところであります。

少子高齢化の進展や情報通信の高度化、さらに家族形態の多様化など急速な社会環境の変化によりまして、女性のライフスタイルも多様化が進む中、本町でも男女の固定的な役割分担意識の変革を進めますとともに、家庭や学校、地域社会などの場で男女平等を目指す教育の充実に努め、各種審議会、または委員会など政策方針決定の場などでは、地域社会活動への女性の参画を促進するための環境整備を進めてきたところであります。

また、本町のまちづくり推進においては、さまざまな分野で、また、さまざまな場面において、多くの女性、また男性にも御活躍をいただいている現状でありまして、このことは、これまで当町が進めてきました「町民参加のまちづくり」、さらに「協働のまちづくり」と対をなすものと捉えておりますので、現時点で条例の制定や単独の基本計画を策定するというのではなくて、総合計画の中において、より具体化しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、これまでの取り組みや今後の予定についての御質問であります。男女共同参画社会では、地域に住む女性や男性が、その個性と能力を存分に発揮できる社会をつくっていくことが重要でありまして、地域社会のさまざまな分野にわたるものであります。

男女共同参画に向けた意識の醸成という面ではありますが、まだまだ「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識がある中で、男性の家事、育児への参画が少ないなど、女性に、また家事、育児、介護など大きな負担がかかっているという現状があるというふうにも思っていますが、これまでの本町の取り組みといたしましては、教育委員会、健康管理センター、子育て支援センターが連携して開催をしております家庭教育・支援事業「なかよし」講座では、支援センターを開放して、毎年3月に「ファミリーデー」を開催をして、「パパと遊ぼうの日」と呼びかけながら、お父さんにも参加をいただきながら理解を深め合い、また、年4回開催しております「育児ママのリフレッシュ講座」では、カウンセラーを招き、固定的な役割分担の概念を取り払うよう、男

女協働による子育てにつながるコミュニケーションの大切さを学んでいただいているところでもあります。

また、学校における男女共同参画教育の推進では、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を目標に、男女の平等、相互の理解、尊重、協力についての指導をさまざまな教育活動を通して推進されておりますし、学校教育活動全般を通じて家庭のあり方や人間関係などに関する指導の充実も図っているところであります。

また、この間、保育時間の延長や乳児保育の実施、学童などの放課後の子供の居場所づくりなど、保育・育児環境の拡充を図りながら、女性の地域社会活動への参画に向けた環境整備を進めてきたところでもあります。

各種審議会での女性委員の登用につきましては、それぞれの改選期に合わせて積極的に女性委員の登用に努めてきたところでありますが、現在、本町における平成26年度中の条例委員などの女性の比率は、委員数が全体で530名中160名の女性委員でありまして、比率にして約30パーセント。

本町では、町が委嘱する委員の女性の登用率は、以前にも御質問いただきましたけれども、そのときから30パーセント以上を目指すということの方向性を示させていただいていますが、それぞれの委員の改選や、また、委員会の分離性などもあります。総体で30パーセントにすることとしておりますので、その部分で推移をしているということも、今までの取り組みとして実施をさせていただいているところであります。

今後も、関係部局においては努力していかなければならないと考えておりますし、また、男性も女性も差別なく、町民の皆さんが生き生きと活躍できる場を町民の皆さんとともに進めてまいりたいと考えておりますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま町長のほうから答弁をいただきましたけれども、道内では179市町村がありまして、そのうちの39町村が基本計画をつくっているということになっております。それを比率にあらわしますと、21.8パーセント。ですから、計画だけをとってみても、まだまだつくられていないところが多いということになります。

町長のほうから、女性委員等の登用につきましては30パーセントを超したと。以前に私が質問させていただきました折には25.6パーセントでしたから、約5パーセント数値が上がったということにはなると思っております。

私が、なぜ今この制定が必要ではないかというふうに申し上げておりますのは、働く場所とか、それから、先ほど町長のほうから「なかよし」という組織があって、子育てにも男性がかかわるといふ、そういう取り組みなんかもしているのですというお話をさせていただきました。私も、そういうことは非常に進められてきているなというふうには認識はしているのですけれども、ともに同じ立場で物を言ったり責任を負うということ

の認識をそれぞれ、男性にも女性にも、その認識をしていただくという意味で、非常に、条例だとか、それから基本計画というのは大いに役に立つというふうに私は思っております。ですから、そういう意味で、町全体、役場の中というのは、私は、役場に通わせていただくようになって12年がたったのですが、非常に働く環境としては恵まれているのではないかなというふうに思っております。

そういう手本がどんどん広がっていけばいいのですが、こういう言い方をすると批判を買うかもしれませんけれども、町内にあるいろいろな事業所などにもそういうことが波及しているかという、そうでもないようなことが見受けられますので、条例を定めて、そういうところにも啓蒙するという形にもつながっていくので、ぜひそういうことがあってはいいのではないかなというふうに思うところから質問をさせていただいております。

ただいま町長のほうから、そういうものがなくても、現状であらゆる角度から女性の応援をしているよ、まちづくりに、参加ではないですよ、今になったら参画ですよ、そういう場面をたくさん設けておりますよということでしたけれども、私は、男性の視点で見る男女共同参画社会と女性の視点で見る男女共同参画社会というのには少しずれがあるのではないかなというふうに思っているのです、実は。というのは、今まで大方が男性が中心となったまちづくりや地方づくりをしてきたわけですから、その中にかなりおくれて女性が入り込んでいくということは、男性にはおわかりいただけるかどうか分かりませんが非常に厳しいです。例えば委員会の委員になっていても、10人いる中で1人、2人が女性がいる場合には、発言も非常にしづらいのです。ですからやっぱり、みんな同じでしょうと言われますけれども、それはやっぱり、男性の見る目と女性の見る目は違うということを少し理解をいただきたいなというふうに思っております。ですから、その辺を町長がどんなふうにお考えになるかということです。

あとは、2点目のことですが、「なかよし」の講座を開いていますとか、それからカウンセラーを招いたような勉強会もされていますというお話でしたけれども、平成6年です。町長が町長に就任される前に、鎌田町長の時代に、本別みらい女性会議という会議がありました、その中に、実は私も参加をさせていただいたことがあります。その会というのは、町長の諮問機関でした。それで、女性の声を町政に反映していくために、一つの女性が参画する場としてつくったのだというふうに聞きました。そういうのがあって、それは多分10年くらいはその組織が動いていたのではないかなと思うのです。

私は、ぜひ、小さい子供さんを育てているお母さんたちへの支援も大切ですが、これからのまちづくりを担っていただく方々をやっぱり育てていくということも、町長は常々まちづくりは人づくりとおっしゃっておられますので、そういう点で、あの会は私は非常によかったと思っていますのです。ですから、そういう会を、今はそういう時代ではないと言われるかもしれませんけれども、先ほど来から申し上げておりますように、なかなか女性が前へ前へ出ていくというのはきついところもありますので、そういうも

のを立ち上げて、育成していくと言うと語弊があるかもしれませんが、そういう方々をつくっていくというようなこともお考えになったらどうかなと思いますけれども、お伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問をいただきましたけれども、それぞれ取り組みをしていますということは紹介させていただきましたけれども、結局、私も、個人的にもそうですけれども、条例をつくったり計画をつくらなければならないということ自体が、まだまだ、社会というか男女一緒に物事がきちんとなされていない、その象徴なのだろうなというふうに思っていますし、また、そういうことも含めて、まちづくりはそういう分け隔てなく、男性も女性も、ただ、条例委員なんかになりますと、それぞれ団体に委嘱しますから、どうしてもそういう、団体でしたらやっぱり女性がなかなか参加しないというのがありますけれども、その中でも女性部をだとか、それぞれ、市街地女性部、中央自治連、いろいろありましたけれども、今は市街地女性部から、それこそ商工会からJAからありますから、そういうところを含めて、女性は女性の立場で、また多く参加していただいて、また意見を反映させていただくということでやっています。

中にはほとんど女性で占められる団体などいろいろありますけれども、ただ、それが総体として集まれば、どうしても男性が多いところでありますから、だからといって女性の声を無視するだとか、参画をしていただくのに制限をするということでは決してありませんので、そういう構成も含めて、全体としてはまだまだ、参加していただける環境だとか、また意識も含めてつくっていかなければならないので、それはやっぱり、まちづくりの中で一体として進めていくということが私は大事だと思っていますので、その辺もぜひ御理解いただきたいなと思いますし、また、このようなことを言ったら偏見になるかもしれませんが、なぜか女性がいなければ成り立たない社会ですから、この世の中は。家庭も含めて。あえて家庭も含めてと言っておかないと、ちょっとまずいから言っておきますけれども、本当にそういうことです。

そういうことも意識しながら私も町長に就任させていただいてから、やっぱり地域を回って、本当に細かく、ひざまずいてお話をさせていただくというのは、一番はやっぱり、女性の、特に台所を含めた、子育てだとか、介護だとか、そういう女性の声を本当に聞かせていただくために、細かく、「おじゃまします」で出席をさせていただきました。そのようなことも含めて、みらい女性会議もそうですが、平成のときにできましたけれども、私に就任させていただいてからまた再編をして、幅広くまた参加をいただきました。

でも、やり方が難しいのだというものも実際ありました。やっぱり、時間帯だとかいろいろとまた、それぞれのなりわいとしている職業の中で、この時間は参加できないとか何とかとたくさんありますし、また、それぞれ御意見もありまして、ずっと継続というわけにもいきませんで、時間がたつことによってメンバーが、どうしても参加できな

いからやめられるということもあったりしていたのですが、その中も含めて、こういうあり方も思っつけて出していただいて、また参加いただいて、いろいろ意見をいただくということにしたのですが、やっぱり反省としてもいろいろありますし、これは女性だけだとか男性だけではなくて、やっぱり、できれば男性も女性も、特に、今御質問ありましたように若い世代の人に参加していただくとなれば、未来に向かってのやっぱり、男性、女性、両方のやっぱり、そういう話をする場だとか、また、いろいろな意見をいただく場だとかというのをやっぱり、もっともっと積極的につくっていかねばならないなというふうに思っているのですが、今、農協も例えばフレッシュミズだとか、また商工会青年部だとか女性部だとかも本当に非常に活発に頑張っていると思いますし、農業青年もそうでありますから、本町の構成する団体としては非常に、勤労者のほうもそうですし、しっかりと、青年、または婦人が元気よく、いろいろな参画をしていただいていますので、そのようなことも含めて、できれば、今御提案あったようなことも含めて、方向性をちょっと工夫しながら、多く参加できるような方向をとっていければなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、御質問の趣旨はよく私どもも理解しているつもりですし、できれば、法が執行されて15年たつわけですから、それは本当にまちづくりの根幹として、改めて条例をつかって、だからこうなのだよと言ってもなかなか、それはそのとおりいくものではないし、条例をつかって、中をつかって魂入れずでは、これは意味もありませんので、どうしてもそういうことに偏ってしまうという傾向があるのではないかなというふうに自分で思っていますから、企業の、それぞれ事業主の皆さん方にも、参画だとか雇用だとかいろいろ含めても、もっともっとそういうことが現場の中で反映されるように、また、まちづくりの中で、企業活動の中にも反映されるように、そういう機会を通じながら、しっかりとまた、町の考え方を示しながら、全体で協働のまちづくりの一層の発展に向けて努力させていただければというふうに思います。

まちづくり、女性部があって、またボランティア組織があって成り立つというのは、本当に大きな大きな役割をたくさん担っていただいていることも事実でありますし、ここからまたいろいろな御意見をいただいて、それが本当にまちづくりの大きな支えになっていることも事実でありますから、その辺もしっかりと受けとめながら、また感謝しながら、しっかりとまちづくりを進めていきたいなと思っています。

以上申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） ただいま町長のほうからお話ありがとうございました。私も、本当はこういう、別に条例だとか計画を立てなくても、男性も女性も対等な立場でまちづくりができたり、それから日ごろの生活ができたりすることが一番望ましいというふうに思っております。しかし、先ほど申し上げましたように、なかなかそこまでには到達していない。

数字を見てみますと、確かに女性の、委員会委員などには登用されている率が徐々に増えてきてきていると思いますし、委員会も多くなったせいなのでしょうが、160人も女性がそれぞれの組織の中で活躍をしていただいているということは本当に私も頭が下がります。そういうこともありますけれども、さらに一歩進めるという意味で、条例までいかななくても、基本計画ぐらいのことはあってもいいのではないかなというふうに思います。

先ほど総合計画の中で、5次するときも6次するときもこのことはうたわれていますけれども、ちょっと、しかられるかもしれませんが、いま一つ力が入っていないのかなというふうに見受けるところもありますので、ここで質問させていただいているわけなのですが、その点について、計画の中に盛り込んでいただいておりますので、何か目に見える形で進んでいっていただくというようなことがあれば、お聞かせをいただきたいと思えますし、それから、先ほどみらい女性会議のことをお話しさせていただきましたが、ちなみに組織というのは、私は終わりまでということではなかったですが、在籍させていただいて、非常に行政のことを教わることがたくさんありました。私は、それまでそういうところにかかわることがありませんでしたので、新鮮でした、自分の感想を言うと。いろいろなことを学びましたし。

それで、10年ぐらいは続いていたのではないかと思うのですが、10年ぐらいの間に、最初は行政の方からの教を請うことばかりでした。こういうことが今行われているのですよと、これからこういう方向に行くのですよとか、それから合併問題とかいろいろです。実はこういうこともありました。今、本別町で開業されております病院の先生が本別にいらしたときに、みらい女性会議のほうから先生においでをいただいて、先生のお考えを聞かせていただいた。私たちはどういう目的で先生との懇談をさせていただいたかということ、長くいていただきたいことを訴えようということで、おいでをいただいて、その中でお話をさせていただいて、そのようなことがあってこちらに開業していただいたとは思っておりませんが、非常に親身に私たちのことを考えてくださるというふうには、お話を聞かせていただいて、非常にありがたかったというのを記憶しております。

そういうようなこともありましたので、先ほど町長のほうから男性とか女性とか区別なくと、私もそのとおりだと思いますけれども、まだその域に達していないというふうに私の中では思っておりますので、20代、30代、40代ぐらいの、次の世代を担っていただく方々に、ぜひともそういう勉強の場を与えていただければ、将来のまちづくりに絶対に私は有効な人材になるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺についてもう一度伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） まだまだ力が入っていないと言われたら、そうかもしれないし、これ、反論するわけではないけれども、これはそうしたら、条例をつくったらできるの

かと。計画をつくったらできるのかということもあるのだけれども、それはへ理屈みたいに思われるかもしれないけれども、だからそういうことよりも、もっともっと協働のまちづくりの中で、ここまで本当によく参加していただいていますから、そのことを本当に大事にして、それがまた世代がちゃんとつながっていけるような、そういうことというのはすごく大事だと思うのです。今は本当に頑張っていていただいておりますので、きょうも見えられていますけれども、本当に感謝して、いつもこのメンバーがいなければ、この人たちがいなければ、こういうこともできないのだなという、いつも思いながら、感謝してやっているのですが、ただ、その後をそうしたらどうするのだということがやっぱり、一番心配をしなければならないのです。

だから、一部頑張っている人たちに次の人をまた育ててくださいと言っても、なかなかそのようなことになりませんから、今御質問にありましたように、それは本当に、男性、女性にかかわらず、その次の世代に、まちづくりだとか地域だとか家庭だとか、いろいろな暮らしの中での大事なことをしっかり、社会に参加しながら、やっぱりいろいろな人とかかわって、町の中でそれぞれの持ち場を生かしながら頑張っていていただくという、そういう人材を養成をしていかなければならないと思うのです。だから、そういう意味では、みらい会議のような形というのは、できれば女性にかかわらず男女。もっとも、参加しやすい工夫もして、夜だとか昼だとかと、いろいろなことがありますけれども、そういうことも含めて、今、勉強になったというお話もいただきましたし、また、そのチームの活動がまた、そういう、いろいろな人に元気を与えていただいたり、また意欲を与えていただくのもありますから、それは本当に大事なことでありますから、今、特に青年部なんかを含めて、農協、農村は特に農業塾なんかをやって、非常にまた、ここでも好評を得ている。やっぱりこういうところが大事なのだというたくさんの御意見をいただいておりますし、また、商工会青年部、女性部に、本当に一生懸命頑張っていていただいておりますので、そういうこともしっかりと受けとめさせていただいて、御質問にある方向性に向かっては、しっかり次の時代を支えていただけるように、そういう人たちのネットワークをしっかりと広げて、また、まちづくりから含めて、いろいろな情報交換ができる、そして町に元気を与えていただくと、そのような場をつくっていくように、また努力をさせていただければなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、本当に、男性、女性という区別はないといいながらも、女性が町を、家庭を、そして地域を支える、そのウエートというのは物すごく高いものがありますから、それは本当に大事にしながら、今後ともそういう活動とかをしっかりと、また一層元気よくやっていただけるような、そういうまちづくりのしっかりとした方向性を持って、努めていきたいなと思っています。

以上申し上げて答弁とします。

7番（小笠原良美君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しがありましたので、通告しておりました妊娠から出産、子育てまでの包括的支援について質問させていただきます。

近年、産後鬱による乳幼児虐待死が報道などで取り上げられていますが、核家族化、高齢出産の増加、実家も遠く、親には頼れず、まだまだ夫の協力も望めないなど、全国的にも家族の支援が受けられない妊産婦も多く、ケア不足による体調不良により、産後の仕事や子育てに大きく影響されていると思われます。産後ケアを含めた包括的支援が必要だと思いますが、本別町の考えを伺います。

厚生労働省は、少子化対策として、子育て支援、働き方対策に加え、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化を図り、今年度より産前・産後ケアに取り組む自治体に補助をしております。本別町においても、緊急ケア会議を開き対応した例を2例ほど聞いておりますし、出産、育児に不安を抱いている若い母親もおります。支援があれば妊娠、出産を考える上で大きな要因になると思えます。

まず1点目に、妊婦相談についてですが、健康状態や出産後の療養先の把握など保健指導を行っていると思えますが、現在取り組んでいる内容について伺います。

2点目に、家族の支援が受けられない母親は、退院後すぐに通常の生活をしなければならず、大変な負担になると考えられます。一般的には21日間、日が開けるまで母胎を休める期間とされていますが、第2子、第3子になると大変難しくなると思えます。

厚生労働省によりますと、児童虐待で死亡した事例のうち4割がゼロ歳児で、うち7割が生後6カ月未満の乳児が占めております。特に産後1カ月間は精神的な不安に陥りやすく、育児不安や寝不足などによる育児ストレスで産後鬱が急増していると言われております。早い段階でのケアが必要と考えますが、母子の孤立化を防止するために、家事や育児に関する援助をする宿泊型や訪問型の産後ケアサービスの公的支援を進めるべきだと思えますが、見解を伺います。

3点目に、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援制度の平成26年9月改訂版なるほどBOOKにも掲載されている病児保育についてですが、仕事が忙しい、自分の体調も思わしくないなどで子供の病気の世話が難しく、病児保育をしてほしいという声も多くありました。現在、保育所では、熱や下痢、嘔吐などの症状があると預かってもらえないなど、仕事を持つ母親や就職を考えている母親、父子家庭の大きな負担になっております。感冒、水疱瘡など病児療養中や回復期にある小学生までの子供を一時的に預かる事業を実施する考えはないか。

以上3点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田直美議員の妊娠から出産、子育てまでの包括的支援（産後ケア）についての質問の答弁をさせていただきます。

本町の方針としても、特に子ども・子育てにしっかりと応援をさせていただくということと、また、少子化対策もそうですけれども、やっぱり、御質問にありますように、

出産するというのは大変なやっぱり偉業でありますから、そのことについて、今御質問にありますように、産後のケアというのは、もともとは核家族化ではないですから、家庭の中で、それぞれの経験も含めて、おじいちゃん、おばあちゃんから、母親からたくさん教えられて子育てもできましたけれども、今は核家族化の中で、なかなかそうはいかないと。そのような中で、質問にありましたように悲惨な事件というのはたくさん起きて、本当に前なら考えられないなというようなことが当たり前のような報道をされてしまっているような、そのような、当たり前ということはたくさんの方がいるという意味で、本当に残念でならない。本当にニュースを聞くたび見るたびに悲しい思いをしているのですが、何としても本町だけはそのような思いをさせたくないというのが私どもの願いでありますし、そういう意味で答弁をさせていただきたいと思いますが、取り組んでいる内容についてということでもありますけれども、妊婦の皆さん方に相談にということでもあります。基本的には健康管理センターで母子手帳を交付いただいたときからかわりをさせていただいて、保健師が家庭環境だとか健康状態を把握をさせていただいて、ほぼ全員に面接をさせていただいて、安心して快適な妊娠の経過を送れるように支援を行っているところであります。また、個別の面接のほか健康面や食事に関する相談なんかも随時受け付けて対応しているということでもあります。

今後、育児のための支援を重点的に継続しながら、虐待や、また痛ましい事故のないように、母子の支援にも努めてまいりたいと考えております。

2点目の、退院後、家族の支援が受けられない母親に、宿泊型、また訪問型の産後ケアの公的支援を進めるべきではないかという御質問であります。産後の宿泊型のケアにつきましては、産後のケア対策として、出産後の育児支援のための母親と赤ちゃんが一緒に過ごし、産後の産婦の休養と体力回復、育児相談などに対応した施設というふうに思っていますが、本町の場合につきましては、御質問のように産後の家族の支援や協力が得られないというケースは年に一、二件と少数であります。ここ数年見られるのが現状であります。

現在の産後のケアの取り組みといたしましては、出産時に健康上特に管理が必要なケースにつきましては、医療機関から直接、本別町に親子支援システムという形で連絡が来ます。また、緊急なケースにつきましては随時連絡をいただいております。個別に訪問や、入院中の本人や家族との面談、また支援機関との会議、調整などに対応しております。それ以外の大多数の産婦さんにつきましては、産後2週間をめぐり、新生児の訪問や乳児家庭全戸訪問などを通じて産後の母親を支えているということでもあります。

また、過去におきましては、身内が遠方で夫も日中仕事のために育児不安が強い産婦さんにつきましては、子育て支援センター職員や「すきやき隊」の利用によりまして、産後の家事援助や育児全般にわたり相談などの支援をするケースというものもありました。

今後、妊産婦の現状を的確に把握しながら、保健師の新生児訪問の実施を中心に、

子ども未来課、子育て支援センターなど関係部局が重層的にかかわりまして、連携をとりながら、出産後の不安や子育てに関する悩みなどをきめ細かく、支援の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

特に、子育て支援センターは育児相談や一時保育、さらに育児用品の無料貸し出しなど子育て支援の拠点でもありますので、健康管理センターなど既存の施設の機能充実を図りますとともに、さらには「すきやき隊」の皆さんの御協力をいただいて、地域の子育て力も活用して、産後のケアや母子の育児不安などの解消に努め、誰もが安心して出産し子育てできる、本町ならではの体制の整備に努めていきたいと考えております。

3点目の病児保育、病後児の保育については、現在、子ども・子育て会議で検討を進めさせていただいています。

また、本別町子ども・子育て支援事業計画の策定の前提となりますデータを集めるために、昨年秋にニーズ調査を行いまして、多くの方から病児・病後児のための保育施設などを利用したいとの回答を得ておりまして、その必要については承知をしているところであります。

平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援新制度につきましては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しますとともに、また、この制度の目的を達成するために、子供の最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子供の視点に立ち、子供の生存と発達が保障される良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があるというふうに考えております。

さらに、子育ての喜びを実感していただきながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、働き方の改革による仕事と生活の調和の双方を実現することが大事だというふうに思いますので、以上のことを踏まえながら、病気の回復期に至らない状態の児童を抱えられている病児の保育事業につきましては、まず体調不良時の子供の不安やストレスを解消することが必要でありまして、そのためにはふだんから生活をともにしている保護者がそばにいてあげること、ゆっくりと触れ合いの時間を確保してあげることが重要と考えておりまして、町といたしましても、各事業所に対して、子供の看護に要する休暇等について制度を充実していただくよう、これまで以上に働きかけたいというふうに考えております。

一方、病気の回復期でありながら、御質問にありますように集団保育が困難な病後の児童保育事業につきましては、必ずしも保護者による看護が必要でない場合も多く、また、町としては、そのニーズを酌み取る必要があるものと考えておりますし、事業実施につきましては、看護師や保育士の確保、施設の整備、運営経費の確保など、クリアすべき事項は多々ありますが、子ども・子育て会議で意見をいただきながら今後の課題とさせていただきますし、また、子ども未来課でそれぞれ今後計画をしております子ども・子育てを中心として、これらも掲げながらしっかりと、大事なときに、必要なときに子

育ての支援ができる体制をとっていきたいというふうに思います。

以上申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

妊娠期からの訪問や聞き取りがあるということでしたが、情報不足ではないかと感じております。「すきやきたい」という地域有志による相互援助制度がありますが、私もそれはすばらしい活動だと思っておりますが、最近では余り利用者がいないと聞いております。困っている方がいらっしゃるのに余り利用者がいないというのは、やっぱり周知不足であると思われまして、その活躍が若い人たちに浸透していない状況であるのではないかと感じております。

話を聞きますと、具体的な援助がわからない、どんな人がかかわってくれるのかわからない、確かな援助ではなく不安があると聞いております。そのために利用者が少なかったのではないのでしょうか。特に産後1カ月間の療養の状態を把握というのは、とても大切なことだと思っております。

それと、宿泊型産後ケアの多くは病院や助産院で助産師が行っているケースが多いようですが、本別町では助産院がないため、退院後、医療ケアがいない場合にあっては、保健師の指導があれば子育て支援センターや健康管理センターでの見守りもできるのではないのでしょうか。

訪問型については、ヘルパー派遣など家事や育児の負担の軽減があると、とても助かると思っておりますが、里帰り出産をする予定ではあったが体調不良で帰省ができなくなった、また、未就学児童がいるため親に来てもらったが、1週間しかお産扱いをしてもらえなかったのととても大変だったというお話を聞いておりますが、どれも緊急な場合が多く、そういう場合の対応などもお聞きしたいと思います。

あと、女性が働く上で病児・病後児保育は大変重要な支援だと思っておりますが、他の自治体の利用条件、利用場所はさまざま、例を挙げますと、芽室町では病後児保育を行っていて、病院、認可保育所に付設のスペースを設けているということです。深川市では、かかりつけ医師に病児保育で保育ができるか相談し、病児・病後児保育医師連絡書を発行してもらい、健診センターで行っているそうです。一般的には有料サポートになると思えますが、経済状況に合ったサポートが必要だと思っておりますが、町長の考えを伺います。

それと、新しい施設や職員の増員は膨大なお金がかかるのは承知していますが、既存の空きスペースを使い、職員の対応が不可能であれば民間の事業所や「すきやきたい」などの地域有志と連携をとり、保育士、看護師を持つ方の協力を受けてはどうでしょうか。地域の人とのつながりを持つ足がかりになると思っておりますが、お考えを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問いただきましたけれども、まず、相互援助制度の周知不足ではないかということでありまして、知らないから利用が少ないということだ

というふうに思っているということではありますが、また、助産院がないだとか、また、ヘルパーの活用だとか、里帰り出産ができない現状だとかとありましたけれども、現状どのようなことになっているか、先ほども申し上げましたけれども、妊娠をされて、手帳をいただいたときからずっとかかわっていますから、それらも含めて、現場のかかわり方を含めて、また担当のほうから答弁させていただきますが、特に病児・病後児保育の関係につきましては、実施をしている町村というのは何力所かあるのです。特に大きな自治体になると実施をしているのですが、本町としても、先ほども言いましたけれども、一番本当に大事なとき、頼りになるときに、やっぱりそういう支援をできればなというふうに思っているのですが、内部でもずっと、これは今協議しているのですが、これ、新しくつくるとすると、看護師もそうですし保育士もそうですし、きちんとした医療体制のあるところでないとなかなかできないという現状にありますから、空きスペースを使ってすぐ簡単にやるとかということでは決してないので、または症状によっても、それぞれの病状によっても、また保育の仕方も変わってくるなども含めてありますから、そこら辺は今、十分に検討して、できれば病院に併設するとか、そういうようなことも利便性は考えられますが、それは子ども未来課の中で、また、それぞれ子育て会議の中でも協議をさせていただいて、どういう体制でいくのか、また、親御さんたちのニーズもどこにあるのかということを含めて、しっかりこれは、やっぱり、これからもずっと続くことですから、ぜひ対応ということで今、内部で検討しておりますので、そのようなことも含めて、担当のほうからまた質問の内容について答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（方川一郎君） 井上子ども未来課長。

子ども未来課長（井上松子君） 先ほど「すきやきたい」のことで、PR不足ではないかということだったと思いますが、その件につきましては、子育てガイドブックという「はっぴい」に掲載して、妊婦全員に配付しているところですが、今後も広報やホームページにてPRをさせて、充実させていきたいと思っております。

それと、病後児保育のことなのですが、ことし、子ども・子育て会議の中で、来年度から事業計画を立てることになっておりますので、その中でも、今は「すきやき隊」に実際に見てもらったケースもありますが、先ほど町長も言いましたけれども、看護師、保健師、それと専用スペースとかいろいろな問題が出てきて、クリアしなければならない部分がありますが、皆様の要望も多いということで、将来的には病児、病後児、体調不良などの体制確保については検討していかなければならないと、この間、会議では合議をいただいたところでもあります。

議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 2点目の緊急的な対応を含めた支援体制ということで、妊婦さんへの支援、あるいは産後ケアにかかわっている本別町の一つの例として御紹介させていただきます。

妊娠初期から健康管理センターで母子手帳の交付とともに小まめな訪問を行い、医療機関とも緊密な連携や関与を持ちながら出産への準備と支援をしていました。

また、急な出産に備えて、本別消防署と連携し、エントリーネットへの登録、エントリーネットの利用の仕方についても消防署の協力を得ながら行っています。

また、子育て支援センターにも注視をしてもらいながら、さまざまな方法でサポートしてきました。

さらに、出産後は総合ケアセンターもチームに加わり、支援区分認定を行い、障害福祉サービスが利用できるように調整しております。地域での生活を想定し、ケアセンターでマネジメントも同時に開始し、日中は子育て支援センター、あるいは社会福祉協議会の小規模多機能型居宅介護事業所で育児の状態を見守りながら、子育てに必要な知識と経験をこういった場で支援しております。

今後は、自宅を中心としたサポートに切りかえるために、ヘルパーによる育児支援の開始と健康管理センターによるサポートの継続は引き続き実施していきたいというふうに思っています。

また、6カ月後には保育所の入所の希望もありますので、そういった場合は子ども未来課とも連携し、さまざまな角度から何度も検討を重ねているところでもあります。

このように、年間一、二件とはいえども、これまで必要に応じて庁内の関係部局で協議や調整を行い、さらに、状況によりましては庁内以外の関係機関とも連携し、出産後のケアや子育てに関する悩みや相談に対応し、きめ細かな支援に努めております。

今後とも、こうした公的サービスを柔軟に活用しながら、重層的にかかわり、連携をしながら、誰もが安心して出産し、育児ができる体制の整備などの包括ケアシステムの構築に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（藤田直美君） 終わります。

議長（方川一郎君） これで、一般質問を終わります。

日程第2 議案第86号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第86号母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第86号母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法の一部改正されたことに伴いまして、関係条文の改正が生じたので、提案するものであります。

なお、文言の整理のみとなっております。内容等については、変更はございません。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

本別町立へき地保育所条例の一部改正。

第1条、本別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表（備考）第4項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「女子又は配偶者のない男子」に改め、「及びこれに準じる父子家庭の世帯」を削る。

本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正。

第2条、本別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和56年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「生活保護法」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。」に改め、同項第3号中「の各号」を削る。

第3条第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

本別町営農用水道条例の一部改正。

第3条、本別町営農用水道条例（平成3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子世帯」を「母子世帯等」に改める。

本別町簡易水道条例の一部改正。

第4条、本別町簡易水道条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子世帯」を「母子世帯等」に改める。

本別町水道事業給水条例の一部改正。

第5条、本別町水道事業給水条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子世帯」を「母子世帯等」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第 86 号母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 86 号母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前 10 時 59 分）

再開宣告（午前 11 時 15 分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 議案第 87 号

議長（方川一郎君） 日程第 3 議案第 87 号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第 87 号本別町国民健康保険条例の一部改正について提案内容の説明をさせていただきます。

このたびの改正は、出産育児一時金を引き上げる内容ですが、出産育児一時金の支給は現行 42 万円を支給しております。その内訳といたしましては、一つには分娩費に対するもの、これは本条例で 39 万円と定められておりまして、二つ目といたしまして、産科医院が加入する産科医療保障制度というのがあるのですが、これは分娩に関連して出生児が重度脳性麻痺児となった場合を保障するという制度ですけれども、この掛け金相

当分に対するものを3万円、これは規則の方で定められておりますけども、今回のこの条例改正には出ておりませんが規則のほうで3万円と定められております。

この回の改正の内容ですけども、健康保険法の改正を受けて行うものですが、出産費用が増加していることから、平成27年1月1日より出産育児一時金を引き上げる内容のもので、現行39万円を40万4,000円に、1万4,000円引き上げる改正を本条例改正によって行います。また一方で、規則で定めている保障制度分につきましては、補償対象者が思ったよりも少ないということと、剰余金がかなりあるようで、その剰余金を活用するということで掛け金が3万円から1万6,000円に引き下げられます。よって本条例の改正に合わせまして分娩費の引き上げ額と同額となりますけども、この補償分、規則で定めている3万円を1万4,000円引き下げる改正を行います。

よって、このたびの条例改正によりまして、出産育児一時金の支給額は総体は変わらない、変更前も変更後も42万円ということとなります。

それでは、改正条文の朗読を持って提案にかえさせていただきます。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置。

第2項、施行日前に出産した被保険者に係る本別町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、議案第87号本別町国民健康保険条例の一部改正についての提案とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第87号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号本別町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号

議長(方川一郎君) 日程第4 議案第88号とかち広域消防事務組合の設立についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第88号とかち広域消防事務組合の設立について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝19市町村で、とかち広域消防事務組合を設立し、消防に関する事務を共同で処理するものであります。

十勝19市町村では、平成21年4月より十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十勝圏域における消防の広域化に向けた協議、検討を重ねてきた結果、災害現場から最も近い消防署所からの出動による現場到着時間の短縮や組織体制の効率化など、住民サービスの向上及び財政的な効果が期待されることから、本年3月28日に消防組織法第34条の規定に基づく十勝圏広域消防運営計画を策定し、先月4日の市町村長会議に、規約案について合意したものであります。

規約の主な内容につきましては、組合の名称、位置、組合議会や執行機関の組織、経費の支弁方法など、地方自治法第287条に定められた項目について規定したものであります。

なお、組合の設立は、平成27年5月、事務の共同処理の開始は、平成28年4月をそれぞれ予定しているところであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

とかち広域消防事務組合格約。

第1章、総則。

組合の名称。

第1条、この組合は、とかち広域消防事務組合(以下「組合」という。)という。(組合を組織する地方公共団体。

第2条、組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

十勝管内 19 市町村をもつての組織となります。

組合の共同処理する事務。

第 3 条、組合は、消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を共同処理する。消防団につきましては、地域に密着した多様な活動を行う消防団であります。広域化になじまないことから、その対象外とされております。

組合の事務所の位置。

第 4 条、組合の事務所は、帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地 1 に置く。

現在の帯広市消防庁舎を予定しております。

第 2 章、組合の議会。

議会の組織。

第 5 条、組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 38 人とし、関係市町村の定数は、次のとおりとする。

帯広市 10 人、音更町 3 人、士幌町 1 人、上士幌町 1 人、鹿追町 1 人、新得町 1 人、清水町 2 人、芽室町 2 人、中札内村 1 人、更別村 1 人、大樹町 1 人、広尾町 2 人、幕別町 3 人、池田町 2 人、豊頃町 1 人、本別町 2 人、足寄町 2 人、陸別町 1 人、浦幌町 1 人。現在の十勝圏複合事務組合の定数を参考にしております。構成市町村の倍数が基礎としております。そのため議員の定数を 38 人と定めております。各市町村の定数につきましては、半数を均等割り、残りの半数を人口に応じて配分しております。

次に、議員の選挙。

第 6 条、組合議員は、関係市町村の議会において、議員の中から選挙する。

第 2 項、関係市町村の議員のうちから選出された組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員が属していた関係市町村は、直ちにこれを補充しなければならない。

組合議員の任期。

第 7 条、組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期によるものとする。

第 2 項、組合議員は、関係市町村の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

第 3 項、補欠の組合議員の任期については、前任者の残任期間とする。

議長、副議長。

第 8 条、組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。

第 2 項、議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

議会の事務局。

第 9 条、組合の議会に事務局を置く。

第 2 項、事務局に必要な職員を置く。

現在の十勝圏複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝中部広域水道企業団と同様に、帯広市の議会事務局の職員を併任することを想定しております。

第 3 章、組合の執行機関。

執行機関の組織及び選任の方法。

第10条、組合に、組合長1人、副組合長19人及び会計管理者1人を置く。

第2項、組合長は、帯広市長をもって充てる。

第3項、副組合長は、18町村の長及び帯広市副市長のうちから組合長が指定する者をもって充てる。

第4項、会計管理者は、帯広市の会計管理者をもって充てる。

これにつきましては、災害発生時における各市町村長は、災害対策基本法に基づき災害対策本部長となることが想定されております。その災害対応の最高責任者となることになっております。

本部長は、各関係機関との連絡調整、消防団との対応、及びとかち広域消防局との災害対策本部の連携を図る上で、首長を執行サイドに置くことが機動的に対応できると判断したことによるものであります。

執行機関の任期。

第11条、組合長及び副組合長の任期は、関係市町村の長及び帯広市副市長の任期による。

補助職員。

第12条、組合に、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項に定める消防職員及びその他の必要な職員を置き、その定数は、条例で定める。

第2項、消防長及び消防職員以外の職員は、組合長が任免する。

第3項、消防長以外の消防職員は、組合長の承認を得て消防長が任免する。

監査委員。

第13条、組合に、監査委員2人を置く。

第2項、監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。

第3項、監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

十勝圏複合事務組合の監査委員は、識見を有する者から1名、組合議員から1名を合計2名で構成されています。識見を有する者としては、帯広市の代表監査がこの任にたっております。新組合も現状どおり2名の構成を予定しております。帯広市代表監査及び議会選出委員1名を予定しております。

監査委員の事務局。

第14条、組合の監査委員に事務局を置く。

第2項、事務局に必要な職員を置く。

これも、十勝圏複合事務組合等と同様に、帯広市の監査委員事務局の職員を併任することを想定しております。

第4章、組合の経費。

組合の経費の支弁方法。

第15条、組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料その他の収入をもって充てる。

第2項、前項の負担金の割合は、次のとおりとする。

第1号、議会費は、均等割20パーセント、議員定数人口配分（第5条に規定する関係市町村の定数から1を減じた数）割80パーセントとする。

第2号、公平委員会費、監査委員費その他の組合運営費は、均等割20パーセント、人口割80パーセントとする。

第3号、前2号以外の消防に関する経費については、組合長が組合議会の議決を得て定める。

第3項、前項第2号の人口割の算定基礎となる人口は、直近の国勢調査によって公表された関係市町村の人口によるものとする。

議会費の議員定数人口配分ですが、定数から1を減じた数となっております。定数中、均等割りで1名分減となっておりますので、残り分を人口割分として議員数で配分することになります。

負担金の納付。

第16条、前条の負担金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。

第5章、雑則。

その他。

第17条、この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附則。

施行期日。

第1項、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

平成27年5月を予定しております。

経過措置。

第2項、平成28年3月31日までの間は、第3条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

第3条は、共同処理する事務についてです。

条例規則が今後、必要となってきますので、その事務を行うということになります。

事務の承継。

第3項、組合は、平成28年3月31日限りで解散する北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び東十勝消防事務組合の消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）並びに池北三町行政事務組合の共同処理事務から除かれる消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を承継する。

現行、五つあります消防組合の事務承継について定めております。

以上、議案第88号とかち広域消防事務組合の設立についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 消防広域化についての報告は、今定例会の冒頭、行政報告、また議員協議会等々の説明にもありました。先の9月定例会においても一般質問をしているところでございます。

2点ばかり質問をいたします。

今回、この条例が出てきましたのですが、消防団の各分団の行政報告にありました幹部の皆さんに説明をしたということでございますが、幹部という表現でいきますと団長さんだけにしたのか、どのレベルまでしたのか。

もう1点は、本別消防署の署員の人数が2名ほど減るといような内容であったかと思いますが、それにこの広域化が進むことによって、なったことによって、その2名の欠員がどのようになるのか。

もう1点ですが、これは北海道横断道路が今、粛々と進んでいっておりますが、釧路までの部分が開通したときに、間違いなく白糠町、または釧路市からどこの部分で本別、今の消防署が出動しなければならないのかというようなエリアの設定も考えられます。その辺を町民の皆さんにどのように説明したのか、またしていないのか、首長会議でどのような議論になったのか含めて伺います。

議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 消防団の幹部団員に対します説明でございます。

各消防団、三つ、分団あります。分団長、副分団長、庶務部長の方に各説明をしております。本団といたしましては団長、副団長3名の方に説明をして意見等をいただいたところでございますが、特段、御意見等はございませんでした。

それから、2名が帯広市のほうに派遣というふうになります。これにつきましては、通信部隊が主ということですので2名を派遣しますが、残った中で、あとは本別の消防署を管理、運営をしていく予定としております。

それから、高速道路につきましては、ちょっと私のほうに資料がございませんが、今後、白糠町まで開通いたします。その部分がありますので、私の記憶では、白糠町と浦幌の境まで本別の管轄になろうかと思っております。具体的には、釧勝トンネルまでは、峠はうちのほうで対応いたします。

ただ、片道1車線通行になりますので、それは状況を見計らって、本別から行く場合と向こうから来る場合とがあるかと思いますが、一応その区分で区切らせていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

4番（大住啓一君）〔登壇〕 消防広域化の部分につきましては、今も質疑をさせていただきました。先の定例会で一般質問をしたときの町長の答弁は、丁寧に町民の皆さんに説明をするという内容でございました。消防団、約100名ほどいるかという認識をしていますが、その方々にも団員の皆さんにもまだ説明がいないような今の答弁でございます。団長さん等からはいっているかと思いますが、執行者側からの丁寧な説明という部分では、ちょっと不足しているのではないかというふうに認識してございます。道路の部分については、これからの問題だと思いますが、北海道の動脈としての道路もできることから、関係町村での調整も進む中、十勝の広域化を進めていくのも時期尚早かというような認識をしてございます。また、職員が2名減るということで、地域の皆さんの、町民の皆さんの命と財産を守るという大前提の消防が、組織がそぎ落とされていくような状況にもなりかねません。それらを考えたときに消防広域化についての時期としまして、まだまだ早いような気もいたしますし、町民の皆さんにも熟慮していただく時間があるべきというふうに私は思っております。

したがって、この条例に関する議員皆さんの英断をお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 今回の条例改正にあたって、賛成の討論をさせていただきます。

まず第1に、消防の広域化につきましては、平成の大合併の議論があったころから本別町として合併をするか町独自で行政を進めていくかという議論がございまして、その時点で本別町は、町独自で引き続き単独で行政を維持をしていくということが決定いたしました。そのときの議論として、ただし十勝における広域連合を事業として活用できる部分は活用していくべきであるということが結論でございまして、その中に消防の広域化ということも当然うたわれておりました。そういった観点から今日まで進めてきた経過もあるわけですが、この消防の広域化につきましては、これまでも議員協議会の中で何度か理事者の側から説明を受けまして、ただいま御指摘のあった件についても議員協議会の中でも幾度となく議論をしてきています。私は、その議論と答弁の中で一定の払拭はできたものと思っています。その議論の主なものとしては、今御指摘があったようなことと同時に本来、災害、火災が一たび起きると初期発動というのが大変重要になってきます。そのことによって命やさらには財産を大きく失うという影響を受けかね

ません。その意味での今までは直近の市町村ということでしたが、一度帯広へ行くという意味で不安はありましたけども、先ほど言いましたように、いろいろな議論の中で払拭できたと思っています。ただいま反対討論の中にありました町民への説明、消防団への説明については、真摯に受け止めて今後、できる範囲の中で、それは実行していくことによって、私は消防の広域化については、十分にスタートできるものと思ひ賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 88 号とかち広域消防事務組合の設立についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第 88 号とかち広域消防事務組合の設立については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 89 号

議長（方川一郎君） 日程第 5 議案第 89 号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 89 号池北三町行政事務組合規約の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならないことになっております。

また、同法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととなっておりますので、本議案を提案するものでございます。

本案は、十勝 19 市町村で、消防に関する共同処理を行うとかち広域消防事務組合を

新たに設立することに伴い、池北三町行政事務組合同規約第3条第1号消防に関する事務の廃止後の事務の承継を円滑に行うため、組合同規約を変更するものであります。

事務の承継につきましては、常備消防に関する事務をとがち広域消防事務組合、同組合の共同処理事務に含まれない消防団に関する事務を各構成町が承継するものであります。

それでは、改正規定を読み上げ、提案とさせていただきます。

池北三町行政事務組合同規約の一部を変更する規約。

池北三町行政事務組合同規約（昭和62年十振興第1898号指令許可）の一部を次のように変更する。

第3条中第1号を削り、第3号を第1号とする。

これにつきましては、消防に関する事務を削除するものであります。

第10条第1項中「及び消防組織法に基づく消防職員」を削り、同条第2項ただし書きを削る。

第10条につきましては、補助職員配置及び任命について述べておりますが、それらを削除するものであります。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第11条は、消防団について記載をしておりますが消防団を削除することに伴いまして、それに伴う条文を1条ずつ繰り上げたものでございます。

別表消防費の部を削り、同表世帯割及び財政割の欄を削る。

別表の注書中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

別表は、経費区分及び負担割合を記載しております。消防費の部分を削除するものであります。

附則。

施行期日。

第1項、この規約は、平成28年4月1日から施行する。

事務の承継。

第2項、変更前の池北三町行政事務組合同規約第3条第1号に規定する消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）は、とがち広域消防事務組合が承継する。

第3項、前項に規定する消防団に関する事務は、各構成町が承継する。

以上、議案第89号池北三町行政事務組合同規約の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく、御審議を願います。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 先ほどの前段のとかち広域消防の関連での池北三町の事務組合の部分かという認識でございますが、先ほどの説明でもありましたとおり、11月4日に管内の首長が集まっての中での広域化を進めてきたと。各事務組合においては、消防一本でございますので、その解散届。この11月4日の首長会議を踏まえての中で、三町の実務担当と言いますか、副町長レベルでの協議等々はされているのか、その1点についてをお伺いしたいと思います。

議長(方川一郎君) 答弁、砂原副町長。

副町長(砂原勝君) 11月4日に、大きな方向の確認を首長段階でしていただいております。三町の関係では、出勤計画の足寄寄りの救急車の取り扱いをどうするかという詰めが残ってございましたので、その部分について、足寄の副町長と私どもで協議をし、本別町に合わすということで合意をしております。

それから、先ほど担当課の説明がちょっと不足しておりましたけども、消防幹部あるいは消防幹部の範囲は第1分団から第3分団、団長も含めて、三町で1回やっていただいたあと、さらに今度、地域別に分団まで入れて説明会をしていただいておりますので、その辺もよろしくお伺いしたいと思います。

議長(方川一郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

4番(大住啓一君)[登壇] 池北三町の事務組合の部分について、討論の意見を述べさせていただきます。

この部分につきましても先ほどの広域化の部分でございます。

池北三町でごみの部分、消防の部分ということで事務組合を形成してやってきております。私も今、三町の事務組合議員として出させていただいておりますけれども、首長会議のあと副町長から今、説明もありましたように打ち合わせをしているということでございますが、三町の事務組合の議員の中での説明もあまりというか、されておられません。

したがって、町民の皆さんに三町の事務組合のこういうふうになるのですよというような説明もままならない状況の中でございます。

したがって、この部分についても広域化と同じ論議でございますけれども、議員の皆様のお理解をいただきまして、私の反対討論とさせていただきます。よろしくお伺い申し上げます。

議長(方川一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第89号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第89号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩宣告(午前11時53分)

再開宣告(午後1時30分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第90号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第90号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川本企画振興課長。

企画振興課長(川本秀二君) 議案第90号十勝圏複合事務組合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本年6月20日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が交付され、平成27年4月1日から施行されます。

つきましては、当組合教育委員会の組織体制について、所要の整理を行うため組合規約を変更するものでございます。

なお、規約の変更につきましては、関係市町村議会の議決を要することから今議会におきまして提案するものでございます。

それでは、提案条文により御説明をさせていただきます。括弧書き等の朗読は、省略をさせていただきます。

十勝圏複合事務組合規約の一部を変更する規約。

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように変更する。

第13条第2項中「5人」を「教育長及び4人」に改める。

附則。

第1項、この規約は、平成27年4月1日から施行する。

第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上、十勝圏複合事務組合格約の一部を変更する規約につきましての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今もあったとおり、本年6月の改正地方教育行政法が成立したということを受けての中身だということだというふうに理解していますけれども、ただ、町村議会として、このことの中身は、まだ議論されていない、恐らく条例改正提案になると思うので、そういう状態で、今このことを判断するのは、ちょっと厳しいなというのは率直に思うものですから、多分これ町長に伺ったほうがいいのかという中身なので、質疑ということで伺いたいのですけれども、この改正法の中身は、教育委員長と教育長を一本化して、首長が指名するというふうに私、捉えているし、このことについては、町長自身は、町村会長という立場で新聞にコメントを出された、私は怒りのコメントに見えたのですがコメントを出されたということで、ちょっと趣旨がずれていたから町長も指摘をしていただきたいのですけれども、首長が教育長を指名することへの疑問を述べていたように私は感じたし、さっきも言ったように、議会で議論するチャンスがないままに今回、複合事務組合格約ということで、町村議会でやらなければならないということで、私自身は、後先逆だなという感じを受けているのです。このことを今、ここで担当に聞くことも酷だと思いつつも、そういう状況の中でこのことを一度も聞かないまま賛成ということにならないなというのが一方であるものですから、これは多分、町長が答えてくれると思いつつも質疑をしておきたいし、任期がそれぞれバラバラな町があるから、あのとき、町長のコメントからすると、そういうことも一つ課題だみたいな話しもされていて、そういう交通整理がされたのかどうか。

それから、何よりも、これ以上言ったら一般質問になるけども、今までのような選び方ではないということの民主的な部分というのはどうなのかなというのは、すごく疑問に感じながらいて、うちの町長は民主的に選んでくれると思っているけども、いずれにしても制度として変わるといふことの議論がないままに、本日のこの提案を受けるといふことが、一度はやはり質疑をさせていただきたいということで、答えられる範疇はあるかと思いますが、質疑を申し上げたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） 法律が施行されて、施行実施が4月1日からということですか

ら、町村が議決するとかしないとかではないのですよね。もう決まったことですから。構成する町村が、このことを議決をする必要があるということで提案しているのです。ですからいい、悪いというのはまた別な感覚ですけども、まさに今のやり方ですよね、この、きちんとした議論が積み上がらないうちに決めてしまって、言ってみればトップダウン方式にくるということですから、いいとか悪いとかって、いろいろな賛成、反対も含めて議論する間がないというのが現状ですから、地方行政にとっては非常に厳しいかなというふうに思うのですが、これ複合事務組合にいうと、合わせるとそれぞれ事務組合の中で、全体の中で教育長を選出して、また委員さんもその中から選ぶということでもありますから、そういうことの内容の改正ということで、今、質問をいただいた部分が全部答えられるとか、当てはまるということでは決してないのではないかとこのように思っています。また、地方教育行政とこの部分については、やはりそういうような連携の中で本来はあるべきだと思うのですが、そういう国の法律の施行に伴って、このような議決が必要になってくるということの今回の提案になっているということでありまして、また、個々の教育委員会の改正については、また別な議論があったり、またそれぞれの町村のこれからの対応も含めてあるのではないかと思います。ただ、決められたことは、4月1日から施行するという内容であるということでもあります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 大変よくわかりましたけども、本町の教育長の任期が確か5月だったように思いますので、本町において、この条例、規約変更とのかかわりについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 暫時休憩いたします。

休憩宣告（午後 1時38分）

再開宣告（午後 1時38分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） スタートするとか、各市町村の教育委員会制度が変わるということですけども、それぞれ任期が違うのですよ。例えば今年度の人もあるし、来年度の人もあるし、それこそ丸っきり今変わって残っている人もいますから。その都度ということですから、それがうちに当てはまるかということ、決して当てはまるとも言えないし、また違うとも言えないのですけど、ただ、この制度が、この法律が4月1日から始まるということは間違いのないことです。それに合わせてこの定数とか中身を変えるということなものですから、そのとおり理解していただければと思います。

あと、ほかの議論というのはまた別な議論になるのではないかとこのように思うのですが、気持はよくわかりますけども、そういう理解をしていただければというふうに思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第90号十勝圏複合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号十勝圏複合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第3号

議長（方川一郎君） 日程第7 同意第3号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第3号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年12月31日をもちまして任期満了となります本別町公平委員会委員につきまして、中川郡本別町 にお住まいの大和田和盛さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第3号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第3号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

日程第8 同意第4号

議長（方川一郎君） 日程第8 同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年12月31日をもちまして任期満了となります本別町公平委員会委員につきまして、中川郡本別町 にお住まいの矢野邦夫さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

どうぞ御同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第4号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

日程第9 同意第5号

議長（方川一郎君） 日程第9 同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成26年12月31日をもちまして任期満了になります本別町公平委員会委員につきまして、中川郡本別町 にお住まいの新津直子さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第5号本別町公平委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

日程第10 意見書案第18号

議長（方川一郎君） 日程第10 意見書案第18号労働者保護ルール改正反対を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第18号労働者保護ルール改正反対を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明については、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

労働者保護ルール改正反対を求める意見書案。

我が国においては、働く人のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、国においては、成長戦略のなかで、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、限定正社員制度の普及などといった、労働者保護に関するルールの改定の議論がなされていますが、働く人のデメリットのみではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要です。同様に、労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要です。

また、雇用改革にかかわる重要課題である労働者保護ルールの改定に当たっては、ILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において、国際標準から見た整合性も踏まえつつ、公労使三者の代表により、十分な議論がなされた上で行われるべきです。

よって、国においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望します。

記。

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度及び長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。

2、労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないように、派遣労働者の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。

3、労働者保護に関するルール改定は、ILOの三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第18号労働者保護ルール改正反対を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号労働者保護ルール改正反対を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第11 意見書案第19号

議長(方川一郎君) 日程第11 意見書案第19号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

4番(黒山久男君)(登壇) 意見書案第19号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読し説明にかえさせていただきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書案。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17パーセント前後、家計の最終消費支出の20パーセント前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF、ガバメントペンションインベストメントファンド)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性

資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、ステークホルダーとはですね、経済用語で、直接的、間接的に影響を受ける人々の各団体などの利害関係者ということで、消費者とか受給者、従業員、株主、仕入先、債権、地域社会、行政等が参画するような方向でということでございます。

ステークホルダーが参画し確実に意思反映できるガバナンス体制、いわゆる管理、監督の機能を備えた体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第19号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第12 意見書案第20号

議長（方川一郎君） 日程第12 意見書案第20号安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 意見書案第20号安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案。

平成26年に成立した医療介護総合法は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものと言わざるをえません。医療費抑制のため病床、病院を削減し、病院から地域に出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助で対応するというものです。ただでさえ、厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へと変容させることなどが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中で、さらに自治体財政を圧迫することになります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人材不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013年に実施した「看護職員実態調査(日本医労連)」(全国32,372人、北海道1,556人)によると北海道では慢性疲労73.7パーセント、健康に不安、大変不安60.2パーセントなどとなっており、7割以上が仕事を辞めたいと答え、その理由として仕事がきつい、賃金が安いが挙げられました。介護職員の実態調査(介護労働安定センター平成25年)でも採用1年未満の離職率が4割におよび、人手不足や低賃金が挙げられ、事業者側も人材確保が難しい、今の介護報酬では人材確保・定着に十分な賃金を払えないなどの回答を寄せています。

安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして、診療報酬、介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないといっても過言ではない状況です。

以上の趣旨から、下記事項について実現を図るよう強く要望します。

記。

1、国の公的責任を自治体、住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体、住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。

2、安心・安全な医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員を大幅に増やすこと。

3、国民(患者・利用者)の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

議員各位の賛同のほどをよろしくお願いします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第20号安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号安心・安全の医療・介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の議決

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

町長挨拶

議長(方川一郎君) 次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。
高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 第4回定例会の終わりに当たり時間をいただきまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

ことしの始まりは、本別町の教育の第一線で本当に地域、人材の育成含めて歴史を重ねてきた仙美里中学校の閉校という、歴史に幕を下ろす、その大きな出来事からスタートしたような気がしています。少子高齢化と言いながらもこういうような状況になるというのは、非常に厳しい状況でありながら、また反面、子どもたちの活躍、そしてまた多く文化活動やスポーツ活動、そしてまた青年層の、また婦人層の活躍も大変な勢いで本別町からの発信をいただいた、そんな年でもあったなというふうに思っています。

心配された基幹産業、ここ数年ぶりに出来秋をしっかりと迎えることができたことも一つの喜びでありますし、また、かねてから懸案でありました林業の再生を含めた第一歩が2月、3月には与志本林業の本別工場の竣工と、こういうことでスタートしましたし、また、カノーナジャパンなどなど含めて、歩みは小さいですけども町内の商店街含めて起業家のそのうねりが一步一步高まってきた、そんな年でもあったかなと思っています。

国の情勢からしますと、なかなか財源も定まりませんし、初めて、先ほど申し上げましたけど、この地方自治体を取り巻く環境からすると厳しい本当に1年になったなというふうに思っています。年度途中で交付税が大幅に削減されるなんていうのは今までの歴史でないことでもあります。また、生活を直撃する物価、また円安含めてですね、本当

に生産現場の苦勞、そしてまた、消費者の物価高、また、それに加えての消費税などなど含めて本当に、中央の評価とは全く逆のこの地方の暮らしのありようでありました。その暮らしをしっかりと受け止めながら、このまちづくりを進める、そういう中での7月には議員の皆さん方の再選の選挙がありました。改めて12名の議員さん、あの激戦を勝ち抜いていただいてこれからのまちづくりを先頭として、まさに託された皆さん方と一緒にまたこの議会とで議論をしながら、またまちづくりを進めさせていただくことのまた、一つの喜びでもありました。

厳しい中でも何とか町民の皆さんのその頑張りや、そして議員始め、多くの関係団体の皆さんの御支援をいただきながら本別のこの年の平成の大事な大事な歴史にまた1ページを残すだけの1年が今、過ぎようとしています。まさに今、総選挙のときであります、何としてもやはり地方がもっともっと元気になるように、そして地方のこの暮らしが頑張るそのことが報われる、そんなまちづくりであってほしいなと願いながら、ことしの1年に皆さん方に改めて、多くの議論、審議もいただきました。そして、これからの歩むべき道筋もしっかりと立てさせていただきましたことに、改めて感謝申し上げたいと思っています。

来る新年も本当に町民こそって希望にあふれる素晴らしい、輝かしい1年になるように、また、そのためにも議会の皆さん方と合わせて我々も職員一同一生懸命また努力させていただきますことも改めてこの場でお話しをさせていただきながら、ぜひ元気で、また健康で明るい新年を迎えていただきますように願いながら1年の献身的なまちづくりに御指導、また支えをいただきましたことに改めて感謝を申し上げ、また、方川議長を筆頭に議員の皆さん方がしっかりとまちづくりを支えていただけるその姿が町民の皆さんや行政にまた一層信頼をいただく大事な1年であったということも重ねて申し上げて、心から1年間の御支援に感謝申し上げながらお礼の挨拶とさせていただきたいと思っています。

大変、ことし1年、ありがとうございました。

議長挨拶

議長（方川一郎君） 平成26年第4回定例会閉会に当たりまして、私からも、皆様に御挨拶、並びに、お礼を申し上げたいというふうに思います。

平成26年は、定例会4回のほか臨時会5回を開催し、この間、高橋町長を始め、担当部局長、課長、職員の皆さんの御出席をいただきながら、また、多くの町民の皆さんの傍聴をいただく中、133件の議案、意見書を慎重に審議をさせていただきました。いずれも滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに、御出席いただきました職員の皆様方、議員の皆様方のたゆまぬ努力のたまものと思うところであります。

ここで、円滑に議事運営をさせていただきました皆様、改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

また、議会改選に伴う初議会を8月11日に開催し、不肖、私が議長に推挙されました。皆様方の御協力により、何とか議長の使命を果たさせていただいております。これもひとえに皆様方のお陰と重ねてお礼を申し上げる次第であります。

議員の数も昭和20年代の最大26名から現在12名となっていることから、私たち議員一人一人の使命はより重くなったと感じているところであります。

そして、議員自らが変わらなければ議会改革は進まない、町民の福祉向上を目指す議会として活性化計画の策定に進めているところであります。その取り組みが皆さんが選挙で訴えてきたこと、町民の皆さんにお約束したことに応えることであり、議員に課せられた責務であります。

今、地方自治体を取り巻く環境は依然、厳しいものであります。ですが、さらなる研鑽を積んでいただき町民の皆さんの付託に応えるべく議員自らが政策を立案、提案しながら、町民の皆さんの声を行政に反映させなければなりません。

今後も町民の皆さんとの対話を大切に、町民の皆さんが安心して安全に暮らせること、本別町が将来につなぐしっかりとした今を築くことにあります。より一層の御活躍をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

寒さ厳しき折、健康には十分留意され、御家族ともども素晴らしい平成27年の新春を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、感謝とお礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで、会議を閉じます。

平成26年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時14分）

地方自治法第125条第2項の規定により署名する。

平成26年12月11日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 矢 部 隆 之